

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|---------------|--------------|
| 大目標 | 1 壮年期の死亡率の改善 |
| 中目標（今後の基本的方針） | （1）健康教育の推進 |

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 平成37年度末までの姿 | 健康管理に取り組む人が増え、壮年期の過剰死亡が改善しています。 |
|-------------|---------------------------------|

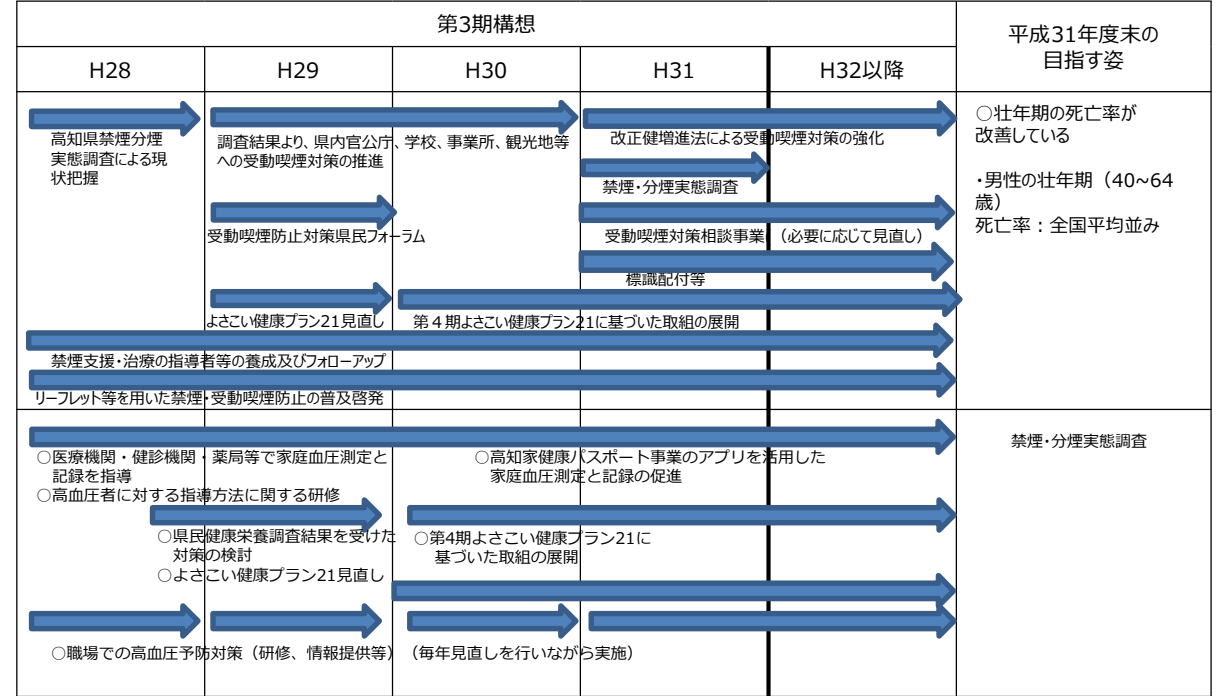
| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 | 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の 目指す姿 | | | |
|---|--|---|--|--|--------------------------|---|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------|--|
| | | | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | | | | |
| 学校等における健康教育・環境づくり (学校における健康教育、ヘルスマイトによる健康教育) | <ul style="list-style-type: none"> 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合(H27小学5年生) 男子60.0% 女子37.0% 朝食を必ず食べる子どもの割合(H27小学5年生) 男子87.0% 女子88.0% 肥満傾向にある子どもの割合(H27小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合) 男子6.21% 女子4.54% | 【課題】 ・健康的な生活習慣に関する知識の習得に留まらず実践につなげるための取り組みが必要 【成果】 ・小中高等学校で健康教育教材を活用した取組が実践されている | <ul style="list-style-type: none"> 小中高等学校での健康教育教材の活用 ★学習指導要領改定にあわせて、副読本の内容見直し(中学生・高校生) ヘルスマイトによる食育講座の実施 学校関係者への健康教育推進の周知 保育士・幼稚園教諭、市町村職員等を対象とした研修 | 小中高等学校での健康教育教材の活用(毎年、活用状況の把握・教材見直しを実施) | よさこい健康プラン21改定 | 学習指導要領改定にあわせて、副読本の内容見直し(小学生用改定) | 学習指導要領改定にあわせて、副読本の内容見直し(中学生・高校生用改定) | ヘルスマイトによる食育講座の実施/家庭・地域を巻き込んだ健康教育を推進 | 学校経営計画をふまえた、学校関係者への周知 | 保育士・幼稚園教諭、市町村職員等を対象とした研修(毎年研修内容は見直し) | 教材の見直し | ○子どもの頃からの健康な生活習慣が実践される ・副読本を活用した健康教育の実施率100% ・ヘルスマイトによる地域と連携した家庭の意識向上 食育教育の実施校数100校/年 |
| | | | | 歯と口の健康づくり基本計画改定 | 第2期歯と口の健康づくり基本計画に基づく取組展開 | フッ化物洗口の推進(特に実施率の低い市町村へ重点支援)実施状況把握(毎年実施) | フッ化物応用推進マニュアルの改訂 | 保育・学校関係者等への説明会等の実施 | むし歯・歯肉炎予防の普及啓発 | ○子どもの頃からの健康な生活習慣が実践される | | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|---------------|-------------------------|
| 大目標 | 1 壮年期の死亡率の改善 |
| 中目標（今後の基本的方針） | (2)「ヘルシー・高知家・プロジェクト」の推進 |

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 平成37年度末までの姿 | 健康管理に取り組む人が増え、壮年期の過剰死亡が改善しています。 |
|-------------|---------------------------------|

| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 （課題も含む） | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 |
|--------|--|---|---|
| たばこ対策 | <ul style="list-style-type: none"> 喫煙率：男性32.1%、女性9.24%（H23県民健康栄養調査） 禁煙治療の禁煙成功率 53.3%（H26） 禁煙治療に保険が使える医療機関 104機関（H26） とさ禁煙サポート養成数:922名（H27） 学校の受動喫煙防止の取り組み 敷地内禁煙実施率 小学校56.9% 中学校50.0%（H27） | 【成果】 <ul style="list-style-type: none"> とさ禁煙サポート等の禁煙をサポートする人材の育成 喫煙率の改善： （男性）H23:32.1%→H28:28.6% （女性）H23:9.2%→H28:7.4% （H23,28県民健康栄養調査） 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 禁煙治療の受診者数減少 学校の敷地内禁煙の実施状況に地域格差がある | 【禁煙支援】 <ul style="list-style-type: none"> 禁煙支援・治療の指導者の養成、フォローアップ 【受動喫煙防止対策】 改正健康増進法に基づく取組 学校、事業所・店舗等へ向けた法の普及啓発 ★事業所等からの専門的な相談や環境測定に対応するための受動喫煙対策相談事業の実施 ★飲食店を対象とした禁煙・分煙実態調査の実施 ★事業所等への標識等配付 【防煙】 <ul style="list-style-type: none"> 養護教諭等を対象とした研修 |
| 高血圧対策 | <ul style="list-style-type: none"> 高血圧者のうち、家庭で測定した血圧値を医師に伝えている人の割合（H26）72.7% 高血圧未治療の40-69歳男性の約2割が収縮期血圧140mmHg以上の高血圧状態（H22） | <ul style="list-style-type: none"> 医療機関・健診機関・薬局等と連携した、家庭血圧測定と記録の指導 減塩プロジェクトによる量販店と連携した減塩の取り組み 協会けんぽと連携した職場における高血圧予防対策の推進 【課題】 日本高血圧学会治療ガイドラインによる家庭血圧を指標とした治療や服薬指導、保健指導等の一貫した指導体制が必要 高血圧であるにも関わらず放置し、医療機関への受診が進んでいない | <ul style="list-style-type: none"> 家庭血圧測定の記録と指導 医療機関・健診機関・薬局等で家庭血圧測定と記録の指導を継続 高知家健康サポート事業のアプリを活用した家庭血圧測定と記録の促進 医療機関・健診機関・薬局等を対象に高血圧者に対する指導方法に関する研修を実施 協会けんぽと連携した職場における高血圧予防の推進 職場での高血圧予防対策（研修や情報提供）の展開 |



第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|--------------|
| 大目標 | 1 壮年期の死亡率の改善 |
| 中目標(今後の基本方針) | (3)がん予防の推進 |

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 平成37年度末までの姿 | 健康管理に取り組む人が増え、壮年期の過剰死亡が改善しています |
|-------------|--------------------------------|

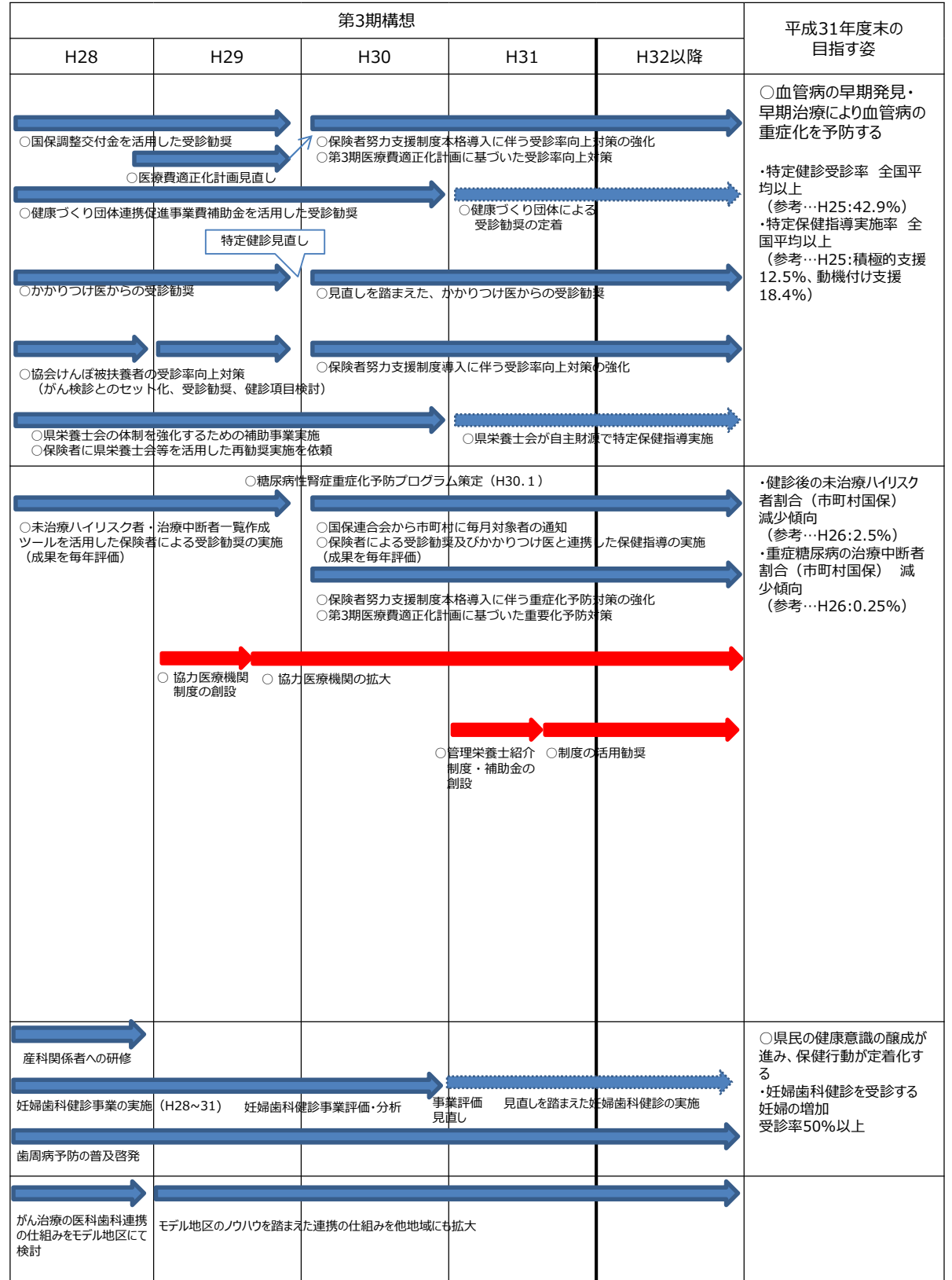
| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★30年度からの新たな取組 | 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の 目指す姿 |
|-----------|--|--|---|--|--|--|--|---|---|
| | | | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| がん検診の受診促進 | <p>■県民の4人に1人が、がんで死亡し、死亡原因の第1位</p> <p>■がん検診受診率 H26年度 40～50歳代(市町村検診・職域検診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 肺がん 52.4% 胃がん 39.6% 大腸がん 41.2% 子宮頸がん 44.4% 乳がん 47.5% | <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○がん検診の意義・重要性の周知 ○利便性を考慮したがん検診体制の構築 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29年度がん検診受診率は、H21年度から7.7～15.4ポイント上昇 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肺がん検診と乳がん検診以外の受診率は目標の50%に到達していない。 ・未受診理由として「忙しい」「面倒」が上位。3位に「必要な時は医療機関を受診」が入っており、がん検診の意義・重要性が、十分県民に届いていない。 | <p><検診の意義・重要性の周知></p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別勧奨・再勧奨 ・市町村からのDM ・住民組織などによる勧奨 ・精密検査未受診者への勧奨 ○マスメディア等の活用 ・テレビ、ラジオ、インターネット等による普及啓発 ○事業主を通じた受診勧奨 ・事業所健診(胸部検診単独)からがん検診同時受診への切替促進 ・女性従業員の多い医療・福祉施設への受診勧奨 ・優良事業所認定事業への参加呼びかけ <p><利便性を考慮した検診体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村検診のセット化、広域化の促進 ○乳・子宮頸がんの医療機関検診の拡大 ○大腸がん検診の受診促進 ・冬期(12月～2月)限定の郵送回収 ○施設への出張検診の実施 | <p>検診の意義・重要性の周知</p> <p>利便性を考慮した検診体制の構築</p> | | | | | <p>○がん検診の意義・重要性が浸透するとともに、利便性の向上により受診行動に結びついている。</p> <p>・がん検診受診率(40～50歳代) 胃・大腸・子宮頸:50% 肺・乳:現受診率の維持・上昇 ※H30.3変更</p> <p>(参考 H29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肺:57.4% ・胃:40.7% ・大腸:43.5% ・子宮頸:47.9% ・乳:51.4% |
| | | | | ウイルス性肝炎対策の推進 | <p>■肝炎ウイルスは、過去の同一注射器の連続使用による集団予防接種等により誰でも感染する可能性があった。</p> <p>■感染しても自覚症状がなく、持続感染で肝硬変や肝がんを発症する恐れがある。</p> <p>■高知県の推定感染者数は、B型7,600人、C型13,000人</p> <p><状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス性肝炎のことは一定認知されてきている。 ・肝炎検査の受診率は増えてきている。 ・過去の無料検診の受診機会が職域健診の一部で提供できていなかった。 ・検査で陽性と判明した者の精密検査受診率は増加。 ・地域肝炎治療コーディネーターの養成を行ったが、受講者のいない市町村や専門医療機関がある。 | <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報の充実(イベントによる広報等) ○検査機会の提供(無料検査実施) ○感染者の治療へのつなぎ(コーディネータ養成、検査費用助成) ○標準治療の提供(医療費助成) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種指標が上昇した。 ・75歳未満年齢調整死亡率(H22)9.6→(H27)7.2 ・40歳以上の検査受診率(H22)36.7%→(H28)50.1% ・精密検査受診率(H22)62.4%→(H28)80.7% ・H23-28コーディネーター養成数 258名 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス性肝炎のことは一定認知されているが、アンケート結果での認知度及び受診率は初めてイベントを行った地区で他に比べ10～20ポイント低く、ウイルス性肝炎認知度のさらなる向上が必要。 ・職域の集団健診では肝炎検査の受診機会提供が不十分であったため受診機会提供が必要。 ・精密検査受診率が昨年から上がっておらず感染を知っているにも関わらず、医療機関への継続的な受診に繋がっていない患者へのさらなる取組強化が必要。 ・今後も新薬の発売が予定され標準治療の変更が予想されることから、コーディネーターの再研修や地域での連携体制強化が必要。 | <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報の充実 ・量販店等での啓発イベントの実施 ○検査機会の提供 ・無料肝炎ウイルス検査の実施 ・福祉保健所での検査 ・啓発イベントでの検査 ・職域集団健診での検査 ○感染者の治療へのつなぎ ・地域肝炎コーディネータの養成 ・検査費用の助成 ・肝炎診療の地域連携体制強化 ○標準治療の提供 ・医療費の助成 | <p>広報：治療や公的支援などの肝炎の知識の普及</p> <p>イベント等での出張型無料検診の実施</p> <p>職域での無料検診の実施</p> <p>地域肝炎治療コーディネーター養成及び受診勧奨</p> <p>陽性者に対する精密検査費用の助成</p> <p>肝臓を専門としない医師への支援体制(地域での医療連携)の推進</p> <p>肝炎治療費用助成の実施</p> | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|---------------|--------------|
| 大目標 | 1 壮年期の死亡率の改善 |
| 中目標（今後の基本的方針） | (4)血管病対策の推進 |

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 平成37年度末までの姿 | 健康管理に取り組む人が増え、壮年期の過剰死亡が改善しています。 |
|-------------|---------------------------------|

| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 |
|-----------------------------|---|---|--|
| 特定健診（特定保健指導含む）の受診率向上対策 | <ul style="list-style-type: none"> 〈特定健診〉 <ul style="list-style-type: none"> 県全体の特定健診の受診率は年々上昇しているが、全国平均（H25:47.1%）には達していない。 〈特定保健指導〉 <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防・医療費適正化のためには、特定健診後に特定保健指導に確実につなげることが重要。 市町村国保の特定保健指導実施率は全国平均（H26:24.4%）を下回り、年度別にも低下傾向である。 | <ul style="list-style-type: none"> 〈特定健診〉 <ul style="list-style-type: none"> 未受診者に対する保険者からの受診勧奨 健康づくり団体や高知家健康づくり支援薬局と連携した受診への直接の声かけ 受診環境の整備（がん検診との同時実施） 健診の重要性と受診を促す啓発の実施 【成果】 <ul style="list-style-type: none"> 構想での取組前と比較して、受診率が大きく向上した 〈保険者全体〉 <ul style="list-style-type: none"> H21:35.8%→H27:46.6%（+10.8%） 〈市町村国保〉 <ul style="list-style-type: none"> H21:24.6%→H28:35.9%（+11.3%） 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 特定健診の受診率は、全国と比較して3.5%低い状況である（H27保険者全体） 〈特定保健指導〉 <ul style="list-style-type: none"> 県栄養士会による巡回型特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨を開始（H28～） 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導の実施率は、全国と比較して約2.9%低い状況である（H27保険者全体）。 | <ul style="list-style-type: none"> 〈特定健診〉 <ul style="list-style-type: none"> 市町村国保との連携 国調整交付金・県調整交付金を活用し、地域に応じた受診勧奨等を実施 地域の健康づくり団体が連携した受診勧奨 ★40代前半をターゲットにした啓発リーフレットを対象者全員に配付 〇医療機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> 医師会と連携し医療機関からの受診勧奨 特定健診ヒント集の配布による健診の円滑実施への支援 〇協会けんぽとの連携 <ul style="list-style-type: none"> がん検診とのセット化の推進 未受診者に対する、タイムリーな受診勧奨 〈特定保健指導〉 <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導体制の充実 県栄養士会の体制を強化するための補助事業を実施 保険者による再勧奨体制の構築 |
| 血管病の重症化予防対策 | <ul style="list-style-type: none"> 〈医療費の状況〉 <ul style="list-style-type: none"> 県民一人当たりの県民医療費は398千円で全国1位（H23） 一人当たりの入院医療費は183千円（全国1位）で、全国平均の1.6倍（H23） 〈慢性腎臓病対策の状況〉 <ul style="list-style-type: none"> 人口一万人あたり31.0人と全国の24.7人より高い状況。H25の新規透析導入患者は297人で、そのうち113人（38.0%）が糖尿病性腎症による。（未治療ハイリスク者・治療中断者の状況（市町村国保推計）） 特定健診受診者の3.5%が未治療ハイリスク者 糖尿病レセプトがある患者の0.6%が治療中断かつ重症患者 | <ul style="list-style-type: none"> 【取組】 <ul style="list-style-type: none"> 診療所から紹介された患者に栄養食事指導を行う「協力医療機関制度」の創設（H29.7） 栄養食事指導の統計学的有用性の検証・確認（H31.3） 栄養指導のスキルアップ研修（H29年度～） 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 特定健診対象者の53.4%が未受診であり、特定健診の受診率向上対策が必要（H27保険者全体） リスクの高い未治療者の約4割が健診後に医療機関を受診していないというデータがあり、受診勧奨等のフォローが不十分であることから、未治療者への対策が必要 治療の優先度が低い、疾患への認識不足、治療費の負担が大きいため理由から治療を中断する場合があります。治療中断者への対策が必要 糖尿病治療をしている特定健診受診者のうち、HbA1c7.0%以上の者が約3割いることから、治療中で重症化リスクの高い者への対策が必要 医療機関における管理栄養士の雇用、栄養食事指導が進展しておらず、栄養食事指導体制の強化が必要 【成果】 <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定（H30.1） 市町村、医療機関及び関係団体向け説明会を開催し、プログラムを周知 協力医療機関数：77施設（H31.3） 協力医療機関の月・施設平均指導件数10.8件（H29年度）⇒12.0件（H30年度） 協力医療機関への糖尿病患者の紹介数が倍増 <ul style="list-style-type: none"> 紹介数30件うち糖尿病15件（H29年度） ⇒紹介数37件うち糖尿病32件（H30年度） | <ul style="list-style-type: none"> 〇糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき取り組みの推進 未治療ハイリスク者及び治療中断者の把握と医療機関への受診勧奨の強化 ★糖尿病で通院する者のうち重症化するリスクの高い者へ保険者とかかりつけ医が連携した生活習慣に関する保健指導の実施 ★国保連合会から、市町村に毎月対象者を抽出し通知（7月末までに抽出ツールの開発を予定） 保健指導等を担う保健師等に対する血管病重症化予防研修会の開催 〇管理栄養士による外来栄養食事指導の推進 管理栄養士を擁する協力医療機関の拡大 ★診療所での管理栄養士の雇用を促す紹介制度の創設 |
| 歯周病予防による全身疾患対策（妊婦の歯周病予防対策） | <ul style="list-style-type: none"> 低出生体重児率10.7%（全国9.5% H26） | <ul style="list-style-type: none"> 妊婦歯科健診事業が開始（H28.8～） 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 妊婦の半数以上は「歯周病と低体重児疾患の関連性がある」と認識していない | <ul style="list-style-type: none"> 〇妊婦歯科健診事業の実施 |
| 歯周病予防による全身疾患対策（がん診療の医科歯科連携） | <ul style="list-style-type: none"> がん治療の医科歯科連携が保険算定できている医療機関は6施設 がん治療を行う医療機関の歯科との連携状況調査では、全体の47.2%が連携していない、30.6%が連携しているが不十分」と回答 | <ul style="list-style-type: none"> 【成果】 <ul style="list-style-type: none"> 歯科医療機関やがん治療を行う医療機関を対象に、がん治療連携の重要性について研修を実施 治療協力してもらえる歯科医療機関名簿を作成・共有（H26 183機関） | <ul style="list-style-type: none"> 〇がん医療連携の推進 がん治療医療機関を中心とした医科歯科連携のモデル事業を実施 |



第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|---------------------------|
| 大目標 | Ⅱ 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標(今後の基本方針) | (1)日々の暮らしを支える高知型福祉の仕組みづくり |

| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等(課題も含む) | これからの取組★31年度からの新たな取組 |
|-----------------------|--|--|---|
| ○あつたかふれあいセンターの整備と機能強化 | <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動の拠点として、29市町村、42箇所、190サテライトで設置・運営(H27年度末) 「集い」、「訪問・相談」、「生活支援」などの提供による地域の支え合いのネットワークづくり <平成27年度の取り組み> <ul style="list-style-type: none"> 専門職による職員へのリハビリテーション研修の実施 「認知症の人と家族の会」と連携した認知症カフェの設置と職員の認知症対応力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 集いの場の提供や訪問などを通じて地域課題やニーズに対応する小規模多機能な支援拠点として地域に普及・定着し、地域の支え合いのネットワークの再構築が進んでいる。(H30末:31市町村48箇所231サテライト) あつたかふれあいセンターの地域内で介護予防につながる体操等(リハビリテーション専門職等が何らかのかたちで関与し、概ね週1回以上)を実施(H30:48箇所) あつたかふれあいセンターの地域内で認知症カフェを実施(H30:35箇所) あつたかふれあいセンターの地域内で集落活動センターが設置されている(H30:31箇所) <課題> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防体操等について、より効果を上げるため、定期的な検証や各地域での取り組み状況を踏まえた開催頻度の検討が必要。 身体機能だけでなく、口腔機能の向上や肺炎予防等、総合的な介護予防の取り組みを推進していくためには、専門性の高いサービス提供が必要であり、多様な専門職の関与を強化していく必要がある。 認知症カフェの取組をより一層広げていくためには、住民やNPO等の活動とあつたかふれあいセンターとの連携を促進していくことが必要。 小規模で複合的な福祉サービス提供施設の整備に向けて、各市町村において、地域ニーズに応じた具体的な検討を進めていくことが必要。 集落活動センターとの連携による地域ニーズに応じた生活支援サービスの充実強化に向け、組織の枠を超えた協議や連携を行う必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> (1)あつたかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> 拠点・サテライト拡大への支援 集落活動センターとの連携の充実強化 (2)リハビリ専門職等と連携した介護予防の取り組みの実施 <ul style="list-style-type: none"> 住民主体の活動や民間団体等との連携を図りつつ、介護予防の取り組みの充実・拡大を推進 (3)認知症カフェの設置推進 <ul style="list-style-type: none"> 住民主体の活動や民間団体等との連携を図りつつ、認知症の人や家族、地域住民等の誰もが気軽に参加可能な集う場の設置を推進 (4)福祉サービスの提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉課題に対応するため、あつたかふれあいセンターの基盤を活かした福祉サービス等の提供機能の充実に取り組み市町村への支援 ★(5)ゲートキーパーの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー機能を高める人材研修の実施 |

| | |
|--------------|--|
| 平成37年度末の目指す姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスが受けられ、健やかに安心して暮らしています |
|--------------|--|

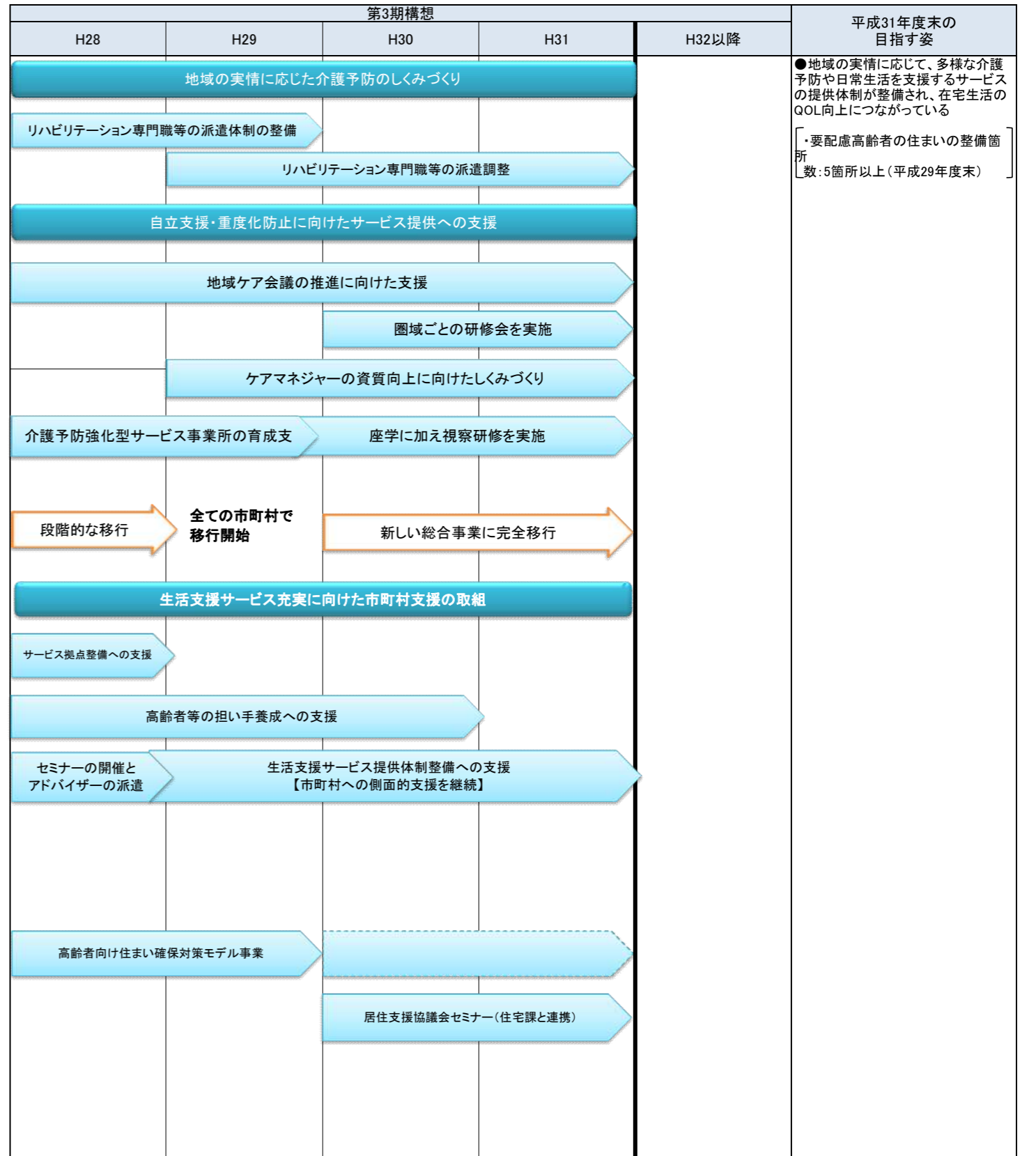
| 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の目指す姿 |
|--|--------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|--------------|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| あつたかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備・拡大 | | | | | ○あつたかふれあいセンターのサービス提供機能が充実・強化され、高知型福祉の拠点として整備されている。 |
| 29市町村、拠点44、サテライト206 | 拠点・サテライトの拡大 | | 旧市町村毎に1箇所以上 | | |
| あつたかふれあいセンターと集落活動センターとの連携の充実強化 | | | | | ・あつたかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備箇所数 :旧市町村毎に1箇所以上 |
| リハビリ専門職等と連携した介護予防の取り組みの実施 | | | | | ・あつたかふれあいセンターでのリハビリ専門職等と連携した介護予防の取り組みの実施箇所数 :すべての拠点においてリハビリ専門職等と連携した介護予防の取り組みを実施 |
| リハビリ専門職等が関与した取り組みの実施 :29箇所 | 専門職の拡充 住民主体の活動等との連携等による取り組み | 住民主体の活動等との連携等による取り組みの充実・拡大 | すべての拠点においてリハビリ専門職等と連携した介護予防の取り組みを実施 | | |
| 地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等との連携による認知症カフェの設置 | | | | | ・あつたかふれあいセンター等への認知症カフェの設置箇所数 :すべての拠点及びサテライトにおいて認知症カフェの取り組みを実施 |
| あつたかふれあいセンターの地域内で実施 :13箇所 | 定期的開催する認知症カフェの拡大 | | すべての拠点及びサテライトにおいて認知症カフェの取り組みを実施 | | |
| 福祉サービスの提供機能の充実 | | | | | ・あつたかふれあいセンター等を活用した新たな介護予防サービス提供拠点の整備箇所数 :13箇所以上 |
| | | | | ゲートキーパーの機能強化 | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|---|
| 大目標 | 2. 地域地域で安心して住み続けられる県づくり～「高知版地域包括ケアシステム」の構築～ |
| 中目標(今後の基本方針) | (1) 日々の暮らしを支える高知型福祉の仕組みづくり |

| | |
|--------------|--|
| 平成37年度末の目指す姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスが受けられ、健やかに安心して暮らしています |
|--------------|--|

| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等(課題も含む) | これからの取組★31年度からの新たな取組 |
|-------------------|---|---|---|
| ○介護予防と生活支援サービスの充実 | <p>・H27年度の介護保険制度の改正により、全ての市町村において、H29年4月までに要支援1,2の方に対する訪問介護・通所介護を、市町村が実施する新しい総合事業に移行しつつある (H27年4月移行:2市 H27年度中移行:9市町村・1広域連合 H28年度中移行:14市町村(予定))</p> <p>・市町村事業へのリハビリテーション専門職の関与 介護予防事業や住民主体の通いの場:18市町村(H26実績) 地域ケア会議:25保険者(H27.9時点)</p> | <p>・セミナーの開催及び圏域へのアドバイザーの派遣を実施 ・市町村における新総合事業に係るサービス提供拠点整備への支援 ・高齢者等の担い手養成のための研修の実施 ・リハビリテーション専門職等を対象とした研修会の実施及び関係団体との連携 【成果】 ・早期に新しい総合事業へ移行する保険者が増加 H27年度中:12、H28年度中:14、H29年度中:4 ・新総合事業に係るサービス提供拠点の整備 H27:8市町村、H28:4市町 ・高齢者等の担い手養成研修の実施 県シルバー人材センター連合会:H27受講者19名、修了者16名、サービス登録者6名(うちサービス提供者2名):H28受講者18名、修了者12名、サービス登録者12名(うちサービス提供者4名) 県老人クラブ連合会:H27受講者99名、修了者36名、H28受講者52名、修了者27名、H29受講者62名、修了者62名 県介護福祉士会H28受講者6名、修了者6名 介護労働安定センター:H30受講者18名、修了者11名 ・生活支援体制整備事業の取り組み事例集の作成 ・生活支援サービス充実に向けたアドバイザーの派遣(13箇所) ・市町村事業へのリハビリテーション専門職の関与 総合事業または介護予防事業:29保険者(H30.3時点) 地域ケア会議:29保険者(H30.3時点) ・介護予防強化型サービス事業所の養成研修受講:9事業所(H30.3時点) 【課題】 ・市町村が実施する生活支援サービスの充実が必要 ・生活支援コーディネーターのスキルアップが必要 ・介護予防、重度化予防の推進のために、多職種の間連携が必要 ・地域リーダーの高齢化等の課題を抱えている地域もあり、住民主体の介護予防活動の継続に向けた支援が必要</p> | <p>■地域の实情に応じた介護予防のしくみづくり (1)あつたかふれあいセンターの機能強化(再掲) (2)住民主体の介護予防活動への支援 ・市町村の地域リーダーを育成するため、リハビリテーション専門職の派遣調整 ・地域の介護予防活動の場(リハビリテーション専門職、栄養士、管理栄養士)の派遣を支援し、市町村の専門職活用を推進</p> <p>■自立支援・重度化防止に向けたサービス提供への支援 (1)地域ケア会議の推進 ・自立支援に向けた多職種協働の事例検討の実施に向けたアドバイザーの派遣 ★圏域ごとの研修会の実施 (2)ケアマネジャーの資質向上に向けたしくみづくり ★福祉保健所圏域ごとに自立支援に向けたケアマネジメントに関する研修会等の実施 (3)介護予防強化型サービス事業所の育成支援 ・自立支援・重度化防止に取り組む事業所のさらなる育成に向けて、県内全事業所を対象に座学研修の実施及び先進取組の視察研修を実施し事業所の取組を推進</p> <p>■生活支援サービス充実に向けた市町村支援 (1)生活支援コーディネーターの養成 ・生活支援等サービスの提供体制の整備を推進する生活支援コーディネーターの養成やフォローアップ研修を実施 (2)アドバイザーの派遣 ・市町村での生活支援体制の充実が図られるよう、地域の支え合い活動を支援しているNPO職員などのアドバイザーを派遣</p> <p>■要配慮高齢者の住まいの整備 (1)居住支援協議会セミナーの開催(住宅課と連携)</p> |
| | <p>■要配慮高齢者の住まいの整備 ・大川村、四万十町で高齢者向け住まいを整備(うち四万十町は平成28年度中に竣工予定) ・高齢者に限らず、障害者や子育て世帯を入居対象とした住まいを必要とする市町村がある</p> | <p>■要配慮高齢者の住まいの整備 【成果】 大川村、四万十町で高齢者向け住まいを整備(うち四万十町はH28.8月に竣工) 【課題等】 ・市町村から、住まい確保は既存の住まい等で充足している、地域のニーズを把握しきれていないといった声があった。既存の集合住宅へのスムーズな入居支援が必要 ・高齢者向けの住まいの事業を検討していた市町村が、ショートステイができる小規模多機能な福祉施設の事業へ変更。平成29年度から地域福祉政策課において、あつたかふれあいセンターの機能強化として、高齢者や障害者等へのショートステイサービスの提供に関する支援を開始</p> | |



第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|---|
| 大目標 | 2. 地域地域で安心して住み続けられる県づくり～「高知版地域包括ケアシステム」の構築～ |
| 中目標(今後の基本方針) | (1) 日々の暮らしを支える高知型福祉の仕組みづくり |

| | |
|--------------|--|
| 平成37年度末の目指す姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスが受けられ、健やかに安心して暮らしています |
|--------------|--|

| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等(課題も含む) | これからの取組★31年度からの新たな取組 |
|----------------------------|--|---|--|
| ○認知症の早期の発見・診断・対応につながる体制の整備 | <p>■早期の発見・診断・対応につながる体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 「認知症初期集中支援チーム」の設置数がH27年度時点で2市にとどまっている。(H27年度実施率 全国平均 17.6%、高知県 5.9%) チーム員の要件となる認知症サポート医のさらなる養成が必要 <p>■認知症高齢者等にやさしい地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症カフェの設置推進(再掲)(地域福祉政策課) 「認知症の人と家族の会」と連携した認知症カフェの設置と、あったかふれあいセンター職員の認知症対応力の向上 認知症サポーターの養成 H28.3月末時点: 41,550人 認知症高齢者等の見守り体制や居場所づくりの取組が進んでいない。 <p>■高齢者権利擁護相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が抱える高齢者の権利擁護に対して専門的な助言体制がない。 | <p>■早期の発見・診断・対応につながる体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 「認知症初期集中支援チーム」の設置に向けた認知症初期集中支援連携体制整備モデル事業の実施による市町村支援(モデル事業実施) H26: 2市、H27: 9市町村、H28: 5市町村・1広域連合 〈チーム設置〉 H30.3月末: 28保険者 認知症サポート医 H30.3月末時点: 77名 <p>■認知症高齢者等にやさしい地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症カフェ(再掲)(地域福祉政策課) あったかふれあいセンター等を活用した認知症カフェ: 34ヶ所、その他の認知症カフェ: 55ヶ所 認知症サポーター H31.3月末時点: 58,485人 <p>■高齢者権利擁護相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が抱える高齢者の権利擁護に対して専門的アドバイスが受けられる専門家チームの派遣 ★認知症高齢者等の増加に向け、成年後見制度の必要な方が適切な利用に結びつくよう、成年後見人の受け皿となる市民後見人、法人後見の人材確保への支援 | <p>■早期の発見・診断・対応につながる体制づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員の活動充実への支援 認知症地域支援推進員を対象とした研修の実施によるスキルアップ及び見守り体制構築に繋がる支援 認知症初期集中支援チームの活動充実への支援 <ul style="list-style-type: none"> チーム員を対象とした研修の実施によるスキルアップ及び関係機関との連携の強化に向けた支援 チームの取り組みに関する情報共有等によるかかりつけ医とのさらなる連携の強化 3 他職種が連携した認知症ケアのための対応力の向上 連携の中心となる認知症サポート医の養成 受講者拡大に向けて関係機関との連携を強化し、歯科医師、薬剤師、看護師等の認知症対応力向上研修の実施 <p>■認知症高齢者等にやさしい地域づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 認知症カフェの設置推進及び活動充実への支援 あったかふれあいセンター等を活用した認知症カフェ設置推進への支援 ★認知症地域支援推進員や、認知症カフェの運営者を対象とした研修会の実施等による認知症の人が参加できる交流の場等の開催に向けた支援 <p>■高齢者権利擁護相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が抱える高齢者の権利擁護に対して専門的アドバイスが受けられる専門家チームの派遣 ★認知症高齢者等の増加に向け、成年後見制度の必要な方が適切な利用に結びつくよう、成年後見人の受け皿となる市民後見人、法人後見の人材確保への支援 |

| 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の目指す姿 |
|--------------------------------|-----------------------|-----|-----|-------|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| 早期の発見・診断・対応につながる体制づくり | | | | | <p>●認知症の早期の発見・診断・対応につながる体制が整備されている</p> <p>〔認知症初期集中支援チームを平成30年4月までに全市町村に設置〕</p> <p>・認知症サポーター: 60,000人</p> |
| 認知症地域支援推進員等のスキルアップ、見守り活動に繋がる支援 | | | | | |
| チーム設置への支援 | 認知症初期集中支援チームの活動充実への支援 | | | | |
| 認知症ケアに携わるサポート医等の養成 | | | | | |
| 認知症高齢者にやさしい地域づくり | | | | | |
| 未設置市町村への認知症カフェの設置推進 | | | | | |
| 活動充実への支援 | | | | | |
| 高齢者権利擁護相談体制の充実 | | | | | |
| 高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームとの連携 | | | | | |
| 権利擁護に関する人材の育成 | | | | | |

第3期日本一の健康長寿県構想 総表

| | |
|--------------|----------------------------|
| 大目標 | Ⅱ 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標(今後の基本方針) | (1) 日々の暮らしを支える高知型福祉の仕組みづくり |

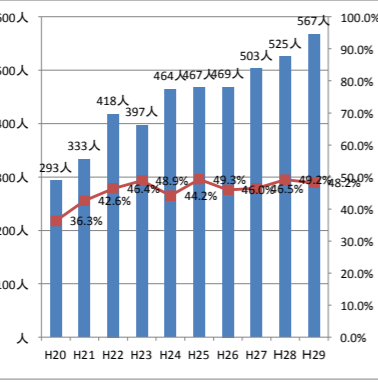
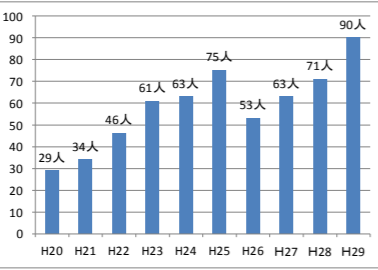
| 具体的な施策 | 第3期構想 策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 |
|--|---|---|--|
| ○若年性認知症に対する支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆県内の若年性認知症患者 … 206人(推計) 平成21年3月「若年認知症の実態と対応の基盤研究」の全国推計からの推計結果 ◆「高知県若年性認知症実態調査(平成25年1～2月)」の結果 調査対象：本人(又は家族)118人 回答：44人(回収率53.8%) ＜調査結果の概要＞ ・本人の“気づき”の年代 :30～50歳代が約7割←働き盛り ・介護サービスを利用していない：約3割 ・障害福祉サービスを利用していない：約4割 うち、サービスを知らない、利用の仕方がわからない：約6割 ・若年性認知症になる前は働いていた：約8割(34人)←離職 | <ul style="list-style-type: none"> ★若年性認知症者に対して、発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるような、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携を図る仕組みがない。 | <ul style="list-style-type: none"> ★若年性認知症支援コーディネーターを中心としたネットワークの構築 ・相談窓口2カ所(高知大学医学部、高知ハビリテーリングセンター)を1カ所(高知大学医学部)に統合して情報を総括する ・コーディネーターが日頃の支援を通じて得た人脈を活用し、各関係者間を有機的に連携できるネットワークを構築することで、支援体制の充実を図る。 ・連絡協議会を毎月実施し、県担当者がコーディネーターの活動状況を把握し、必要な情報の共有と今後の取組についての協議を行う。 |
| 1. 若年性認知症の人のニーズに応じた様々な支援制度をアドバンスし、支える態勢の整備 | | <ul style="list-style-type: none"> ★若年性認知症者や家族への相談や支援機関との調整を行い、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援、社会参加支援等を推進する。 ・若年性認知症支援コーディネーターの設置 相談窓口 認知症コールセンターとの連携 ケース支援 ・若年性認知症就労支援コーディネーターの設置 若年性認知症支援コーディネーターと連携し、企業での就労継続等を支援 ★相談窓口の設置と周知 ・若年性認知症支援コーディネーターによる相談窓口 ・関係機関、県民に対する窓口の周知 チラシの配布・掲示等 | <ul style="list-style-type: none"> ★コーディネーターと関係機関の連携による重層的な支援 ・コーディネーター2名を、総合支援のコーディネーター1名にして情報を総括する一方、障害者就業・生活支援センターと連携することにより、生活から就労まで一貫して支援できるよう体制を強化する。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ★若年性認知症の当事者、家族の交流の場を確保。孤立しがちな当事者と家族の支援。 ・交流会の開催 ・若年性認知症支援コーディネーター等による個別支援 | <ul style="list-style-type: none"> ★若年性認知症にまつわる当事者が集える場の創出 ・若年性認知症の本人や家族等の当事者が悩み等を話し合える場を創出することにより、当事者間の交流を促進する。 |
| 2. 支援事例の共有による関係機関の支援ノウハウの習得 | | <ul style="list-style-type: none"> ★若年性認知症に関する支援の均一化 ・若年性認知症支援コーディネーター等による支援者への支援を通じての支援者のスキル向上。 | <ul style="list-style-type: none"> ★支援者向け研修の開催 ・認知症疾患医療センターと連携した医療・介護・福祉の支援者向け研修会を開催 ・支援者向け研修の実施などを通して、地域包括支援センターの若年性認知症への対応力の向上を図るとともに、地域包括支援センターとの連携をさらに強化する |
| 3. 若年性認知症に対する正しい知識の普及 | | <ul style="list-style-type: none"> ★企業に対する正しい知識の普及と理解促進 ・障害者雇用促進セミナーによる普及・啓発 ・若年性認知症就労支援コーディネーターを中心とした個別支援による理解促進 ★県民に対する正しい知識の普及と理解促進 ・若年性認知症フォーラムによる普及・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ★リーフレットの作成 ・若年性認知症支援コーディネーターの役割や相談窓口等を県民に広く周知するため、県の広報媒体やテレビ、ラジオ等を活用した広報を引き続き実施。 ・リーフレットの増刷・配布のほか、ポスターの作成・掲示により一層のPRを行う。(市町村、福祉保健所など) ・若年性認知症の方を診察する可能性のある、オレンジドクターの在籍していない脳外科や脳神経外科等の医療機関へもコーディネーターの周知を図る。 ・県民向け講演会、企業向けセミナーを開催 ・本人・家族交流会を開催。家族会等から確実に案内 |

| | |
|------------------|---|
| 平成37年度末の 目指す姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスを受けられ、健やかに安心して暮らしています。 |
|------------------|---|

| 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の 目指す姿 |
|-------|---|---|---|-------|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| | <p>ネットワーク会議の検討</p> <p>実態調査・分析</p> <p>【ネットワーク会議】 ・連携の仕組み、支援者向けの研修のあり方、企業や一般向けのセミナーのあり方等を協議 ・支援事例を共有し、方策を検討</p> | | <p>医療・介護・福祉・雇用ネットワーク 会議</p> <p>＜主な役割＞ ・若年性認知症に関する様々な分野の関係</p> <p>【ネットワーク会議】 ・連携の仕組み、支援者向けの研修のあり方、企業や一般向けのセミナーのあり方等を協議 ・支援事例を共有し、方策を検討</p> | | <p>○若年性認知症に関する相談窓口ができ、各関係機関が連携して支援できる体制が整っている。</p> <p>【指標】 ・若年性認知症相談窓口の設置：1カ所</p> |
| | <p>相談窓口の設置</p> <p>支援コーディネーター(1名) 就労支援ネットワークコーディネーター(1名)</p> <p>相談窓口の周知(リーフレット、チラシ等)</p> | <p>相談窓口の運営</p> <p>・医療・介護・福祉・雇用各関係機関との連携機能の強化</p> <p>支援コーディネーター(1名) 就労支援ネットワークコーディネーター(1名)</p> | | | |
| | | | <p>若年性認知症の当事者・家族の交流会の開催(ニーズの拾い上げ等)</p> <p>・交流会の開催 ・個別支援の実施</p> | | |
| | | | <p>事例検討会、勉強会の開催(支援ノウハウの蓄積と支援機関の連携強化)</p> <p>認知症疾患医療センター事例検討会との連携</p> | | |
| | | | <p>認知症に関する企業向けセミナー、一般向けフォーラムの開催</p> | | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

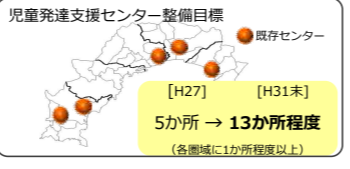
| | |
|--------------|----------------------------|
| 大目標 | II 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標(今後の基本方針) | (1) 日々の暮らしを支える高知型福祉の仕組みづくり |

| 具体的な施策 | 第4期構想 策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (県民も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 |
|------------------------------|---|--|---|
| ○障害の特性に応じて安心して働ける体制の整備 | ◆障害者の就職者数と就職率の推移  | ◆ハローワークを通じた障害者の就職件数 567人(H29年度) ◆就職率(H29年度) 48.2%(全国38位) ・求人側の障害者の職域の創出不足と求職者側の就職準備不足によるミスマッチ ◆県内企業の障害者雇用率 (H30.6.1現在) 2.30%(全国13位) ◆法定雇用率(2.2%)達成企業の割合 (H30.3.末時点) * 322社達成/539社 ◆県内公的機関の法定雇用率(H30.12.25現在) ・県 2.01% ・教育委員会 2.09% ・市町村等 2.30% | ○企業訪問による障害者雇用の啓発・理解促進 ・ハローワークと連携して、法定雇用率未達成企業を中心に障害者の職場見学・実習の受入を要請し、障害者雇用の理解を深めてもらう。 ・法定雇用義務企業(517社)の全社訪問を継続 ○障害者職業訓練の充実強化 ・職場実習型訓練の受入れ企業の開拓と求職者のコーディネート ・日本版デュアルシステム(産学と実習訓練)による職業訓練の実施 |
| 1. 職場実習型職業訓練の充実 | | ◆お仕事体験拠点 3拠点設置(H29年度) ・相談利用者数: 130人 ・同行訪問: 12人 ・拠点での面談: 115人 ・体験者数: 17人 | ○「お仕事体験拠点」に配置した障害者職業訓練コーディネーターによる在宅障害者に対するお仕事体験等をサポートし、就労へのステップアップを支援(就労体験拠点設置事業) ○就職に困難性を有する学生等(卒業後3年以内)に対して、コミュニケーション訓練、企業実習等による就労準備訓練を実施し、一般就労への踏み出しを支援 ○テレワークによる在宅就業支援 ・就労継続支援B型事業所にテレワークを活用したサテライトオフィスの業務導入 新規3カ所 在宅利用者 9名予定 ・工賃向上アドバイザー派遣事業などを活用し、今年度モデル事業を実施した2事業所へのフォローアップを実施 ・首都圏等の企業訪問による求人企業への顔つなぎと開拓 |
| 2. 在宅障害者等の一般就労に向けたステップアップを支援 | | ◆法定雇用義務対象企業における障害者の雇用状況(全障害者、うち精神障害者)  | ○精神障害者の特性に配慮した職域の開拓 ・雇用を検討している企業には職業訓練(実践能力習得訓練)の実施を促し、雇用を後押しする。 ・テレワーク事務実習の実施 年2回→年3回 ・障害者雇用促進セミナーの開催 ・就労移行支援事業所等へは企業訪問で収集した求人情報等を提供して、雇用促進を図る。 |
| 3. 精神障害者の就労支援体制の強化 | | ◆障害者施設利用から一般就労への移行者数 90人(H29年度) ◆一般就労を目標(個別支援計画)とした施設利用者のうち、一般就労した割合は20% ◆障害者就労継続支援B型事業所利用者の月額平均工賃 19,894円/月(H29年度) | ○施設利用者に対する施設外支援等の活用による介護補助業務、清掃業務の職場実習型職業訓練の受講促進 ○「清掃技術」をもった人材を育成する拠点を整備し、清掃技術力を身に付けた施設利用者を育成(清掃技術習得訓練) ○就労継続支援事業所の生産活動における品質管理や、食品安全の国際規格(ISO、FSSC)を理解し、生産活動(職業訓練)の高度化のための仕組みを構築できる施設職員を育成 ○工賃向上アドバイザー(専門家)派遣による各事業所の工賃向上の取組みを支援 |
| 4. 施設利用者の一般就労への移行を促進 | | ◆交流拠点 (H29年度) ・延べ利用者数 : 1,896人 ・相談件数 : 121件 ・新規登録者数 : 30人 | ○働く障害者の職場定着支援体制の強化(交流拠点) |
| 5. 働く障害者の職場定着支援体制を強化 | | | |

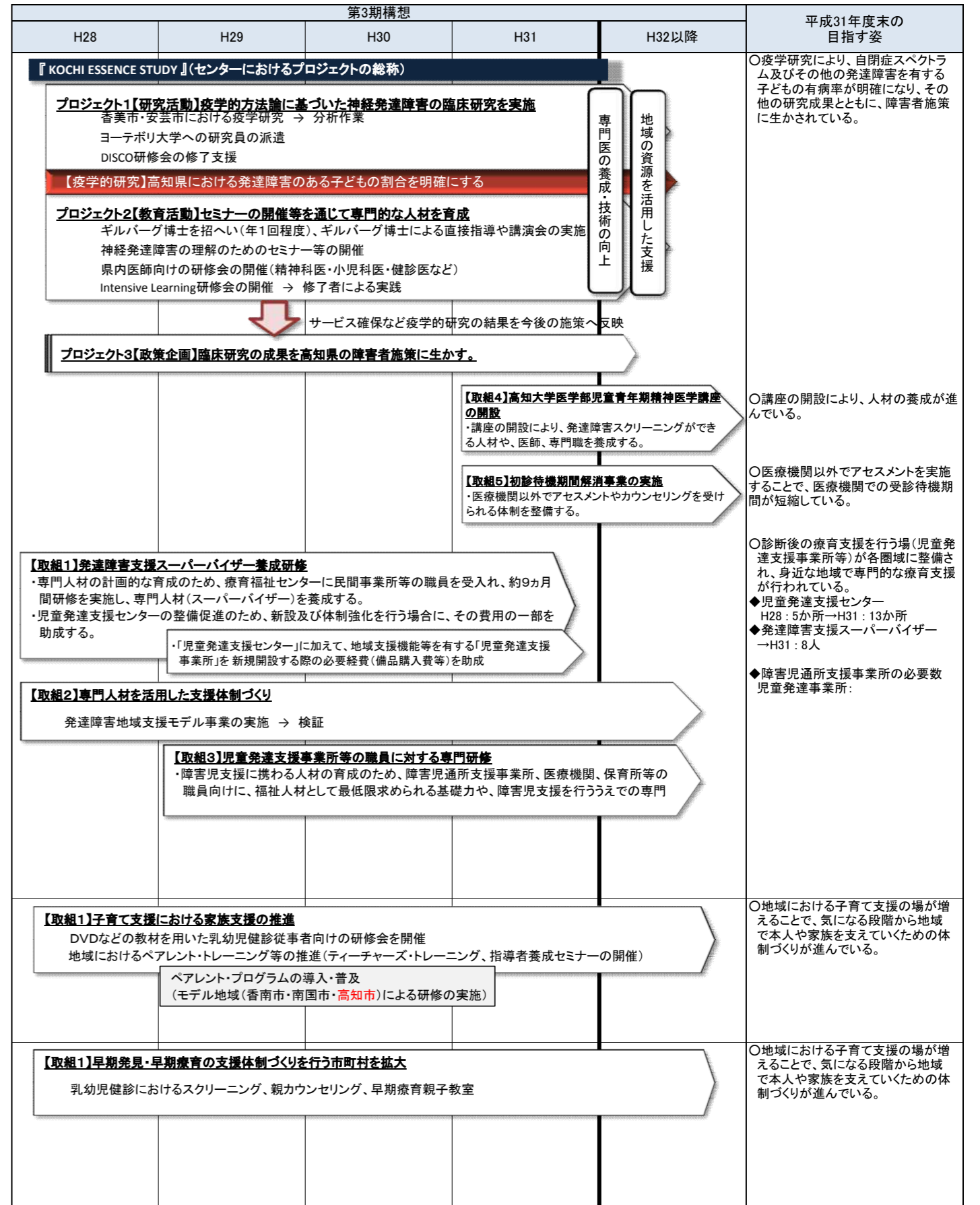
| 平成37年度末の 目指す姿 | 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の 目指す姿 |
|--------------------------------------|--|-----|-----|-----|-------|---|
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| 障害者の程度や特性に応じた働く場が確保され、経済的な自立ができています。 | <p>企業訪問による障害者の雇用促進(障害者雇用義務対象(50人以上・46.5人以上(H30.4))企業:約500社)</p> <p>雇用義務のない企業に対する職場実習受入れ → 障害者雇用0人企業に対する職場実習受入れ要請の強化 → 法定雇用率未達成企業への職場実習受入れ要請の強化</p> <p>企業を対象とした障害者雇用促進セミナーの開催による障害者雇用に関する理解促進</p> <p>公的機関に対するチャレンジ雇用の理解促進 未達成市町村等への個別訪問により、県の事例を紹介</p> <p>障害者職業訓練の充実強化(職場実習型訓練の受入れ企業の開拓と求職者のコーディネート)</p> <p>日本版デュアルシステム職業訓練(産学と職場実習)による介護、清掃関連職場への就労促進 クリーンクルーマイスター習得訓練コース 農福連携コーディネーター</p> <p>在宅障害者に対して仕事や就労系福祉サービスの体験をサポートし、就労への踏み出しを支援 就職活動が困難な若者の就職準備訓練及び職場実習受入れ企業の開拓 多様な働き方を啓発～テレワークによる在宅就業～</p> <p>ハローワーク、障害者就労支援機関等との連携強化による精神障害者の雇用促進 障害者就業・生活支援センターによる支援を促進 就労系福祉サービス事業所から一般就労する人の支援の引き継ぎを徹底</p> <p>就労系障害福祉サービス事業所の施設外就労・施設外支援の活用による利用者の就労意欲の醸成を促進 清掃技術習得訓練による「清掃技術」を身に付けた施設利用者の育成 クリーンクルーマイスター習得訓練コース 介護補助、清掃業務の職業訓練(日本版デュアルシステムによる職場実習型訓練)の活用による一般就労への移行促進 就労系障害福祉サービス利用者の職場実習の促進(実習受入企業と施設利用者との個別訪問によるマッチング強化)</p> <p>就労継続支援事業所の生産活動の高度化を構築・運用できる人材の育成 マネジメントシステム構築・運用人材の育成 現場への落とし込み支援及びフォローアップ研修 専門家派遣による工賃向上の取組みを支援 障害者就労継続支援A型事業所の改善計画に基づく取組みを工賃向上アドバイザー派遣等により支</p> <p>働く障害者の交流拠点整備による職場定着支援体制の強化</p> | | | | | ○障害のある人の一般就労への移行が促進されている。 【指標】 ・ハローワークを通じた就職者数 540人以上 ・福祉施設から一般就労へ移行する人 380人以上(H28～31年度累計) |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|----------------------------|
| 大目標 | Ⅱ 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標(今後の基本方針) | (1) 日々の暮らしを支える高知型福祉の仕組みづくり |

| 具体的な施策 | 第3期構想 策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 |
|--|--|--|---|
| ○障害児を社会全体で見守り育てる地域づくり 1 専門的な支援の場における取組 (1) 専門医師等の養成 ①高知ギルバーク発達神経精神医学センターの運営 | 1 専門的な支援の場における取組 (1) 専門医師等の養成 ○発達障害を診断できる専門医師が少なく、依然として療育福祉センターの受診までの待機時間が長期化している。 | 1 専門的な支援の場における取組 (1) 専門医師等の養成 ○【研究活動】 ・疫学的方法論に基づいた神経発達障害の臨床研究を実施 ・香美市及び安芸市における疫学研究(H25～) ・研究員の増員(H24:13名⇒H30:33名) ・研究員間での定期的な学習会や研究活動 ・ヨーテポリ大学への研究員の派遣 ・DISCO研修修了に向けた支援(修了者:14名) ○【教育活動】 ・ギルバーク教授を招へいし、直接指導、講演会等を開催 ・症例検討会、セミナーの開催 ・支援者向け研修会の開催 ・子どもの療育に携わる専門職を対象としたIntensive Learning SV研修の開催(第1期生(H26～H28)12名修了) ○【政策活動】 ・高知ギルバークセンターの協定書更新(H28.11.1) ・他部局事業への支援(広域健診事業) | 1 専門的な支援の場における取組 (1) 専門医師等の養成 ●【研究活動】 ・疫学的方法論に基づいた神経発達障害の臨床研究を実施 ・香美市及び安芸市における疫学研究 ・研究員の増員 ・研究員間での定期的な学習会や研究活動 ・ヨーテポリ大学への研究員の派遣 ・DISCO研修修了に向けた支援 ●【教育活動】 ・ギルバーク教授を招へいし、直接指導、講演会等を開催 ・症例検討会、セミナーの開催 ・支援者向け研修会の開催 ・子どもの療育に携わる専門職を対象としたIntensive Learning SV研修の開催(第2期生(H31～H33)) ●臨床研究等の成果を高知県を高知県の障害者施策に活かす |
| ②高知大学医学部への寄附講座の開設 | | ○高知大学と児童青年期精神医学に関する連携のための協定を締結(H31.3.26) | ★高知大学医学部青年期精神医学講座の開設 ・発達障害の専門医の養成 ・発達障害のスクリーニングのできる人材の養成 ・発達障害児の療育支援を推進する人材の養成 |
| ③初診待機期間の短縮 | | ○就学前の子供への支援を行う事業所が少なく、乳幼児健診後フォローが必要な子どもたちが診療待ちの間に地域で支援を受けられない状況にある。 | ★初診待機期間解消事業の実施 ・児童発達支援事業所等に患者のアセスメント等を委託し、医療機関での診断時間・待機期間の短縮 |
| (2) 障害通所支援事業所や保育所等の職員に対する専門研修の充実 | ○就学前の子供への支援を行う事業所が少なく、乳幼児健診後フォローが必要な子どもたちが診療待ちの間に地域で支援を受けられない状況にある。 ○学齢児を対象とした放課後等デイサービス事業所と比べて、未就学児を対象とした児童発達支援事業所が少ない。(特に幼児期の子どもへの支援を行うことができる専門人材が不足) | ☆児童発達支援センター等において質の高いサービスを提供できる専門人材の養成が必要 ・発達障害支援スーパーバイザー養成研修6名修了(H28～30) | ●専門人材の計画的な養成と、児童発達支援センターの整備促進 ・療育福祉センターに民間事業所等の職員を受け入れ、発達障害の専門人材(スーパーバイザー)を養成するとともに、各地域における児童発達支援センターの整備を促進 |
| | | ○発達障害地域支援モデル事業の実施 ・事業者が少ない中山間地域をモデル地域とし、保育所・幼稚園等において障害のある子どもの特性に応じた適切な支援が行われるよう、体制づくりを支援(H27～29) ※中芸広域連合、本山町において事業を実施 | ●障害児通所支援事業所等の職員向けに体系的かつ継続的な研修会等を開催 |
| | | ○障害通所支援事業所連絡協議会を開催し、事例検討等を通じて、子どもへの支援の質の向上を図った。(H27 5回、H28 1回、H30 1回開催) | |
| | | ○障害通所支援事業所等の職員向けに研修会を開催 | |
| | | ○利用者の少ない中山間地域等において、新たに障害児通所支援事業所を開設する事業者に対する助成(H24～H26) | |
| | | ○児童発達支援センター等開設に必要な経費を補助 H29 3事業所 4,244千円 H30 2事業所 3,000千円 ※2事業所がセンターの新規開設、3事業所が通所サービス機能を拡充した。 | ●児童発達支援センター整備目標  5か所 → 13か所程度 (各圏域に1か所程度以上) |
| 2 子育て支援の場における取組 (1) 保育所・市町村保健師等の子育て支援に携わる職員の対応力の向上 | 2 子育て支援の場における取組 ○高知ギルバーク発達神経精神医学センターの疫学研究(暫定)により、乳幼児健診を受診した子どものうち、約40%が発達障害などの可能性があり、何らかのフォローが必要な状態にあるが、医療機関で支援する必要があるのは15%である。 | 2 子育て支援の場における取組 ☆市町村や保育所等の身近な支援の場に対して、適切な指導助言等を実施 | 2 子育て支援の場における取組 ●子育て支援における家族支援を推進するため、地域におけるペアレントトレーニング等の推進(ティーチャーズ・トレーニング、指導者養成セミナー等) ●ペアレント・プログラムの普及拡大 ●ペアレント・メンターの活用 |
| 3 その他の取組 (1) 気になる段階から地域で本人や家族を支えていくための体制づくり | 3 その他の取組 ○気になる段階から地域で本人や家族を支えていくための体制づくりが必要 | 3 その他の取組 ○早期発見・早期療育の体制づくり(一部の地域において実施) ①乳幼児健診におけるスクリーニング(H19～香美市) ②親カウンセリング(H22～24高知市、H22～土佐市・いの町、H23～26香美市、H27～南国市、香南市) ③早期療育親子教室(安芸福祉保健所(～H28)、中央東福祉保健所、中央西福祉保健所) | 3 その他の取組 ●乳幼児健診におけるスクリーニング、親カウンセリング、早期療育親子教室の実施 ●発達障害の診療等のあり方を検討(H30～) |

| | |
|------------------|---|
| 平成37年度末の 目指す姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスを受けられ、健やかに安心して暮らしています。 |
|------------------|---|



| | | | |
|--|-------------------------------------|---|---|
| <p>(2) "つながるノート"により支援内容を引き継ぐ仕組みづくり</p> | <p>○ライフステージ間を引き継ぐ仕組みづくりが十分ではない。</p> | <p>○H26年より"つながるノート"を作成・配布し、これまでの支援内容の記録や関係機関の情報共有など、ライフステージ間で確実に支援が引き継がれる仕組みづくりを図った。(配布状況 H26～H30:808冊)</p> <p>○特別支援教育課と連携し、特別支援教育学校コーディネーターを対象とした、"つながるノート"による支援内容を引き継ぐ仕組みづくりのための研修会を実施(H25～H27、年4回、計12回開催)</p> <p>○H27.8月にアンケート調査を実施(配布:305人 回答:116人)</p> <p>☆(アンケート調査の結果)学校や障害通所支援事業所での支援会議における活用が進んでいないこと、使用方法が分からない方がいることが分かった</p> | <p>●引き続き"つながるノート"を配布し、ライフステージ間で支援が確実に引き継がれる仕組みづくりを図る。</p> <p>●アンケート調査において、学校や事業所での活用が進んでいないこと、使用方法が分からない方がいることが分かったため、関係機関と連携し、普及に向けて検討を行う。</p> |
|--|-------------------------------------|---|---|

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|---|
| <p>【取組2】つながるノートにより支援内容を引き継ぐ仕組みづくり</p> <p>つながるノートの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・教育・医療機関と連携し、さらなる普及のための取組みの実施 ・発達障害者支援法の改正及び学習指導要領の改訂を踏まえて | | | | | <p>○つながるノートを使った支援の引き継ぎの仕組みが県内各地に普及し、就学前から小・中・高、就労に至るまで、支援方法が引き継がれ、ライフステージに応じた一貫した支援が行われている。</p> |
| | | | | | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| 大目標 | II 地域地域で安心して住み続けられる県づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|-------|-------|------|-----|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|------|------|---|---|----|-----|----|-----|-----|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---|--|
| 中目標(今後の基本方針) | (1) 日々の暮らしを支える高知型福祉の仕組みづくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的な施策 | 第3期構想 策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎自殺対策行動計画 | <p>◆県内の自殺者数(人口動態統計)</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr> <tr><td>自殺者数</td><td>197人</td><td>194人</td><td>160人</td><td>159人</td><td>114人</td><td>132人</td></tr> <tr><td>前年比</td><td>同数</td><td>3人減</td><td>34人減</td><td>1人減</td><td>45人減</td><td>18人増</td></tr> <tr><td>自殺死亡率</td><td>26.0</td><td>25.9</td><td>21.6</td><td>21.6</td><td>15.7</td><td>18.4</td></tr> <tr><td>全国順位</td><td>8位</td><td>3位</td><td>17位</td><td>8位</td><td>46位</td><td>13位</td></tr> </table> <p>◆地域別の自殺死亡率の状況(人口動態統計)</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr> <tr><td>高知市</td><td>21.5</td><td>23.1</td><td>18.1</td><td>18.2</td><td>14.9</td><td>15.6</td></tr> <tr><td>高知市外</td><td>30.4</td><td>28.9</td><td>25.0</td><td>25.1</td><td>16.7</td><td>21.3</td></tr> </table> <p>◆高知県自殺対策行動計画の策定(H21.4) ◆高知県自殺対策連絡協議会及び庁内連絡会の設置(H19～)</p> | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 自殺者数 | 197人 | 194人 | 160人 | 159人 | 114人 | 132人 | 前年比 | 同数 | 3人減 | 34人減 | 1人減 | 45人減 | 18人増 | 自殺死亡率 | 26.0 | 25.9 | 21.6 | 21.6 | 15.7 | 18.4 | 全国順位 | 8位 | 3位 | 17位 | 8位 | 46位 | 13位 | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 高知市 | 21.5 | 23.1 | 18.1 | 18.2 | 14.9 | 15.6 | 高知市外 | 30.4 | 28.9 | 25.0 | 25.1 | 16.7 | 21.3 | <p>◆県内の自殺者数は、H10以降200人前後で推移していたが、H28は109人となっている。人口10万人当たりの自殺死亡率は15.4、全国第38位で改善がみられた。(全国自殺死亡率16.4) ◆目標値であった、H28までに自殺死亡率を平成17年と比較し20%以上減少(23.7以下)させることについては、H25に達成。 ◆中山間地域の市町村の自殺死亡率は、減少傾向にあるものの、都市部と比較して高い状況。引き続き、中山間地域における取組の強化が課題。 ◆自殺対策行動計画の見直し(H29) ・28年度末に、行動計画を決定。 ・自殺総合対策大綱見直し後、第2期自殺対策行動計画を見直し ・大綱に盛り込まれた部分について、計画に反映させた。(自殺対策連絡協議会2回実施)</p> | <p>◆改定された行動計画に沿って、対策を実施(H29～) ・自殺対策連絡協議会を1～2回/年実施しながら、自殺の現状と取組の状況について協議、検討していく。 ・市町村における計画策定と取り組みを支援 ・高齢層に対する出前講座等を実施 ・妊産婦への支援の充実のため、産婦人科や小児科医、精神科医との連携体制を構築</p> |
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自殺者数 | 197人 | 194人 | 160人 | 159人 | 114人 | 132人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年比 | 同数 | 3人減 | 34人減 | 1人減 | 45人減 | 18人増 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自殺死亡率 | 26.0 | 25.9 | 21.6 | 21.6 | 15.7 | 18.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全国順位 | 8位 | 3位 | 17位 | 8位 | 46位 | 13位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高知市 | 21.5 | 23.1 | 18.1 | 18.2 | 14.9 | 15.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高知市外 | 30.4 | 28.9 | 25.0 | 25.1 | 16.7 | 21.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 地域の特性に応じた取り組みの推進 | <p>◆自殺予防情報センターを核としたネットワークの強化 ・自殺予防関係機関連絡調整会議(H21～) ・自殺情報予防センターの相談件数</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr> <tr><td>電話</td><td>695</td><td>448</td><td>460</td><td>582</td><td>471</td><td>520</td></tr> <tr><td>来所</td><td>21</td><td>76</td><td>42</td><td>47</td><td>40</td><td>51</td></tr> <tr><td>合計</td><td>716</td><td>524</td><td>502</td><td>629</td><td>511</td><td>571</td></tr> </table> <p>◆福祉保健所ごとにネットワーク会議の開催(H25～)</p> <p>◆地域自殺対策緊急強化支援事業による支援 市町村(H21～) H21:1か所 H22:13か所 H23:17か所 H24:18か所 H25:15か所 H26:15か所 H27:9か所 H28:10か所 H29:12か所 民間団体(H22～) H22:4団体 H23:5団体 H24:8団体 H25:9団体 H26:11団体 H27:10団体 H28:11団体 H29:10団体</p> | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 電話 | 695 | 448 | 460 | 582 | 471 | 520 | 来所 | 21 | 76 | 42 | 47 | 40 | 51 | 合計 | 716 | 524 | 502 | 629 | 511 | 571 | <p>◆自殺予防情報センターや福祉保健所を中心とした地域における関係機関のネットワーク構築が進んでいる。福祉保健所のネットワーク会議では、各地域の実情に合わせて会議の内容を検討できている。地域の課題や各関係機関の取組等を共有し、必要な対策について考えることができている。どの地域でも関係機関との連携が進み、日頃の支援へつながるよう、ネットワーク会議を定着させていく。</p> | <p>◆地域における関係機関の連携強化、相談支援体制づくり ・自殺対策推進センターの相談支援 ・自殺予防関係機関連絡調整会議を実施し、県下様々な関係機関と自殺の現状と対策について協議する。 ・各福祉保健所の取り組みを共有するとともに、市町村の取り組みを確認していく ・各福祉保健所圏域でネットワーク会議を実施し、関係機関や市町村と連携強化を図る。各地域に応じた取組を進めていく。 ◆市町村レベルでの自殺対策の推進 ・市町村計画策定および取組への支援の実施</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話 | 695 | 448 | 460 | 582 | 471 | 520 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 来所 | 21 | 76 | 42 | 47 | 40 | 51 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 716 | 524 | 502 | 629 | 511 | 571 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 相談支援体制の充実 | <p>◆いのちの電話の状況 ・相談件数 H23:10,674件 H24:13,087件 H25:12,552件 H26:13,305件 H27:12,328件 H28:11,237件 ・相談員養成(認定者) 45人(H24～H28) ・24時間化 1回/月(フリーダイヤル) ◆いのちの電話に関する普及啓発 ・新聞広告 ・リーフレット配布</p> <p>◆年代別に見た自殺者数の割合(人口動態統計)</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> <tr><td>20歳未満</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td><td>0.6%</td><td>1.9%</td><td>2.6%</td></tr> <tr><td>20歳代</td><td>5.6%</td><td>9.8%</td><td>9.4%</td><td>9.4%</td><td>7.0%</td></tr> <tr><td>65歳以上</td><td>30.6%</td><td>31.4%</td><td>43.1%</td><td>42.1%</td><td>40.4%</td></tr> </table> <p>◆高齢者こころのケアサポーター養成研修(H22～) 613人(～H28)※フォローアップ 168人(H26～H28) ◆若者向けゲートキーパー養成研修(H25～) 129人(～H27) ◆傾聴ボランティア養成研修(H21～) 450人(～H27) ◆自殺対策市町村等担当者研修(H21～) 328人(～H28) ◆自殺初期危機介入スキルワークショップ(H22～) 184人(～H28) ◆自殺対策相談支援専門研修(H22～) 554人(～H28) ◆教育関係者等心のケア対応力向上研修(H23～) 524人(～H28)</p> <p>◆多重債務相談と連携した心の健康無料相談会の開催(H20～) ◆くらしとこころつながる相談会の開催(H25～)</p> <p>◆県民への普及啓発 ・ホームページ、パンフレットによる啓発(H18～) ・テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ・自殺予防週月間を中心とする普及啓発の促進</p> | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 20歳未満 | 2.0% | 1.0% | 0.6% | 1.9% | 2.6% | 20歳代 | 5.6% | 9.8% | 9.4% | 9.4% | 7.0% | 65歳以上 | 30.6% | 31.4% | 43.1% | 42.1% | 40.4% | <p>◆相談員の養成はできているが、24時間化に向けた体制は構築できていない状況。相談員の確保とともに、相談環境の整備が必要。 ◆いのちの電話の普及啓発や相談員募集のための広報活動の強化が必要。 ★相談員募集期間の延長 ・募集期間を10月～2月まで延長(H29までは11月～1月)</p> | <p>◆いのちの電話の相談支援体制の強化 ・相談員確保のための周知啓発の強化や広報の工夫を検討していく。また相談員のスキルアップも進めていく。 ★相談員募集期間の延長 ・募集期間を10月～2月まで延長(H29までは11月～1月)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20歳未満 | 2.0% | 1.0% | 0.6% | 1.9% | 2.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20歳代 | 5.6% | 9.8% | 9.4% | 9.4% | 7.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 65歳以上 | 30.6% | 31.4% | 43.1% | 42.1% | 40.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎自殺対策推進センターや福祉保健所を中心としたネットワークの強化 | <p>◆自殺対策推進センターや福祉保健所を中心とした地域における関係機関のネットワークの構築により、重層的な相談支援体制が充実している。 ○住民により身近な市町村ごとに自殺予防への取組が実施されている。</p> | <p>◆各団体の特徴に応じた様々な自殺対策が実行される。</p> | <p>○自殺対策推進センターや福祉保健所を中心とした地域における関係機関のネットワークの構築により、重層的な相談支援体制が充実している。 ○住民により身近な市町村ごとに自殺予防への取組が実施されている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎相談員の十分な確保ができ、いのちの電話の24時間体制での電話相談が実施できる。 | <p>◆悩みを抱える人に寄り添う人材の育成・確保が進んでいる。 ○高齢者こころのケアサポーター養成人数 300人 ○若者向けゲートキーパーの養成人数 120人 ○行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の質向上により相談支援体制が充実している。 ○相談機関担当者だけでなく、県民一人ひとりが自殺を考えている人のサインに気づき、対処することができる。 ○それぞれの市町村でゲートキーパーが養成され、活動している。</p> | <p>○相談員の十分な確保ができ、いのちの電話の24時間体制での電話相談が実施できる。</p> | <p>○相談員の十分な確保ができ、いのちの電話の24時間体制での電話相談が実施できる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎県民が県内各地で多重債務に関する問題を相談でき、深刻な状態に陥る人が減少する。 | <p>◆多重債務者の関係機関との連携した取組 ・多重債務相談と連携した心の健康無料相談会については、男女共同参画課と連携しながら実施していく。 ・くらしとこころつながる相談会については、開催地域や時期を工夫しながら実施。</p> | <p>◆多重債務者の関係機関との連携した取組 ・多重債務相談と連携した心の健康無料相談会については、男女共同参画課と連携しながら実施していく。 ・くらしとこころつながる相談会については、開催地域や時期を工夫しながら実施。</p> | <p>◆多重債務者の関係機関との連携した取組 ・多重債務相談と連携した心の健康無料相談会については、男女共同参画課と連携しながら実施していく。 ・くらしとこころつながる相談会については、開催地域や時期を工夫しながら実施。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎県民一人ひとりが自殺予防のために行動ができることを目指した広報啓発の促進 | <p>◆引き継ぎ、自殺やうつに関連のある生活習慣等についての正しい知識の普及を進めていく必要あり。 自殺者の多い中山間地域や近年増加傾向にある若者などを対象とした啓発を行うことができた。</p> | <p>◆県民一人ひとりが自殺予防のために行動ができることを目指した広報啓発の促進 ・ホームページ、パンフレットによる啓発 ・テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ・自殺予防週月間を中心とする普及啓発の促進</p> | <p>◆県民一人ひとりが自殺予防のために行動ができることを目指した広報啓発の促進 ・ホームページ、パンフレット、テレビCM等による普及啓発</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|
| 平成37年度末の 目指す姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスを受けられ、健やかに安心して暮らしています。 | | | | |
| | 第3期構想 | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 |
| 第2期自殺対策行動計画 策定 | 見直し | | | | 新計画に基づく自殺対策の一層の推進 |
| <p>・自殺状況分析を高知大学へ委託(5月) ・自殺対策連絡協議会3回実施(8月、12月、3月) ・庁内連絡会3回実施(8月、12月、3月) ↓ 29年3月 第2期自殺対策行動計画完成</p> | <p>・計画に基づく支援の実施 ・3月末に計画見直し ・自殺対策連絡協議会2回実施(10月、1月) ・庁内連絡会2回実施(10月、1月)</p> | <p>・計画に基づく支援の実施 ・自殺対策連絡協議会 ・庁内連絡会</p> | <p>・計画に基づく支援の実施 ・自殺対策連絡協議会 ・庁内連絡会</p> | <p>・計画に基づく支援の実施 ・自殺対策連絡協議会 ・庁内連絡会</p> | <p>◆自殺者数が減少している:県全体130人以下 →平成34年までに自殺者100人未満を目指す ◆自殺死亡率の高い中山間地域等で自殺者数が減少している:高知市外80人以下</p> |
| 自殺対策推進センターや福祉保健所を中心としたネットワークの強化 | 市町村ごとの取組の推進 | | | | |
| 未実施町村へ働きかけ | 市町村及び民間団体が実施する自殺対策事業への支援 | | | | |
| いのちの電話の相談体制の強化 | | | | | |
| 相談員フォローアップ研修 ・いのちの電話の普及啓発 | 養成研修 ・相談員フォローアップ研修 ・いのちの電話の普及啓発 | 養成研修 ・相談員フォローアップ研修 ・いのちの電話の普及啓発 | 養成研修 ・相談員フォローアップ研修 ・いのちの電話の普及啓発 | 養成研修 ・相談員フォローアップ研修 ・いのちの電話の普及啓発 | 養成研修 ・相談員フォローアップ研修 ・いのちの電話の普及啓発 |
| 高齢者こころのケアサポーター養成研修 | 養成計画: H28～H31 300人 | | | | |
| 若者向けゲートキーパー養成研修 | 養成計画: H28～H31 120人 | | | | |
| 人材の養成 | ゲートキーパー養成テキストの作成・配布 SOSの出し方教育に関する研修 | | | | |
| 多重債務者無料相談会及びこころの相談 くらしとこころつながる相談会 | 開催地域や実施方法等の検討・工夫をしながら実施 | | | | |
| 自殺予防週間等を活用した県民参加による普及啓発活動の展開 | | | | | |
| ホームページ、パンフレット、テレビCM等による普及啓発 | | | | | |
| ○県民一人ひとりが自殺やうつに関連のある生活習慣等についての正しい知識を持ち、自殺予防のために行動できる。 | | | | | |



第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|----------------------------|
| 大目標 | II 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標(今後の基本方針) | (1) 日々の暮らしを支える高知型福祉の仕組みづくり |

| 具体的な施策 | 第3期構想 策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|-------|-------|-------|-----|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|--|
| | | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. うつ病・アルコール健康問題への 対策の強化 | <p>◆自殺の主原因(警察庁統計)</p> <p>原因・動機別</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> </tr> <tr> <td>健康問題</td> <td>45.6%</td> <td>47.6%</td> <td>56.3%</td> <td>53.2%</td> <td>41.9%</td> <td>55.7%</td> </tr> <tr> <td>経済・生活問題</td> <td>24.9%</td> <td>23.1%</td> <td>14.1%</td> <td>13.3%</td> <td>25.6%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>家庭問題</td> <td>14.5%</td> <td>14.4%</td> <td>13.1%</td> <td>14.5%</td> <td>13.7%</td> <td>16.4%</td> </tr> </table> <p>・健康問題のうちうつ病によるもの</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>うつ病</td> <td>47人</td> <td>49人</td> <td>52人</td> <td>34人</td> <td>24人</td> </tr> </table> <p>◆かかりつけ医等うつ病対応力向上研修(H20～)</p> <p>891人(～H28)</p> <p>◆認知行動療法研修会(H23～)</p> <p>280人(～H28)</p> <p>◆かかりつけ医と精神科医ネットワークづくり事業、一般科医から精神科医への紹介システム(G-Pネットこち)の構築・拡充(H22～)</p> <p>23件(運用開始H24～H28)</p> <p>◆医師相互交流会(H23～)</p> <p>79人(～H25)</p> | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 健康問題 | 45.6% | 47.6% | 56.3% | 53.2% | 41.9% | 55.7% | 経済・生活問題 | 24.9% | 23.1% | 14.1% | 13.3% | 25.6% | 10.0% | 家庭問題 | 14.5% | 14.4% | 13.1% | 14.5% | 13.7% | 16.4% | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | うつ病 | 47人 | 49人 | 52人 | 34人 | 24人 | <p>◆近年、自殺の主原因はうつ病によるものが最も多いが、人数としては減少みられる。かかりつけ医と精神科医ネットワークづくり事業では、前年度利用が1件と、減少傾向。周知啓発が十分に行えていないため、啓発を行い利用を呼び掛ける。</p> <p>◆かかりつけ医と精神科医ネットワークづくり事業については、周知のために啓発グッズを作成し、配布を行う。(H28)</p> | <p>◆うつ病対策</p> <p>・かかりつけ医等うつ病対応力向上研修の実施。修了者が少ない地域での開催の検討や、周知の工夫を行っていく。</p> <p>・認知行動療法研修会については、基礎研修だけでなく、フォローアップ研修の開催について検討していく。</p> <p>◆かかりつけ医と精神科医の連携</p> <p>・G-Pネットこちの今後のあり方について検討を行う。</p> <p>・医師相互交流会を開催し、顔の見える関係の構築につなげる。</p> <p>★妊産婦への支援の充実</p> <p>・妊産婦等のメンタルヘルス対策検討委員会を開催し、支援等を検討する。</p> <p>・医療関係者、保健師等を対象とした研修を開催し連携体制構築の意識づけを図る。</p> <p>・精神科医を対象とした周産期メンタルヘルス研修を開催。</p> |
| | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康問題 | 45.6% | 47.6% | 56.3% | 53.2% | 41.9% | 55.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済・生活問題 | 24.9% | 23.1% | 14.1% | 13.3% | 25.6% | 10.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家庭問題 | 14.5% | 14.4% | 13.1% | 14.5% | 13.7% | 16.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うつ病 | 47人 | 49人 | 52人 | 34人 | 24人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>◆アルコール問題に関する普及啓発</p> <p>・テレビCMでの啓発(H24～)</p> <p>・啓発用パンフレット作成・配布(H24・H26)</p> <p>・高知新聞への記事掲載(H26)</p> <p>・アクション(依存症)フォーラムの開催</p> <p>◆アルコール健康問題に関する健康教育</p> <p>・福祉保健所における健康教育の実施(H24～)</p> <p>◆断酒会への支援(H24～)</p> <p>◆アルコール関連問題関係機関連絡会議の開催(H27)</p> | <p>◆H29の高知県アルコール健康障害対策推進計画策定に向けてH27に準備会を立ち上げ、関係者と協議を行った。アルコール健康障害基本法の動きも踏まえ、アルコール依存症に関する関係機関から意見聴取が行えた。</p> <p>◆アルコール健康障害への早期発見・早期治療に向けた体制づくりが必要。</p> <p>◆H29年度末にアルコール健康障害対策推進計画を策定</p> | <p>◆アルコール健康問題対策</p> <p>・H28～かかりつけ医等依存症対応力向上研修を実施。</p> <p>・H28内閣府とともにアルコールフォーラムを実施。H29～アルコール関連問題への普及啓発として研修会や講演会を継続していく。</p> <p>・H29に策定した、アルコール健康障害対策推進計画に基づき取組を進めていく。</p> <p>・依存症専門医療機関(アルコール健康障害)、依存症相談拠点の設置</p> <p>・支援者向けの依存症相談対応研修の開催</p> <p>★依存症治療指導者養成研修を県内で実施。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 自殺未遂者・自死遺族への支援 | <p>◆自殺未遂者支援</p> <p>・自殺未遂者の再度の自殺防止を防ぐための支援体制づくりの検討(H22～)</p> <p>・モデル圏域(安芸)でのシステムづくりのための協議の開催(H27～)</p> | <p>◆安芸福祉保健所では、H27ネットワーク会議において、各機関の自殺未遂者支援の現状を共有し、他県先進地の未遂者支援について具体的に学習、支援者が共通したイメージを持つことができた。</p> <p>◆H29.10月から、安芸圏域で自殺未遂者相談支援事業を開始。今後、他圏域へ取り組みの拡大に向けて検討が必要。</p> <p>◆安芸圏域で、関係機関との自殺未遂者支援について検討会を実施。支援の際にアセスメントシート等統一した様式を作成し、実際にモデル地域で運用を開始する。(H28、H29)運用後の評価を実施。(H28、H30)</p> | <p>◆自殺未遂者支援に関するネットワークの構築</p> <p>・他圏域でも運用を図り(H31～)、全県下で実施していく。(H32～)</p> <p>・自殺未遂者支援研修を開催し、安芸圏域でのシステムを共有していく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>◆自死遺族支援</p> <p>・自死遺族の分かち合いの会の開催(H20～)</p> <p>・ピアサポーターの育成(H26～)</p> <p>・自死遺族のための講演会の実施(H23～)</p> <p>・広報活動の実施</p> | <p>◆分かち合いの会については、27年度から徐々に参加者が増加しており、周知等が効果的に進んだことが影響していると思われる。ピアサポーターの勉強会や訪問活動も開始となり、自死遺族の方への支援が行われてきている。</p> | <p>◆自死遺族に対する支援</p> <p>・自死遺族の分かち合いの会の開催。</p> <p>・ピアサポーター養成を上げていく。</p> <p>・自死遺族のための講演会の実施継続。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

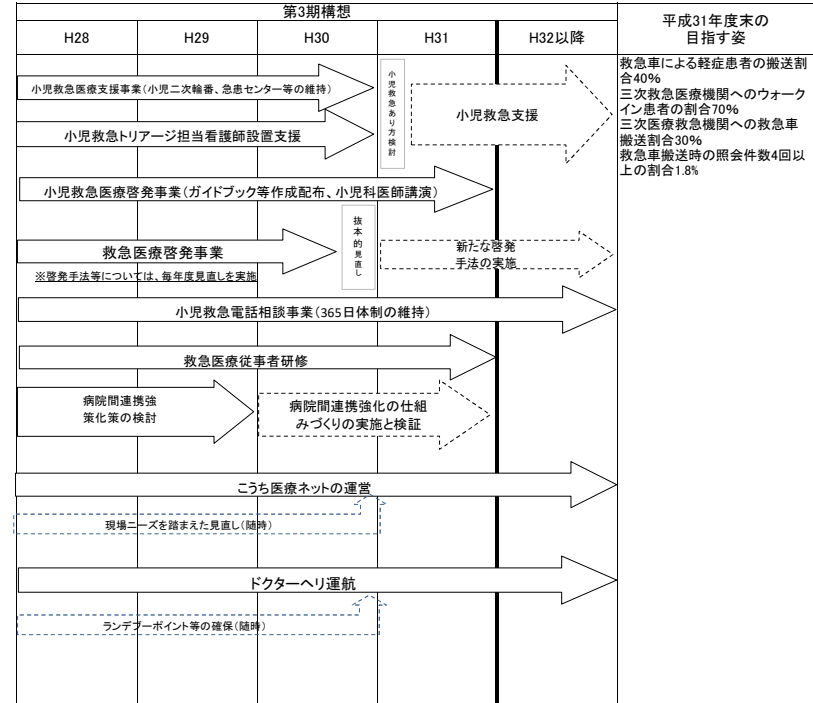
| 平成37年度末の 目指す姿 | 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の 目指す姿 |
|--|--|-----|-----|-----|---|---|
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスを受けられ、健やかに安心して暮らしています。 | <p>かかりつけ医等うつ病対応力向上研修</p> <p>養成計画：H28～H31 200人</p> <p>認知行動療法研修会</p> <p>かかりつけ医と精神科医のネットワークづくりの充実・強化</p> <p>・検討委員会の開催</p> <p>・検討委員会の開催</p> <p>・検討委員会の開催</p> <p>妊産婦等のメンタルヘルス対策における連携体制の構築・強化</p> <p>・検討委員会の立ち上げ、開催</p> <p>・検討委員会の開催</p> <p>・研修の実施</p> | | | | | <p>◆うつ病やアルコール健康障害の予防、早期発見・早期治療～社会復帰まで適正な医療サービスを提供できる連携体制が構築され、自殺者数が減少している</p> <p>○うつ病対応力向上研修の受講者 200人</p> |
| | <p>かかりつけ医等依存症(アルコール等)対応力向上研修</p> <p>養成計画：H28～H31 200人</p> <p>アルコール関連問題への普及啓発</p> <p>・アルコールフォーラム</p> <p>依存症専門医療機関の選定</p> <p>計画策定</p> <p>推進計画に基づく対策への取組</p> <p>・計画策定に向けてアルコール健康障害対策連絡協議会立ち上げ、実施(3回)→計画策定</p> <p>・アルコール健康障害対策連絡協議会の開催</p> <p>・アルコール健康障害対策連絡協議会の開催</p> | | | | | <p>○アルコール依存症対応力向上研修の受講者 200人</p> <p>○県民のアルコール関連問題に関する関心と理解が深まり、アルコール健康障害への予防について対処することができる。</p> <p>○アルコール依存症の相談先や治療機関が明確に周知され、早期発見・早期治療につながる体制が整備される。</p> |
| <p>自殺未遂者への支援体制づくり</p> <p>・モデル圏域(安芸)での関係機関との体制整備に向けた検討会の実施</p> <p>・利用する統一様式を作成</p> <p>・モデル地域(安芸市)で運用開始</p> <p>・運用後のモニタリング</p> <p>・安芸圏域での実施</p> <p>・自殺未遂者支援研修の開催</p> <p>・他圏域へ拡大</p> <p>・全圏域で実施</p> | | | | | <p>○再発防止に向けた支援体制の整備が進んでいる。</p> | |
| <p>自死遺族分かち合いの会・講演会の開催</p> <p>ピアサポーター養成</p> | | | | | <p>○自死遺族の方が一人で抱え込まず、悩みや苦しみを分かち合うことができる。</p> | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|---------------------------|
| 大目標 | 2. 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標(今後の基本方針) | (2)病気になるっても安心な地域での医療体制づくり |

| | |
|-------------|---|
| 平成37年度末までの姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスを受け入れられ、健やかに安心して暮らしています。 |
|-------------|---|

| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 |
|------------|---|---|--|
| 救急医療の確保・充実 | <p>救急車による軽症患者の搬送割合44.6%(H26)</p> <p>三次救急医療機関へのウォークイン患者の割合75%(H26)</p> <p>三次医療救急機関への救急車搬送割合36.6%(H26)</p> <p>救急車搬送時の照会件数4回以上の割合3.6%(H26)</p> <p>以下のような要因があり、地域で救急医療の提供が弱くなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師不足等による郡部の二次救急医療機関の機能低下 高度な医療機関や専門医への期待意識 患者や家族の希望で搬送先を選定する傾向 | <p>①救急医療機関の適正受診の啓発等の実施</p> <p>②救急医療機関の運営支援の実施</p> <p>③救急医療提供体制の強化の実施</p> <p><成果></p> <p>①救急医療機関の適正受診の啓発等 ・こども救急ダイヤル(＃8000)を開設し、保護者への急病時の対応助言を実施(更にH25より24時間化実施)</p> <p>②救急医療機関の運営支援 ・休日・夜間の医療体制の維持 ・休日歯科診療、休日眼科診療 ・平日夜間、休日夜間急患センター ・小児二次輪番制</p> <p>③救急医療提供体制の強化 ・消防防災ヘリのドクターヘリ的運用による三次救急の広域的提供(H16～) ・ドクターヘリの運航開始(H23.3～) ・救急医療従事者研修の実施(PSLS/ISLS/ACLS、JATEC) ・救急患者の救急搬送・受入れ基準の策定(H23.2、消防政策課) ・ICTを活用した救急医療連携体制の実施。</p> <p>・三次二次医療機関の連携における課題のあぶり出し</p> <p><課題></p> <p>・これからも救急医療提供体制を維持するためには、県民にむけて更に救急医療機関の適正利用を促す必要がある。 ・また、救急医療の安定的供給に向けて、救急患者の二次救急医療機関による受入増加を図る必要がある。 ・発症後の早期治療開始に向けて、救急隊と医療機関の連携体制を充実させる必要がある。</p> | <p>1. 救急医療機関の支援と適正受診の啓発強化</p> <p>○休日夜間の医療提供体制の維持 ・平日夜間小児急患センターや調剤薬局運営支援 ・小児科輪番制病院の運営支援(医師手当の支給、トリアーン看護師の設置)</p> <p>○救急医療の適正受診に向けたマスメディアを利用した啓発 ○小児救急電話相談(＃8000)の継続 ○救命救急センター運営支援</p> <p>2. 地域の二次救急医療機関の強化</p> <p>○救急告示病院の機能強化(年1回救急患者受入状況の報告を義務付けることで、その判断の是非について院内で検証させ改善策などを立てることを促進し、併せて救急医療協議会でその結果を検討し、各病院の救急部門の適正化を図る。)</p> <p>○三次救急医療機関と二次救急医療機関の連携強化 ○在宅医療・救急医療の連携により、尊厳ある人生の最終段階における医療を確保するための検討</p> <p>3. ICTを活用した救急搬送体制の強化 ○こち医療ネットを活用した救急搬送体制の強化</p> <p>4. ドクターヘリ体制の強化 ○ドクターヘリ運航体制の強化</p> |



第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|---------------------------|
| 大目標 | 2 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標(今後の基本方針) | (2)病気になるっても安心な地域での医療体制づくり |

| | |
|-------------|---|
| 平成37年度末までの姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスを受けられ、健やかに安心して暮らしています。 |
|-------------|---|



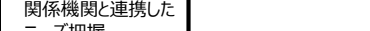








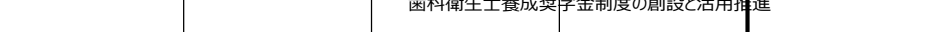

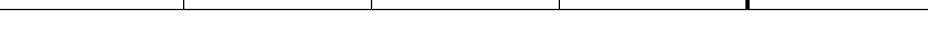







| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 |
|--------------------|---|---|---|
| 地域医療構想の推進 | ■地域医療構想の策定 ・医療法の改正により地域医療構想を策定し、医療機能の分化を進める。 | <p><これまでの取組></p> <ol style="list-style-type: none"> 地域医療構想の策定 (H28.12) 地域医療構想調整会議で公立公的病院の具体的な対応方針の協議 不足する回復期病床への転換支援を実施 療養病床から介護医療院への転換支援 <p><成果と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 公立公的病院の16医療機関の具体的な対応方針の策定 介護医療院へは30年度末までに251床が転換したが、介護療養病床の廃止(2023年)を踏まえ引き続き介護医療院等への転換支援が必要 転換補助金により2医療機関21床が回復期機能へ転換したが、依然として急性期、慢性期は過剰であるが、回復期は不足しており転換支援が必要 | <ol style="list-style-type: none"> 医療機関において今後の自院の方針の検討・決定への支援 (1)介護医療院等への転換に向けたセミナーの開催 (2)個別医療機関との意見交換の実施 (3)介護医療院や不足する病床機能への転換に向けた経営シミュレーション等への支援 (4)複数の医療機関等の連携の在り方(地域医療連携推進法人の設立等)の検討への支援 地域医療構想調整会議での協議及び合意への取組 (1)各医療機関の「今後の方針」について、地域での協議を推進し、関係者間で合意 ・議題に応じて、医療関係者を中心とした会議で、詳細な議論の実施 ・地域で解決できない課題に対しては、県単位の地域医療構想調整会議連合会の開催 (2)主観的な区分である病床機能報告に加え、客観的な指標も導入して地域の実情の把握 病床の転換に向けた改修やダウンサイジングの実行への支援 (1)高齢者のQOLの向上を目指した、介護医療院等への転換のための施設改修等への支援 (2)南海トラフ地震対策等の防災対策上の観点も踏まえた耐震化等整備の上乗せ助成 (3)急性期及び慢性期の病床から回復期の病床への転換に必要な施設や設備整備への支援 (4)病床のダウンサイジングを行う際の施設の改修、処分に係る費用などへの支援 |
| 在宅医療の推進 | ■地域医療構想の策定 ・医療法の改正により地域医療構想を策定し、医療機能の分化を進める。 ■高知県の特性 ・家庭の介護力が弱い(高齢者のみの世帯が多い) ・訪問診療・訪問看護事業所の不足及び地域偏在・中山間地域が多い(医療提供施設へのアクセスが不利) ■高齢者の人口の状況・将来推計 ・H26の高齢化率32.2%(今後も上昇の見込み) ・高齢者人口は今後も徐々に増加しH32に24万6千人の見込み ■療養が必要になっても居宅において生活したいという県民の高いニーズがある(県民世論調査) | <p><これまでの取組></p> <ol style="list-style-type: none"> 病期に応じた医療連携体制の構築 (1)保健医療計画の推進 (2)病床の機能分化・連携の推進 在宅療養ができる環境整備 (1)中山間地域の訪問看護サービスへの支援 (2)訪問看護師の育成・資質向上 (3)県民・関係者への啓発 (4)高知家@ライン(医療介護情報連携システム)の構築 <p><成果と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療にかかわる医療機関の数が増加している。 研修事業やフォーラム等の実施により、県民や医療関係者に在宅医療の普及啓発が進み在宅医療が徐々に進展している(研修事業の実績報告、フォーラムのアンケート結果) 病床機能の分化・連携に向けた取り組みが必要 在宅医療を選択できる環境が整備されていない。 入院から退院までの支援が十分でない。 | <ol style="list-style-type: none"> 病院機能の分化の促進 (1)高齢者のQOLの向上を目指した介護医療院等への転換促進(高齢者福祉課) 回復期病床への転換促進 (3)病床をダウンサイジングする際の施設の改修、処分に係る費用などへの支援★ 転換に向けた経営シミュレーションへの支援★ 転換やダウンサイジングをする場合の看護師等に対する再就職支援★ 転院→退院→在宅の流れを支援する仕組みづくり (1)地域医療介護情報ネットワークシステムやはたまるねつを活用し医療・介護情報の共有による医療機関や薬局、介護事業所等との連携強化 (2)医療機関連携情報システムを活用した病院間の連携強化 (3)退院支援指針を活用した、医療・在宅関係者の人材育成・連携強化 (4)広域的な退院時引継ぎルール運用等への支援(高齢者福祉課) 高知家@ライン(医療介護情報連携システム)の利用者拡大に向けたモデル圏域での試行の取組の実施や初期投資への支援★ 訪問看護等サービスの充実 (1)中山間地域等における訪問看護サービスの拡充 (2)中山間地域等における訪問看護師の育成・確保 (3)訪問看護のサテライト事業所の設置促進(高齢者福祉課) 在宅歯科医療の推進(健康長寿政策課) 再入院等防止対策の充実 (1)健康づくり支援局での在宅療養支援強化(医事業務課) (2)介護予防強化型サービス事業者の育成支援(高齢者福祉課) |
| 訪問看護サービスの充実 | <訪問看護師の状況> ・訪問看護師が少ない(人材確保が難しい) ・H22(175名)→H24(186名)→H26(211名) (H26年12月末) ※65歳以上高齢者人口10万人当たりの訪問看護従事者数:77.5人(全国平均98.1人H26年12月末) <訪問看護ステーションの状況> ・高知県の人口10万人当たりの訪問看護ステーション(以下STという)数:8.4箇所(全国平均7.0箇所) ・高知県の訪問看護STの平均常勤看護師数:3.8人(全国平均4.7人)H26年11月末 ・小規模STが多い(24時間体制が困難) ・訪問看護ST数:57箇所(うち5箇所休止) *高知県の訪問看護STの特徴:医療法人併設の施設が多い、57ST30STが高知市・南国市に集中 | <p><人材確保・育成></p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等訪問看護育成寄附講座 研修期間中の人件費を6名に支援(H27年度) 研修期間中の人件費を9名に支援(H28年度) 研修期間中の人件費を7名に支援(H29年度) 研修期間中の人件費を3名に支援(H30年度) 小児在宅医療提供体制の整備(看護協会) <p><訪問看護提供体制></p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業 医療的ケア児(小児)の訪問看護体制の強化 <p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 新任の訪問看護師を11名育成(H27年度) 新人11名、新任訪問看護師24名育成(H28年度) 新人5名、新任訪問看護師23名育成(H29年度) 新人3名、新任訪問看護師18名育成(H30年度) 新人2名、新任訪問看護師16名育成(H31年度研修中) 看護協会訪問看護STに小児を専門に看護ができる職員を配置し、退院調整・他STへの支援が進んだ。 遠距離訪問、不採算地域への訪問活動を継続し、H30年度は、訪問回数の算定方法を見直しした。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 新人訪問看護師を雇用可能なSTが限られている。 利用者の確保が難しい。 中堅訪問看護師に対する研修体制が弱い。 | <p><人材確保・育成></p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等訪問看護育成寄附講座(継続) 新人(新卒)の訪問看護育成スタート 研修期間中の人件費を18名に支援(継続) 県の奨学金制度の改正 <p><訪問看護提供体制></p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業(継続) 訪問看護師によるあつたかふれあいセンター利用者への健康相談 訪問看護ステーションサテライト設置の協力支援 ★中山間地域等訪問看護育成講座に訪問看護経験年数が原則1年以上2年未満で講義・演習のみの新任サードコース(3ヶ月)を新設 ※今後、寄附講座を継続し、新人・新任訪問看護師を育成することについて、育成2年目の訪問看護師の地域での活動・役割を評価 ・新卒2年目のフォローアップ研修の時間数や内容の検討 ・新卒3年目及び研修者への継続的な学習支援 ・新卒訪問看護師を受け入れるSTへの継続的支援 |
| 在宅医療への薬局・薬剤師の参画の推進 | ・飲み残し薬調査の実施(H26年度、H27年度) ・県民向け飲み残し薬対策リーフレットの作成・配布(H26年度、H27年度) ・多職種向け飲み残し薬対策事例集の作成・配布(H27年度) ・飲み残し薬対策研修会、在宅訪問研修等の実施 ・県内398薬局のうち、341薬局(約86%)が在宅患者訪問薬剤師指導を行う旨を四国厚生支局へ届出(H27年2月頃へ) ・実際に在宅訪問を行い在宅患者訪問薬剤師管理指導料を算定している薬局は63薬局(H27年6月頃調べ、うち47薬局は高知市内の薬局) | <p>★モデル地区における高知家お薬プロジェクトの実施(モデル地区は南国市、香美市、香南市の3地区とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬局・薬剤師と多職種が協議検討して連携ツール等を作成・活用することで、多職種連携体制を整備 ・薬剤師による在宅訪問等の対応 <p>○薬剤師による飲み残し薬等の相談応答 ・残薬バッグを活用した相談応答</p> <p>○在宅医療に取組む薬剤師の養成と資質向上 ・研修会の実施(多職種共同研修会を含む)</p> <p>○県民や多職種への啓発 ・リーフレットや事例集、研修会等を通じた啓発</p> | <p>○在宅医療への薬局・薬剤師の参画の推進</p> |

| 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の 目指す姿 | |
|-----------------------------------|-----|-----|-------------------|---|---|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | | |
| 地域医療構想の策定 | | | | ○転換に向けたセミナーの開催 | <p>○医療機関の自主的な取組を検討段階から体制整備まで積極的に支援を行い、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進する</p> <p>○回復期病床への転換等で病床機能分化が進む</p> <p>… 回復期の病床数 685床の増</p> | |
| | | | | ○シミュレーションや地域連携法人の検討への支援 | | |
| | | | ○地域医療構想調整会議で議論の実施 | | | |
| | | | | ○定量的な基準の導入 | | |
| | | | | ○介護医療院への転換支援 | | |
| | | | | ○機能分化補助金による回復期病床への転換促進 | | |
| | | | | ○ダウンサイジングを行う際の支援 | | |
| | | | | ○介護医療院への転換支援 | | |
| | | | | ○機能分化補助金による回復期病床への転換促進 | | |
| | | | | ○病床のダウンサイジング時の施設改修や処分への支援 ○転換に向けたシミュレーションへの支援 ○看護師等に対する再就職支援 | | |
| 中山間地域における訪問看護サービスの充実 | | | | ○自主運用 | <p>○回復期病床への転換等で病床機能分化が進む</p> <p>… 回復期の病床数 685床の増</p> <p>○在宅医療にかかわる医療機関が増え、在宅療養者が増加する</p> <p>… 在宅療養支援診療所等の数 21施設の増</p> <p>… 在宅患者訪問診療料請求数等の診療報酬データにおける患者数、請求を行った医療機関数、請求回数(訪問診療に係る医療需要の伸び率)8%の増</p> | |
| | | | | ○高知家@ラインの開始 | | |
| | | | | ○説明会やモデル地区での試行の取組 | | |
| | | | | ○モデル圏域での試行の取組 | | |
| | | | | ○初期投資への支援 | | |
| | | | | ○各圏域における多職種協働・地域連携型の退院支援体制の構築(入退院時の引き継ぎルールの運用と併せた指針の活用) ○研修・人材育成の実施 | | |
| | | | | ○訪問看護サービスの充実(後掲) | | |
| | | | | ○再入院等防止対策の充実 | | |
| | | | | ○訪問看護サービスの充実(後掲) | | |
| | | | | ○再入院等防止対策の充実 | | |
| 在宅医療への薬局・薬剤師の参画の推進 | | | | | <p>○在宅医療にかかわる医療機関が増え、在宅療養者が増加する。</p> <p>・訪問看護師の従事者数:84人の増</p> | |
| | | | | ○中山間地域における訪問看護師の確保対策事業の推進 | | |
| | | | | ・各訪問看護ステーションに対し、新人・新任者の採用促進と強化 ・看護学校養成所に対し、訪問看護ステーションへの就職支援の協力依頼 *中山間地域等遠距離訪問への負担を見込んで、本県では、全国平均並みの訪問看護サービス量が確保できる人数の確保 | | |
| | | | | ○あつたかふれあいセンターでの健康相談や訪問看護の紹介活動 (H28年度は、四万十町と嶺北地域) ・訪問看護ステーションの無い市町村と協力して訪問看護STサテライト設置推奨 ・H30年度黒潮町にST設置 (H30年度は、本山町、土佐町、大川村、四万十町、黒潮町、四万十市のあつたか等にて健康相談等実施) | | |
| | | | | ○地域の包括的な支援・サービス体制を構築するためのコアとなる訪問看護の推進 | | |
| | | | | ・訪問看護のネットワークづくりと包括ステーションの検討 ・診療所等からの訪問看護の推奨(技術支援は訪問看護ST看護師と協力) | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 高知家お薬プロジェクトの実施(モデル地区・南国市、香美市、香南市) | | | | | <p>・在宅医療への薬局・薬剤師の参画が進んでいる(在宅訪問実施薬局数・100薬局以上)</p> | |
| | | | | ○在宅医療への薬局・薬剤師の参画の推進 | | |
| | | | | 高知家お薬プロジェクトの実施地区を高知県全域に拡大 | | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|---------------|---------------------------|
| 大目標 | 2 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標（今後の基本的方針） | (2)病気になるっても安心な地域での医療体制づくり |

| | |
|-------------|---|
| 平成37年度末までの姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスを受けられ、健やかに安心して暮らしています。 |
|-------------|---|

| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 | 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の 目指す姿 |
|---------------|---|---|---|---|--|--|--|-------|------------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| 在宅歯科医療の 推進 | <ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療連携室への相談問合せ294件、訪問歯科診療134件（H26） ケアプラン作成時に歯と口の状態を確認しているケアマネージャーの割合71.1% 歯科医療を必要と感じているケアマネージャーの割合85.8% | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携室は、地理的に中央保健医療圏域にサービスが限定されるため、機能拡充に向けて、幡多圏域に連携室を整備が必要 介護関係者等に対する口腔ケアの重要性についての更なる認識向上が必要 在宅歯科医療に関わる人材の確保、資質向上 <ul style="list-style-type: none"> 歯科衛生士の地域偏在 摂食・嚥下機能の支援ができる歯科専門職の不足 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科診療に必要な診療機器についてはH25年度までに貸出用診療機器を整備し、無歯科医村を除く全市町村に配置が完了 | <p>★安芸地域に在宅歯科連携室のサテライトを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携室の更なる広報（ケアマネジャー・介護職員等に対する口腔ケアの重要性を周知） 在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施 ★摂食・嚥下機能評価・対応ができる歯科医師の育成 歯科衛生士養成奨学金制度の活用推進 | <p>歯科医療機関、ケアマネ対象のニーズ把握調査</p>  | <p>必要に応じて更にニーズ把握</p>  | <p>関係機関と連携したニーズ把握</p>  | <p>○訪問歯科診療の利用が進み、在宅療養者のADL及びQOLが向上する</p> | | |
| | | | | <p>在宅歯科医療連携室の広報</p>  | <p>ニーズをふまえた連携室の広報実施</p>  | <p>在宅歯科医療連携室の設置</p>  | <p>在宅歯科医療連携室の利用件数 年間200件以上</p> | | |
| | | | | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施（毎年、研修内容の見直し）</p>  | <p>安芸圏域に在宅歯科医療連携室を設置</p>  | <p>摂食・嚥下機能評価・対応ができる歯科医師育成</p>  | <p>在宅歯科医療連携室の利用件数 年間200件以上</p> | | |
| | | | | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施（毎年、研修内容の見直し）</p>  | <p>歯科衛生士養成奨学金制度の創設と活用推進</p>  | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施</p>  | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施</p>  | | |
| | | | | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施（毎年、研修内容の見直し）</p>  | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施</p>  | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施</p>  | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施</p>  | | |
| | | | | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施（毎年、研修内容の見直し）</p>  | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施</p>  | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施</p>  | <p>在宅歯科医療に関わる人材確保、資質向上のための研修実施</p>  | | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|----------------------------|
| 大目標 | 2 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標(今後の基本方針) | (2) 病気になるっても安心な地域での医療体制づくり |

| | |
|-------------|---|
| 平成37年度末までの姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスを受けられ、健やかに安心して暮らしています。 |
|-------------|---|

| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 |
|-------------------|---|--|---|
| 医師の育成支援・人材確保施策の推進 | <p>・若手医師(40歳未満)が、減少している(H12年-H26年△32%)ものの、30歳未満の医師はH22年以降増加傾向となっている。</p> <p>・中央保健医療圏以外で勤務する医師が減少している。 H12:H26 中央111.0%、安芸91.8%、高幡83.0%、幡多84.0%</p> <p>・特定の診療科の医師が減少傾向である。 H12年:H26年 産科等82%(全国104%)、麻酔科96%(全国150%)、小児科104%(全国118%)</p> | <p><医学生・若手医師の育成支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師養成奨学金の貸与 ・キャリア形成支援 <p><県外医師の情報収集、働き掛け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらの医療PYOMA大使による情報発信・収集 ・県外大学との連携 ・研修修学金の貸与 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳未満の若手医師の数が増加に転じた。(H26:517人→H28:552人) ・県内初期臨床研修医採用数が、これまでで最多の62名となった。(H31) ・県外から即戦力となる医師を招聘した。H22~30年28名 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな専門医制度への対応を含め、若手医師のキャリア形成支援の継続が必要。 ・県出身医師のUターン増加に向けた取り組みの継続が必要。 ・初期臨床研修修了後、引き続き県内に就職した者が減少。H30:49名→H31:39名 ・高知大学医学部採用医師数が減少。H30:34名→H31:28名 | <p><医学生・若手医師の育成支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師養成奨学金の貸与及び受給者への支援 ・大学、医療機関と連携し、面談等による奨学金受給者のフォローアップを実施。 ○キャリア形成への支援 ・高知医療再生機構と連携し、研修への助成を行うなど若手医師のキャリア形成を支援。 ・地域医療支援センターや医療機関と連携し、専門研修プログラムの検証・調整を行うほか、県中央部と郡部を循環しながら総合診療専門医の資格取得ができる環境を整備。 ・地域包括ケアのゲートキーパーとなる総合診療専門医の養成を支援。 ☆高知大学医学部にプロジェクトを設置し、養成した総合診療専門医のほか、研究意欲のある若手医師が臨床を行いながら研究ができる拠点づくりを推進。 <p><県外医師の情報収集、働き掛け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医・看・薬学生の夏期実習の受け入れなど、県外大学との連携事業を充実。 ・高知医療再生機構と連携し、こちらの医療RYOMA大使の活動や医師ウェルカムネットの運営等を通じて、県外医師に対するPRを実施。 |
| 看護職員の確保対策の推進 | <p>■県内看護職員の8割が中央保健医療圏に集中し、郡部での不足など偏在が認められる。</p> <p>■看護師等養成奨学金貸与者の9割が指定医療機関に就職</p> <p>■卒業し看護職員として就職した者のうち、県内就職者の割合が6割程度</p> <p>■短時間に職場を移動している看護職員が多い。</p> <p>■専門的能力を有する看護師が分野によって不足</p> <p>■助産師の育成及び郡部の助産師の確保が困難</p> | <p><これまでの取組></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中山間地域の看護職員不足の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の貸与 ・就職説明会等 2 定着促進・離職防止、潜在看護職員の発掘 3 看護職員の育成と資質向上への支援 <p><成果と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> □看護師奨学金貸与者で就職者のうち指定医療機関に就職したものの割合:35名(83.3%) 参考:H30年3月:40名(83.3%) H29年3月:37名(82.2%) H28年3月:39名(100%) H27年3月:27名(93.1%) □地域別の就職者数 H31年3月:(幡多:8名、高幡:6名、安芸:10名、中央11名) H30年3月:(幡多:12名、高幡:10名、安芸:11名、中央7名) □助産師奨学金貸与者で就職した数: 7名(H30年3月) 7名(H31年3月) 参考:H20~30年貸与者89名→卒業生80名 全員が県内医療機関に就職 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ■新卒看護師の県内定着への促進と早期離職の防止対策の継続が必要である。 ■看護職員のキャリアに応じた能力開発支援策の充実と制度の活用推進が必要である。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 看護職員確保のための奨学金制度(助産師、看護師、准看護師)の継続 指定医療機関に訪問看護ステーションが追加 2 看護師養成所の運営支援の継続 3 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進 ・ナースセンターのサテライト展開 ・県外の看護師等養成施設へ進学した学生への情報提供 4 資質向上対策の推進 回復期病床への転換促進支援として 回復期の看護を担う人材育成研修の実施 がん中期研修の実施(H29年度から隔年開催) <ul style="list-style-type: none"> ・就業環境改善の取組みを推進するための看護管理者研修等の充実 |
| 薬剤師の確保対策の支援 | <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内薬剤師及び薬学5、6年生に対する薬剤師就業状況等実態調査実施(H26年度) ○県内就職の呼びかけ ・薬系大学就職説明会へ参加し、県内就職を呼びかけ(H27年度) ・薬系大学学長を訪問し、県内就職情報の提供を依頼(H26年度、H27年度) ・中国四国薬学会に「高知ブース」を設け県内就職をPR(H26年度、H27年度) ○県内就職情報の集約と高知県薬剤師会HPからの情報発信(病院・診療所10件、薬局125件、行政関係2件、医薬品卸1件、その他1件)(平成27年度) <p>【状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間80名程度の学生が薬系大学に進学しているものの、大学卒業後すぐに高知県内で就職するのは半数以下 ・50歳以上の薬剤師が約半数を占める ・従来の調剤業務に加え、チーム医療の推進、在宅医療への参画、かかりつけ薬局機能の充実などが求められており、薬剤師ニーズが増加 | <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県内の主な病院での新規薬剤師が増加 ◆大学就職説明会で学生に県内就職をPR(H27年度:7カ所74名) 参考:新規薬剤師免許申請者数の推移 29名(H26年度)→41名(H27年度) →62名(H28年度5月13日現在) 薬剤師国家試験合格者数の推移 7,312名(H26年度3月) →9,044名(H27年度3月) →11,488名(H28年度3月) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆薬学生が行う就職情報の収集方法及び病院、薬局が行う情報発信方法のミスマッチ ◆依然として県内薬剤師不足が改善されていない | <p>【高知県薬剤師会と連携した確保対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生等への薬剤師職能PR ・高知県薬剤師会ホームページ内に病院・薬局の求人情報を集約し、就職情報の充実と薬学生等への周知 ・高知県薬剤師会及び高知県病院薬剤師会と協働で薬系大学訪問を実施及び就職説明会等で薬学生へ県内就職の呼びかけ ・未就業薬剤師への復職支援 ・移住促進の取組と連携したUターンを検討する薬剤師への情報提供 ・薬剤師のキャリア形成支援策の構築のための関係機関との協議 |

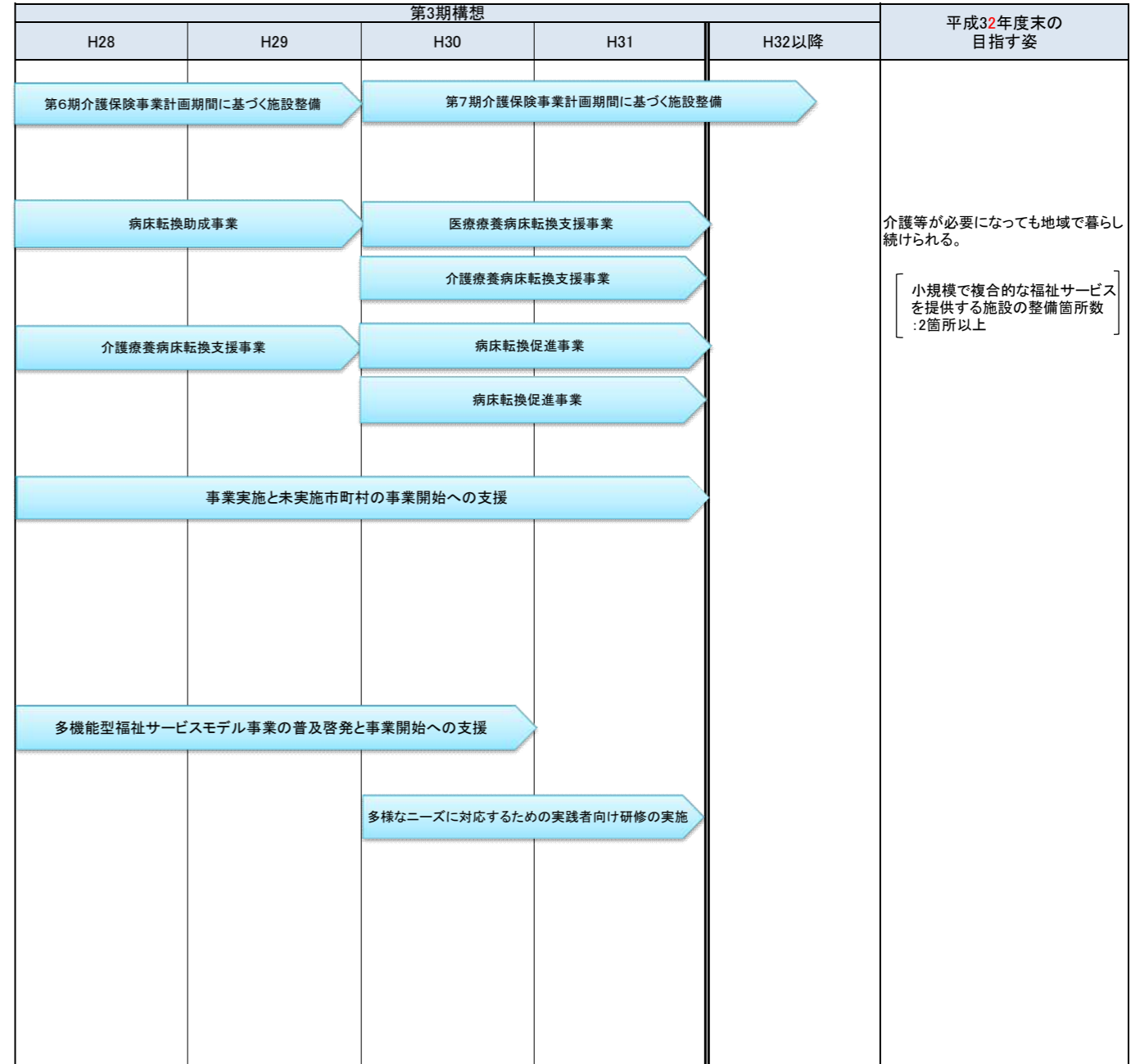
| 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の 目指す姿 |
|--|-----|-----|-----|-------|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| <p>・県内定着に向けたフォローアップ、キャリア形成支援を継続</p> | | | | | <p>若手医師の県内定着率の向上等により、若手医師の減少や地域・診療科間の医師の偏在が緩和されている。</p> <p>・県内初期臨床研修医採用数・・・70人</p> <p>・高知大学医学部附属病院採用医師数・・・40人</p> <p>・二次医療圏別医師数・・・安芸102人以上、高幡95人以上、幡多202人以上</p> <p>・産婦人科(産科・婦人科含む)医師数・・・72人</p> <p>・新たな専門医制度における総合診療医研修プログラム実施医師数・・・各年次4人(H29~)</p> <p>・新たな専門医制度における研修プログラムを実施する基本領域・・・全19基本領域(H29~)</p> |
| <p>・専門研修プログラムの検証・調整</p> <p>・新たな専門医制度による養成開始</p> | | | | | |
| <p>・県外医師に向けたPRを継続</p> | | | | | |
| <p>奨学金制度の周知と奨学金が免除になるまでの間、継続した関わりを徹底</p> | | | | | <p>○看護師等を一定確保できている。</p> |
| <p>看護学校運営への支援</p> | | | | | |
| <p>ナースセンターによる看護職員確保対策支援</p> | | | | | |
| <p>○職能団体と協力しながら推進</p> | | | | | |
| <p>就業環境改善、キャリアアップ等の体制整備と離職防止対策の実施</p> | | | | | |
| <p>看護職員の資質向上に関する研修事業の実施(関係機関との連携)</p> | | | | | |
| <p>・高校生等への薬剤師職能の発信</p> <p>・薬学生及び県外の薬剤師に対し高知での就職の呼びかけと未就業薬剤師の復職支援</p> | | | | | <p>高知県内の40歳未満の薬剤師数を545名以上確保する。(平成22年時点:544名 平成24年時点:513名)</p> |
| <p>薬剤師のキャリア形成支援策の構築のための関係機関</p> <p>実行可能なキャリア形成支援策の実施</p> | | | | | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 大目標 | 2. 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標(今後の基本方針) | (3)介護等が必要になっても地域で暮らし続けられる仕組みづくり |

| | |
|--------------|--|
| 平成37年度末の目指す姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスが受けられ、健やかに安心して暮らしています |
|--------------|--|

| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等(課題も含む) | これからの取組★31年度からの新たな取組 |
|--------------------------|---|--|--|
| ○地域ニーズに応じた介護サービス提供の体制づくり | <p>■計画的な介護サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30～32年度の第7期計画期間においても、要介護者の増加や重度化が見込まれることから、一定の施設整備を行っていく必要がある。 <p>■防災対策の観点を踏まえた転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで事業を活用して療養病床からの転換を実施した施設がなく、転換が進んでいない。 <p>■中山間地域の介護サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知県を多く占める中山間地域では、多様な介護ニーズがありながら、利用者が点在しており、訪問等の効率が悪い。条件不利地域へサービス提供する事業者への支援が必要である。 <p>■小規模複合型の福祉サービス提供施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域においては、高齢化の進行に伴い、これまで以上に介護の支援が求められている一方で、ひとり親世帯への子育てや障害者への支援の充実が必要となっており、福祉に対するニーズは複雑で多様になってきている。 今後、中山間地域を中心に高齢者人口も減少に転じることも踏まえると、福祉サービスを効率的に提供できる体制づくりについて取組むことが必要。 | <p>■計画的な介護サービスの確保</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7期計画期間中の認知症高齢者グループホーム9床、特別養護老人ホームの整備数29床(地域密着型) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者のニーズに応じた介護サービスの整備が必要である。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養病床を有する病院の耐震化率:69%(56/81) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> H35年度末に介護療養病床が廃止されることから、それまでに高齢者施設への転換を進める必要がある。 療養病床を有する病院は相対的に耐震化が遅れており、防災対策上の観点から耐震化を踏まえた転換支援が必要。 <p>■中山間地域の介護サービスの確保</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 21市町村で事業実施(平成29年度:室戸市、四万十町、平成30年度:須崎市で事業開始) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の介護サービスが行き届くために引き続き支援が必要。 <p>■小規模複合型の福祉サービス提供施設の整備</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 四万十町で小規模複合型の福祉サービス提供施設を整備(H29.8.31竣工) 小規模複合型の福祉サービス提供施設の普及啓発のため、事業者等を対象としたセミナーを実施(H29.2.17) 参加市町村及び事業者、共生型福祉へ関心を持っていただき、今後の取り組みについて前向きに検討してもらったことができた 土佐清水市、大月町で小規模複合型の福祉サービス提供施設を整備開始(土佐清水市はH30.11月、大月町はH30.12月竣工予定) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等における、介護保険サービスを始めとする多様なニーズに応えるため、効率的で専門的な福祉サービスなどを提供できる施設整備に加えて人材育成も必要 | <p>■計画的な介護サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7期計画期間中の施設整備の進捗状況の把握 <p>■防災対策の観点を踏まえた転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人等に対する、療養病床からの転換助成事業のさらなる周知 転換整備に伴う、耐震化の促進 <p>■中山間地域の介護サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域介護サービス確保対策補助金交付 効果検証 事業実施市町村の進捗状況の把握、管理 <p>■小規模複合型の福祉サービス提供施設の整備</p> <p>(1)小規模複合型サービスにおける多様なニーズに対応するための実践者向け研修を実施(事業者が参加しやすいよう県内で研修を実施)</p> |



第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 大目標 | 2. 地域地域で安心して住み続けられる県づくり |
| 中目標(今後の基本方針) | (3) 介護等が必要になっても地域で暮らし続けられる仕組みづくり |

| 具体的な施策 | 第3期構想策定時点の状況 | これまでの取組の成果等(課題も含む) | これからの取組★31年度からの新たな取組 |
|------------------------------|--|--|---|
| ○障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備 | 1. 中山間地域のサービス確保 ○居宅介護事業所の現状(H28.3現在) ・居宅介護事業所がない町村 → 5町村(安田町、北川村、馬路村、大川村、三原村) ・居宅介護事業所が1の町村 → 11町村(東洋町、田野町、芸西村、大豊町、本山町、土佐町、中土佐町、津野町、橋原町、黒潮町、大月町) ・居宅介護事業所が0又は1の町村 → 全34市町村中16町村 ・全158事業所のうち、79事業所が高知市に集中 ○第4期障害福祉計画(H27~H29)の推進 | 国の取り組み ・H214の報酬改定で、振興山村、特定農山村、過疎地域などについて、15%の特別地域加算の制度を創設 県の取り組み ・H27年度より補助対象サービスを拡大(「保育所等訪問支援サービス」を新たに追加) ・H30年度より補助対象サービスを拡大(「居宅訪問型児童発達支援サービス」を新たに追加) | ①中山間地域における居宅サービスの確保対策事業が定着するよう、引き続き市町村や事業者に対して周知を図っていく。 ②第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(H30~H32)の策定 |
| ○医療的ケアが必要な子ども等とその家族への支援の強化 | H25.12調査 ○重度障害児者アセスメントシートの作成 作成依頼先: 市町村 作成時期: H27.9.1~H28.8.31 提出済: 42件(7市町村から提出済)(H28.5.31現在) 提出予定: 175件(20市町村から提出予定) 医療的ケアが必要な重度障害児者や家族が、地域で安心して暮らしているよう、関係する分野との協働による支援が可能となる体制を整備するため、国のモデル事業を活用した取組を行う。 | ・H24年度から高知県重症心身障害児等サービス調整会議を行い、県内の重症心身障害児等の現状把握など、今後の支援体制について検討した。 ・H25年度から高知県重度障害児者在宅生活支援事業費補助金を創設し、医療機関で短期入所を実施した場合の補助と、入院の際に家族に代わって見守りを行った場合にその経費を補助することとし、H27年度からは通所事業所への送迎の際のガイドヘルパーなどの付き添いサービスも補助対象とした。 ○短期入所利用促進事業 高知市の医療機関(1か所)が指定に向け申請準備中 ○ヘルパー利用支援事業 H27 2市町村 222千円 H28 2市町村 268千円 H29 2市町村 506千円 H30 2市町村 444千円 ・H27~28年度に重度障害児者アセスメントシートの収集・分析を行い、在宅の重度障害児者の状況把握を行った。 H31.1月末時点 227件 うち重症心身障害児 146件 ・医療的ケア児等支援事業費補助金を新設(H29年度~)し、保育所等への訪問看護師の訪問等に係る経費を助成した。 H29 1市 21千円 H30 2市 ・事業所を対象に平成30年4月の報酬改定後の医療的ケア児の受入れの状況を把握するためのアンケート調査を実施した。 | ①重度障害児者等アセスメントシートの随時更新を行い、在宅の重度障害児者及び医療的ケア児の状況把握を行う。 ②医療型障害児入所施設及び療養介護事業所に空床が発生した場合に、アセスメントシートの情報を活用し入所調整を行う。 ③重度障害児者の家族を対象としたピアカウンセラー養成研修を行うとともに、家族の集いを開催する。 ④必要な情報を一元化し、相談対応ができる窓口の設置に向けて検討を行う。 ⑤医療的ケア児加配看護師等雇用事業の実施【教委】 保育所等への加配看護師の配置に係る経費の助成 ⑥医療的ケア児等支援事業費補助金による助成医療的ケア児等への訪問看護師の訪問に係る経費を助成する。(保育所等での医療的ケア、市町村が雇用する加配看護師への技術援助、定期受診への訪問看護師の付き添い) ⑦★乳児院等多機能化推進事業の実施(児童家庭課) 乳児院に医療機関等連絡調整員を配置し、医療的ケア児の受入れ体制を確保する。 ⑧医療的ケアが必要な重度障害児が利用できる医療型の短期入所事業所が少ないため、レスパイトの環境整備に向けて医療機関への実施の依頼を継続して行う。 ⑨児童発達支援事業所での医療的ケア児の受け入れの促進 平成30年度に創設された看護職員の加配加算の活用を事業所に働きかける。 ⑩相談支援専門員等のスキルアップ研修の実施 医療的ケア児等に対する適切な支援が行える人材の養成を行う。 ★医療的ケア児支援コーディネーター養成研修の開催 |

| | |
|--------------|---|
| 平成37年度末の目指す姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスを受けられ、健やかに安心して暮らしています。 |
|--------------|---|

| 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の目指す姿 |
|---------------------------------|-----|-----|-----|-------|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| 中山間地域における居宅サービス事業所等への助成 | | | | | ○アセスメントシートの更新により重度障害児者の状況が把握できている。 ・重度障害児者の家族を対象としたピアカウンセラーの養成の仕組みが整備されている。 ・医療的ケア児が利用できるサービスの提供や相談対応の窓口が設置されている。 |
| 第4期障害福祉計画の推進 | | | | | |
| 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の推進 | | | | | |
| H28国のモデル事業(※不採択) | | | | | |
| アセスメントシート収集・分析 → 入所調整支援 | | | | | |
| 毎年アセスメントシートのリバイスを行う → 分析・入所調整支援 | | | | | |
| 国のテキストによる人材育成研修会 | | | | | |
| ニーズに応じた人材育成研修会 | | | | | |
| 情報の一元化・相談対応窓口の設置 | | | | | |
| 相談窓口によるサービスの充実 | | | | | |
| 保育所等での受け入れ体制の整備 | | | | | |
| 保育所等での受け入れ体制の充実 | | | | | |
| レスパイト環境の整備(短期入所事業所の増) | | | | | |
| 児童発達支援事業所での受け入れの促進 | | | | | |
| 相談支援専門員等のスキルアップを図る研修の実施 | | | | | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|---|
| 大目標 | 2. 地域地域で安心して住み続けられる県づくり～「高知版地域包括ケアシステム」の構築～ |
| 中目標(今後の基本方針) | (4) サービス間の連携を強化する仕組みづくり |

| 具体的な施策 | 第3期構想 策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 |
|-----------------------------|--|--|--|
| ○高知版地域包括ケアシステム構築のための推進体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ■日々の暮らしを支える高知型福祉の仕組みづくり ■病気になっても安心な地域での医療体制づくり ■介護等が必要になっても地域で暮らし続けられる仕組みづくり ・各課で医療・介護・福祉等のサービス資源の確保に取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・福祉等のサービス資源の整備が進みつつあるが、サービス間の連携が十分でない場合がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ★「高知版地域包括ケアシステム」構築のための推進体制の強化 ★さらなる連携強化のため、多様な関係者が連携・調整を行う「地域包括ケア推進協議体」を設置 |
| ○円滑な在宅生活への移行に向けた医療と介護の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ■在宅医療・介護連携推進事業における市町村支援 ・平成28年度は、安芸福祉保健所管内及び高知市において、退院調整ルール策定に向けた医療機関、介護支援専門員との協議を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ■在宅医療・介護連携推進事業における市町村支援 【課題】 ・病院からの退院には、医療ソーシャルワーカーだけでなく、院内の多職種が支援に関わり、介護支援専門員や地域包括支援センターなどとの地域連携型の支援体制が必要 ・介護支援専門員が退院を知らず、在宅生活がうまくいかない場合があるため、退院にあたって病院から介護支援専門員への引継ぎのルールの徹底が必要 ・入院時に介護支援専門員から病院に対し在宅における情報の提供ができていない場合があり、入院中からの病院との連携の強化が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ■在宅医療・介護連携推進事業における市町村支援 ・福祉保健所圏域ごとの「退院調整ルール」策定・運用への支援 (安芸福祉保健所管内) (中央東福祉保健所管内) (須崎福祉保健所管内) ・退院調整ルール(入退院時の引継ぎルール)運用後の点検及び見直しに向けた支援 (中央西福祉保健所管内) ・地域・病院協働型退院支援スケジュール表の運用への支援 (幡多福祉保健所) ・退院調整ルール(入退院時の引継ぎルール)運用後の点検及び見直しに向けた支援 ・退院調整ルール(入退院時の引継ぎルール)運用後の点検及び見直しに向けた支援 |

| | |
|------------------|--|
| 平成37年度末の 目指す姿 | 県内どこに住んでいても必要な医療、介護サービスが受けられ、健やかに安心して暮らしています |
|------------------|--|

| 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の 目指す姿 |
|------------------------------|-----|-----|-----|-----------|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| これまでの取組を充実・強化 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●本人の意向に沿ってQOLを向上させることを目指して、各地域の医療・介護・福祉等の資源を切れ目のないネットワークでつなぐ「高知版地域包括ケアシステム」の着実な推進。 |
| 日々の暮らしを支える高知型福祉の仕組みづくり | | | | | |
| 病気になっても安心な地域での医療体制づくり | | | | | |
| 介護等が必要になっても地域で暮らし続けられる仕組みづくり | | | | | |
| 生活支援サービス充実に向けた市町村支援の取組 | | | | | |
| Aブロックでの取組 | | | | | |
| | | | | Bブロックでの取組 | |
| | | | | | Cブロックでの取組 |
| 安芸福祉保健所管内 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●退院後に必要となる医療や介護サービスがスムーズに提供されることで、円滑に在宅生活に移行できる |
| 退院調整ルール策定への支援 | | | | | |
| 退院調整ルール運用状況の点検及び改善に向けた支援 | | | | | |
| 中央東・須崎福祉保健所管内 | | | | | |
| 退院調整ルール策定への支援 | | | | | |
| 退院調整ルール運用状況の点検及び改善に向けた支援 | | | | | |
| 中央西福祉保健所管内 | | | | | |
| 地域・病院協働型退院支援スケジュール表の運用への支援 | | | | | |
| 幡多福祉保健所管内 | | | | | |
| 退院調整ルール策定への支援 | | | | | |
| 退院調整ルール運用状況の点検 | | | | | |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|---|--|---|---|
| | H28 | H29 | H30 |
| <p>家庭支援推進保育事業(保育サービス等推進総合補助金)</p> <p style="text-align: right;">【幼保支援課】</p> <p><事業概要> ◆家庭支援推進保育士の配置 ・家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援の向上及び保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を行う保育士を配置する。</p> | ◆家庭支援推進保育士の配置 | | |
| | <p>◇保育所への家庭支援推進保育士の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・58名 公立40名 私立18名 <p>・私立施設への配置拡大に向けて H29 年度からの補助制度を見直し</p> <p>◇家庭支援推進保育士の資質向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施（家庭支援推進保育講座） I期：参加者81名 II期：参加者66名 ・高知県幼保推進協議会 親育ち支援部会において「家庭支援の記録」の様式を作成・周知 ・私立施設への配置拡大に向けて H29 年度からの補助制度を見直し ・児童相談所と連携し作成した見守りチェックポイントについて高知県幼保推進協議会等を通して周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・65名 公立48名 私立17名 <p>・研修の実施（家庭支援推進保育講座） I期：参加者98名 II期：参加者90名</p> <p>・「保護者への支援方法（記録の重要性・チェックシートの活用）」等について周知</p> <p>・家庭支援の記録及びチェックシートの活用・家庭支援保育における実践の発表</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・66名 公立44名 私立22名 <p>・研修の実施（家庭支援推進保育講座） I期：参加者244名 II期：参加者92名</p> <p>・家庭支援の記録の作成状況調査の実施 6月</p> |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|--|---|
| | H31 | |
| <p>○家庭支援推進保育講座を、配置された家庭支援推進保育士全員が受講し、支援のための学びを深めることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援推進保育士の配置園における家庭支援の計画及び記録の作成率 H29：65.2%→H30：61.6%（5月末時点） <p>●厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実するには、各園において支援が必要な家庭に、家庭支援の計画と記録が作成される必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援推進保育士の家庭支援に係る研修参加率 H29：75.3%→H30：100% <p>●家庭支援担当となる保育者等にさらに専門的な知識を向上させる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援推進保育士の配置 H29：65名→H30：66名 <p>→家庭支援の記録の作成状況の把握を行い、確実な作成につなげるための個別支援・指導を行う。</p> <p>→教育センターでの集合研修等の充実により、家庭支援推進保育士や支援に携わる保育士のスキルアップを図る。</p> | <p>◆家庭支援推進保育士の配置</p> <p>◇保育所等への家庭支援推進保育士の配置 ・93人</p> <p>◇家庭支援推進保育士の資質向上のための取組 ・研修の実施（家庭支援推進保育講座）2回</p> | <p>◆家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援推進保育士の配置：93人 ・家庭支援推進保育士の配置園における家庭支援の指導計画及び記録の作成率：100% ・家庭支援推進保育士の家庭支援に係る研修参加率：100% |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|---|---|--------------------|--------------------|
| | H28 | H29 | H30 |
| 特別支援保育推進事業（特別支援保育・教育推進事業費補助金） 【幼保支援課】 <事業概要> ◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。 | ◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 | | |
| | ◇親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・10市12名 | ・9市町村10人 | ・9市町村10人 |
| | ◇親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・3回開催 参加者：延べ36名 | ・3回開催 参加者：延べ28名 | ・3回開催 参加者：延べ28名 |
| | <主な内容> ・コーディネーターの役割・園との関わり方や支援の進め方等について情報交換 ・各コーディネーターから事業実施状況等の報告及び意見交換 ・コーディネーターの質向上のための研修 ・コーディネーターの役割・就学時引き継ぎシート及び家庭支援の記録の活用方法等について情報交換 ・各コーディネーターから事業実施状況等の報告及び意見交換 ・コーディネーターの質向上のための研修（乳幼児期にふさわしい保育の在り方について、事業実施状況の情報交換 など） ※保育者を対象とした「親育ち支援」及び「特別支援」の研修にコーディネーターも参加 | | |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|---|--|
| | H31 | |
| ○親育ち・特別支援保育コーディネーターと保育所等関係機関とのつながりが深まり、個別の支援計画や就学時引き継ぎシートの作成支援等の取組が継続されている。 ○コーディネーターとSSWとの情報交換の場を持つことにより、小学校への接続に向けて課題等を共有することができ、それぞれの役割を把握しながら連携した支援の必要性を共有できている。 ・親育ち・特別支援保育コーディネーター配置市町村の状況 個別の指導計画の作成率 H29：90.8%（H28：91.5%） 就学時引き継ぎシートの活用率 H29：81.3%（H28：80.4%） ●親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。 ・親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 H30：9市町村10人 →教員（小学校）や保育士（園長）のOB等の人材の活用を図る。 | ◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ◇親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・24市町村30人 ◇親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・3回 | ◆特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ・親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置：24市町村30人 ・親育ち・特別支援保育コーディネーター配置市町村における個別の指導計画・就学時引き継ぎシート活用率：100% |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|--|---|--|----------------------------------|
| | H28 | H29 | H30 |
| ソーシャルワーカー活用事業〈就学前〉 【幼保支援課】 <事業概要> ◆SSW と連携した支援活動 ・厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカー（以下SSW）が連携して行う仕組みを構築する。 | ◆SSW と連携した支援活動 | | |
| | ◇市町村に配置しているSSWを就学前の児童にも対応できるよう委託契約を締結 | | |
| | ◇SSWの就学前児童への活用 ・10市町村 18名 | ・17市町村 29名 | ・19市町村 31名 |
| | ◇SSW連絡協議会 ・2回開催 ・参加者数 第1回 102名 第2回 085名 | ・2回開催 ・参加者：SSW（63名）及び市町村教育委員会 | ・1回開催 ・参加者：SSW（67名）及び市町村教育委員会 |
| | (主な内容) 就学前児童への対応の重要性、保育所等との連携についての説明、園との調整や就学前児童への対応についての情報交換 など | | |
| ◇SSW初任者研修 ・参加人数：15名 ※うちアドバイザー3名 | ・第1回：参加10名 ・第2回：参加13名 | ・第1回：参加13名 ・第2回：参加11名 | |
| (主な内容) 実践事例の発表、協力関係機関や支援の方法、内容の具体例等 | | | |
| ◇支援状況等に関するアンケート調査 ・SSW18名を対象に実施（11月） | ◇活動報告・意見交換 ・1回 参加13名 | ・1回 参加15名 | |
| | (主な内容) 事業説明、支援状況について情報交換、親育ち・特別支援保育コーディネーターとの意見交換 | (主な内容) 小学校への支援の引継ぎについて情報交換、親育ち・特別支援保育コーディネーターとの意見交換 | |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|--|--|
| | H31 | |
| ○保育所等や児童相談所等の関係機関と連携した取組を進めるなど、就学前の子どもたちへの支援を拡大し、取り組む市町村が増えた。 ・SSWの配置市町村数 H29:17市町村（29名）→H30:19市町村（31名） ・SSWの支援活動状況（H30.12月末） 対象数：保育所81園 596人 幼稚園13園 50人 認定こども園7園 10人 訪問回数：保育所等 649回 家庭 61回 その他 83回 ●SSWの就学前児童を対象とした活動の拡大により、園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が進む市町村が増えつつあるが、学校におけるSSWの活動が多忙で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。 →SSWの活動状況等の情報交換を行うとともに、市町村訪問等において、就学前を含めた活動の拡充を要請する。 | ◆SSW と連携した支援活動 ◇市町村への段階的なSSWの配置拡充 ◇SSW連絡協議会 ・1回 ◇SSW初任者研修 ・2回 ◇活動報告・意見交換会 ・1回 | ◆子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。 ・SSWの配置市町村数 35市町村（学校組合含む） |
| | | |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|---|---|--|--|
| | H28 | H29 | H30 |
| 放課後等における学習支援事業 【小中学校課】 <事業概要> 小中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的な支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に対応できるよう充実強化する。 ◆放課後等学習支援員の配置 ・市町村が「放課後等学習支援事業費補助金」を活用して学習支援員を配置することにより、学力の定着状況に課題のある児童生徒へのきめ細かな学習指導・支援を充実させる。 ※補助対象：市町村教育委員会が雇用する放課後等学習支援員の人件費、補充学習で使用する教材費、支援員の交通費等 ◆放課後等学習指導の質的向上 ・児童生徒の個々の学習課題に応じたきめ細かな学習支援を行うために放課後等学習支援員の質的な向上を図る。 | ◆放課後等学習支援員の配置拡充 ◇放課後等学習支援員の配置拡充 ・29市町村組合 小学校：90校 191名 中学校：72校 273名 ・学習時間（支援員配置時間）の充実 ※「①放課後のみ」に加え「②授業から放課後まで」対応する支援員を配置 小学校：①118名 ②73名 中学校：①166名 ②107名 | ・30市町村組合 小学校：107校 229名 中学校：74校 258名 ◇学力向上に有効な人材確保のための支援 ・退職教員への声かけ ・大学生の斡旋支援 ・人材バンク、公的機関等の紹介 | ・32市町村組合 小学校：117校 233名 中学校：77校 225名 (H31.2月末時点) 小学校：①19名 ②214名 中学校：①13名 ②212名 |
| | ◆放課後等学習支援員の質的向上 ◇学校訪問等による状況把握と学校の実状に即した指導 ・学校訪問：161校 | ◇補充学習の質を高めるための支援 ・効果的な学習支援を行っている学校の取組事例集作成し、市町村教育委員会や小中学校へ配付 | ・取組事例集を用いながら助言・情報提供 ・学校訪問：40校 (小学校：20校 中学校：20校) |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|--|--|
| | H31 | |
| ○放課後等学習支援員の配置学校数は着実に増えてきており、児童生徒の個々の学習課題に応じた補充学習が実施できている。 ・放課後等学習支援員の配置校数 小学校 H28：90校→H29：107校→H30：117校 中学校 H28：72校→H29：74校→H30：77校 (H31.2月末時点) ・学習支援員配置校に占める授業から放課後までを一貫して担う学習支援員を配置した学校の割合(H31.2月末時点) 小学校：92.3% 中学校：96.1% ●中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材の確保も見込めないケースがある。 →退職予定者の教員に対し、人材募集案内チラシの配布と学習支援員を募集する市町村教育委員会の情報提供を行う。 →県内4大学で構成する「教師教育コンソーシアム高知」に、県で取りまとめた市町村教育委員会の求人リストを提供し、マッチングを支援していく。 ●放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。 →放課後等補充学習が組織的・効果的に実施されるよう、学校訪問を通じて助言・情報提供を行う。また、取組状況に改善が必要な学校には再度訪問し、進捗の検証を行い、効果的な取組につながるよう働きかけていく。 →訪問校の取組内容の検証・分析や、先進的な取組を行っている学校の情報収集を行い、放課後等補充学習におけるさらなる内容の充実・強化につなげる。 | ◆放課後等学習支援員の配置 ◇放課後等学習支援員の配置（計画） ・32市町村組合 ・小学校：124校 251名 ・中学校：76校 218名 ※「①放課後のみ」に加え「②授業から放課後まで」対応する支援員を配置（計画） 小学校：①14名 ②237名 中学校：①15名 ②203名 ◇学力向上に有効な人材確保のための支援 ・退職教員への声かけ ・大学生の斡旋支援 ◆放課後等学習支援員の質的向上 ◇補充学習の質を高めるための支援 ・訪問校の取組内容の検証・分析や、先進的な取組を行っている学校の情報収集 ・学校訪問を通じた助言・情報提供 | ◆学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後学習において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導、家庭学習指導等、一人一人の状況に応じた学習機会が全ての学校で提供されている。 ◆各小・中学校が、学校経営として低学力対策を位置付け、課題解決サイクルを確立し、学力を押し上げている。 ・放課後等学習支援員の配置校数 小学校：100校以上 中学校：80校以上 ・学習支援員配置校に占める授業から放課後までを一貫して担う学習支援員を配置した学校の割合 小学校：100% 中学校：100% |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|---|--|---------------------------------|---|
| | H28 | H29 | H30 |
| 学力向上推進事業（学習支援員事業） 【高等学校課】 <事業概要> ◆学習支援員事業 ・個々の生徒の実態に応じたきめ細かな指導を充実させるため、放課後や長期休業中の補力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導補助を担う学習支援員の配置を拡充する。 | ◆学習支援員事業 ◇学習支援員の配置 ・32校※ 延べ108名 ・活用時間 5,028時間 ※進学に重点を置く5校除く（市立含む） | ・32校 延べ115名 ・活用時間 5,642時間 | ・31校 ・延べ92名配置 ・活用時間 4,503時間 ◇中山間枠の学習支援員の配置 ・4校・6名 ・活用時間 199時間 ◇中山間地域校の学びの活性化に向けて、新たに学力上位層生徒対象の学習支援員（中山間枠）を配置 ・4校・6名 ・活用時間 199時間 |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|---|--|
| | H31 | |
| ○学習支援員については、放課後の補力補習や授業でのチーム・ティーチングなど、どの学校も基礎学力の不足している生徒に対して積極的に活用しており、その効果は高い。 ●郡部校（特に小規模校）では、時間講師が配置されていない場合に、地域内で学習支援員を務められる人材を見つけることができないことが多い。 →対象8校については、低学力対策の通常枠、学力上位層対象の中山間枠を一つのパッケージとし、学校の状況に合わせて支援員を配置できるようにする。 | ◆学習支援員事業 ◇学習支援員の配置 ・31校 ※中山間地域校の学びの活性化に向けて、地域外から支援員を招へいできるよう、通常枠・中山間枠を問わず旅費を支給 | ◆生徒に学習習慣が身に付き、基礎学力が定着している。 ・学習支援員の配置校数 31校 |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|--|---|--|--|
| | H28 | H29 | H30 |
| 新・放課後子ども総合プラン推進事業 【生涯学習課】 <事業概要> 放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後の様々な活動を支援する。 ◆放課後児童クラブ・子ども教室の設置促進及び活動内容の充実 ・教材の購入支援などにより学びの場の充実を図るとともに、事例集を作成し、効果的な活動を周知する。 ・働く保護者や経済的に厳しい家庭のニーズを踏まえた開設時間の延長や、就学援助世帯等の利用料の減免につながる支援などを促進する。 ◆放課後児童支援員等の研修の充実 ・放課後児童支援員認定資格研修など、活動に携わる方々が必要な専門知識を習得するための研修を充実させる。 ◆学び場人材バンクによる支援 ・ボランティアや地域コーディネーター等の地域人材の発掘・確保及びマッチングを行う学び場人材バンク事業の実施とともに、事業の広報を行う。 | ◆放課後児童クラブ・子ども教室の設置及び活動内容の充実 ◇設置促進と活動内容の充実 ・市町村への運営補助 ・教材購入補助等による学びの場の充実 ・利用料減免や開設時間延長への財政支援 ・取組状況調査の実施 ・児童クラブ施設整備への助成 (5市12カ所) ・モデル事例集の作成・配布 | ・児童クラブ施設整備への助成 (4市9カ所) | ・児童クラブ施設整備への助成 (3市4カ所) |
| | ◆放課後児童支援員等の研修の実施 | | |
| | ◇放課後児童支援員認定資格研修 ・4日間×2回、受講者123名、修了者118名(※認定資格取得者延べ220名) | ・4日間×1回、受講者104名、修了者91名(※認定資格取得者延べ311名) | ・4日間×1回、受講者106名、修了者96名(※認定資格取得者延べ407名) |
| | ◇子育て支援員研(放課後児童コース) ・2日間、修了者105名 | ・2日間、修了者66名 | ・2日間、修了者51名 |
| | ◇放課後子ども教室研修などの専門研修 ・13回 | ・13回 | ・13回 |
| ◆学び場人材バンクによる支援 | | | |
| ◇学び場人材バンクの運営(委託) ・地域活動の核となる人材の発掘・登録 学び場人材バンク登録者数365名 ・市町村や学校等のニーズに応じたマッチング年間333名 | ・登録者数406名 ・マッチング数年間334名 | ・登録者数380名 ・マッチング数年間320名 | |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿(到達目標) |
|--|--|--|
| | H31 | |
| ○全小学校区の95.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・H30年度実施状況 児童クラブ 174カ所 子ども教室 147カ所 学習支援実施率 98.1% ●児童の定員が概ね40人以下など、国が示す施設基準等を満たしていない児童クラブへの対応が必要である。 →国の基準を満たした適正な定員となるよう、放課後児童クラブを分割・増設する場合等の市町村への財政支援を継続する。 ●各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識の向上などが求められる。 →発達障害児の理解促進など、放課後児童支援員等を対象とした研修内容の充実を図る。 →活動内容の充実に向けて、学び場人材バンクの登録者を活用した出前講座の普及・活用を図り、子どもたちに多様な学びの機会を提供していく。 | ◆放課後児童クラブ・子ども教室の設置及び活動内容の充実 ◇設置促進と活動内容の充実 ・市町村への運営補助 ・教材購入補助等による学びの場の充実 ・利用料減免や開設時間延長への財政支援 ・取組状況調査の実施 ・児童クラブ施設整備への助成 (4市11カ所) ◆放課後児童支援員等の研修の実施 ◇放課後児童支援員認定資格研修 ・4日間×1回 ◇子育て支援員研修(放課後児童コース) ・2日間 ◇放課後子ども教室研修等の専門研修 ・10回 ◆学び場人材バンクによる支援 ◇学び場人材バンクの運営(委託) ・地域活動の核となる人材の発掘・登録 ・市町村や学校等のニーズに応じたマッチング、出前講座の開催等 | ◆学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができています。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校：95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校：98%以上 |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | | |
|---|--|---|---|--|
| | H28 | H29 | H30 | |
| <p>地域学校協働活動推進事業</p> <p style="text-align: right;">【生涯学習課】</p> <p><事業概要> 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するために、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組む。</p> <p>◆地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 ・学校地域連携推進担当指導主事を中心に、地域学校協働本部の設置拡大に取り組む。 ・活動内容の一層の充実に向けて、モデル事例集を活用した取組への助言や、年度計画の進捗管理、様々な関係機関との連携、民生・児童委員の参画促進などの取組を推進する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><主な活動事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援、部活動支援 ・ゲストティーチャーによる授業補助 ・学校行事支援、地域行事への参加 ・読み聞かせ ・校内の清掃活動など環境整備 ・登下校の安全指導、見守り など </div> <p>◆高知県版地域学校協働本部への展開 (H29～) ・地域学校協働本部の取組を、下記の要件を満たす「高知県版地域学校協働本部」へと発展させる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「高知県版地域学校協働本部」の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①充実した学校支援活動の実施 ②学校と地域との定期的な協議の場の確保 ③民生・児童委員の参画による見守り体制の強化 </div> <p>◆学び場人材バンクによる支援 ・地域人材の発掘・確保及びマッチングを行う学び場人材バンク事業の実施とともに、事業の周知広報を積極的に行う。</p> | <p>◆地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実</p> <p>◇学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 ・訪問活動により、新規開拓や新たに取り組む学校への助言を実施</p> <p>◇関係機関等との連携 ・市町村教育長個別訪問 ・小中学校長会、小中学校PTA連合会、老人クラブ連合会との協議</p> <p>◇「運用の手引き／モデル事例集」の作成 ・8月末作成、市町村や学校訪問等に活用</p> <p>◇民生委員・児童委員の参画促進 ・民生委員児童委員協議会連合会への事業説明</p> | <p>・年度計画の進捗管理 ・PTAや社協等関係機関との連携強化 ・訪問活動により、学校等への助言を実施</p> <p>◇「学校経営計画」に地域との連携・協働を位置付け、進捗を管理 ・全公立小・中学校</p> <p>◇民生委員・児童委員との連携促進 ・市町村訪問等による参画状況の確認と参加要請</p> | <p>・訪問活動により、新規開拓や新たに取り組む学校への助言を実施 ・年度計画の進捗管理 ・PTAや社協等関係機関との連携強化</p> <p>◇地域コーディネーター研修会の開催 ・3ブロック×1回 ・事例共有、情報交換</p> | |
| | | ◆高知県版地域学校協働本部への展開 | | |
| | | <p>◇モデル7校において実施 ・充実した学校支援活動の実施(4種類・累計100日以上) ・学校と地域との定期的な協議の場の確保 ・民生・児童委員の参画による見守り体制の強化</p> <p>◇高知県版地域学校協働本部モデル事例集の作成 ・3月末作成、市町村や学校への訪問等による周知徹底に活用</p> | <p>◇高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の設置に向けた取組推進 ・訪問活動により各市町村推進校の状況確認・助言・支援 ・市町村毎の設置計画の作成支援 ・各市町村の設置計画をもとに、H31年度からの県全体の設置計画を検討・作成</p> <p>◇民生委員・児童委員との連携による見守りの仕組みづくり ・市町村推進校の取組を通じた実践・定着</p> | |
| | | ◆学び場人材バンクによる支援 | | |
| | <p>◇学び場人材バンクの運営(委託) ・専属コーディネーターの増員(3→4名) ・市町村や学校等のニーズに応じたマッチング年間333名 ・ブロック別研修会の開催(6回)</p> | <p>・地域活動の核となる人材の発掘・登録 学び場人材バンク登録者数406名</p> <p>マッチング数年間334名</p> | <p>学び場人材バンク登録者数380名</p> <p>マッチング数年間320名</p> | |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿(到達目標) |
|---|--|--|
| | H31 | |
| <p>○全市町村で地域学校協働本部事業の取組が行われている。 ・地域学校協働本部が設置された学校数： 154小学校、86中学校、2義務教育学校 ・地域学校協働活動回数(H30実績)：28,345回</p> <p>●市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。</p> <p>→小中学校PTA連合会、社会福祉協議会、連合婦人会等との連携を強化し、活動に携わる地域人材の確保等を図る。</p> <p>→引き続き民生委員・児童委員の活動への参画状況を把握し、参加率100%を目指して働きかけを行う。</p> <p>・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合(H30)：97.8%</p> <p>→地域コーディネーター人材の確保・育成につながる研修の場を引き続き提供していくとともに、実践に役立つハンドブックを作成・配布し、底上げを図っていく。</p> <p>○高知県版地域学校協働本部の設置が進んでいる。 ・設置市町村及び学校数：31市町村66校(3月末時点)(参考) 高知県版地域学校協働本部を設置した小・中学校の割合：22.9%(H30)</p> <p>○市町村において高知県版地域学校協働本部の設置計画を作成するとともに、市町村の計画を基に県全体の計画を作成し、併せて、次年度における県としての目標値を設定した。</p> <p>・(取組目標) 高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合：40%以上(H31まで)</p> <p>●各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。</p> <p>→教育長会や校長会等において県全体の設置計画に基づいた取組方針を説明・周知し、支援を展開していく。</p> <p>→指導主事を中心として学校訪問等による進捗状況確認や助言などの個別支援を継続していく。</p> | <p>◆地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実</p> <p>◇学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 ・訪問活動により、学校等への助言を実施 ・年度計画の進捗管理 ・PTAや社協等関係機関との連携体制の強化</p> <p>◇「学校経営計画」に地域との連携・協働を位置付け、進捗を管理 ・全公立小・中学校</p> <p>◇民生委員・児童委員との連携促進 ・市町村訪問等による参画状況の確認と参加要請</p> <p>◇地域コーディネーター研修会の開催 ・3ブロック×1回</p> <p>◇地域学校協働活動実践ハンドブック(地域コーディネーター用)の作成配布 ・各本部等へ配布</p> | <p>◆学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <p>◆各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。</p> <p>・地域学校協働本部が設置された学校数 小学校：165校以上 中学校：95校以上</p> <p>・地域学校協働本部における学習支援、地域活動、登下校安全指導、環境整備等の地域学校協働活動回数 25,000回以上</p> <p>・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合 100%</p> <p>・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 40%以上</p> |
| | ◆高知県版地域学校協働本部への展開 | |
| | <p>◇市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校において資源や特色を生かした協働活動を推進 ・H29,30のモデル校や市町村推進校の取組を参考に各地域や学校で主体的に取組展開</p> <p>◇各市町村の取組が円滑に進むよう、県全体の設置計画に基づき県としての取組支援を推進 ・指導主事を中心とした学校訪問等を通じた個別支援</p> | |
| | ◆学び場人材バンクによる支援 | |
| | <p>◇学び場人材バンクの運営(委託) ・地域活動の核となる人材の発掘・登録 ・市町村や学校等のニーズに応じたマッチング、出前講座の開催等</p> | |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|---|---|---|---|
| | H28 | H29 | H30 |
| <p>教育相談体制充実費(スクールソーシャルワーカー活用事業)</p> <p style="text-align: center;">【人権教育課】</p> <p><事業概要> 児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小・中・義務教育・高等・特別支援学校に、社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。</p> <p>◆SSWの配置の拡充 ・教育相談支援体制の充実・強化を図るために、SSWの配置を更に拡充する。</p> <p>◆SSWの支援力の向上 ・児童生徒や保護者の抱える問題の環境的な要因を的確に把握・分析し、関係機関や学校と連携して効果的な支援を行っていくために、研修やスーパーバイズを通じて支援力の向上を図る。</p> <p>◆SSWの校内支援会への参加 ・校内支援会に状況に応じてSSWを参加させ、専門的な視点や個別支援のためのシートを活用した組織的対応を強化する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><SSWの主要な業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な児童生徒が置かれている環境改善への働きかけ ・関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整 ・学校内におけるチーム体制の構築、支援 ・校内支援会における対応に関する助言 ・保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供 ・教職員等への研修活動 ・児童生徒の登校、放課後の学びの場への参加の促し等 ・市町村の要保護児童対策地域協議会での支援策の検討 ・欠食等の生活改善に関する支援や関係機関との連携 </div> | <p>◆SSWの配置の拡充</p> <p>◇SSWの配置 ・29市町村・学校組合、13県立学校(県立中高3校を含む) ※うち、課題の多い市部への重点配置7市15人</p> <p>◆SSWの支援力の向上</p> <p>◇初任者研修会(悉皆) ・全2回 参加27名</p> <p>◇SSW連絡協議会(悉皆) 第1回 参加102名 第2回 参加85名 ※対象:SSW、配置市町村担当者、県立学校担当者</p> <p>◇教育相談体制の充実に向けた連絡協議会(悉皆) ・参加465名 ※対象:SC、SSW、配置学校コーディネーター、市町村担当者</p> <p>◆SSWの校内支援会への参加</p> <p>◇SSW等専門家を入れた校内支援会の定期的な開催</p> | <p>・31市町村・学校組合、15県立学校(県立中高3校を含む) ※うち、課題の多い市部への重点配置7市15人</p> <p>・全2回 参加26名 <主な内容> SSWの役割業務の進め方</p> <p>・年1回 参加97名 <主な内容> 高知県の教育課題の状況について 取組事例発表</p> <p>・参加492名 <主な内容> 組織的な支援体制いじめへの対応</p> <p>・初任者研修会及び研修協議会で周知 ・リーフレットの配布</p> | <p>・33市町村・学校組合、22県立学校(県立中高3校を含む) ※うち、課題の多い市部への重点配置7市15人</p> <p>・全2回 参加26名 <主な内容> SSWの役割業務の進め方</p> <p>・年1回 参加101名 <主な内容> 高知県の教育課題の状況について 情報交換等</p> <p>・参加495名 <主な内容> 校内支援会の効果的な実施について</p> <p>・SSWの勤務時間の等の拡充と専門性の向上 ・「教育相談体制の充実に向けた連絡協議会」(6回)</p> |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿(到達目標) |
|--|---|---|
| | H31 | |
| <p>○SSWの配置拡充が進み、各学校での児童生徒への支援の充実が図られている。</p> <p>・SSWの配置(H30) 33市町村・学校組合、22県立学校(県立中高3校含む) ・SSWの支援件数(H30.12月末) 4,130件</p> <p>●各市町村によって雇用条件が異なっており、待遇や給与の差が生じている。また、雇用条件が厳しく、勤務時間が不足するため、継続的に支援を行うことが難しい。</p> <p>→国に対し、安定雇用や専門性向上、配置や研修の充実に係る予算確保に向けた要望を継続して行う。</p> <p>●未配置となっている2市町村及び29県立学校に対しては、チーフSSW及び心の教育センター配置のSSWが対応することとしているが、十分な活用に至っていない。</p> <p>→平成31年度末までには2市町村にも専属的にSSWを配置するとともに、配置希望のある県立学校にも派遣できるよう、国に対し予算要求していく。</p> <p>○SSWの研修会におけるスーパーバイザー等による指導・助言等の実施により、SSWの支援力の向上につながっている。</p> <p>●児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果では、暴力行為や不登校児童生徒の状況に十分な改善が見られず、非常に厳しい状態が継続している。</p> <p>●問題行動等の背景には多様な要因が複合的に存在している場合が多く、単年度では解決できないケースが増えている。</p> <p>・SSWの関わりによる問題の解決・好転率(H29) H29:44.2%</p> <p>→研修会等を実施し、SSWの専門性の向上を図る。また、各地域での人材の掘り起こしに努めるとともに、社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉学部の学生を対象にSSWの業務内容を周知することで、専門性の高い人材の確保に努める。</p> <p>●チーム学校としてSSWの活用の仕方が明確でない学校や、SSWを組織の一員として活用する考え方が教職員に十分浸透していない学校がある。</p> <p>→生徒指導主事会(担当者会)において、組織的な支援の在り方について研修を実施する。</p> <p>→研修協議会等を通して、各学校のコーディネーターや市町村担当者、SSWを対象に、組織的な支援の在り方の研修を実施する。</p> | <p>◆SSWの配置の拡充</p> <p>◇SSWの配置 ・35市町村・学校組合、24県立学校(県立中高3校を含む) ※うち、課題の多い市部への重点配置7市15人</p> <p>◆SSWの支援力の向上</p> <p>◇初任者研修会(悉皆) ・年2回</p> <p>◇SSW研修協議会(悉皆) ・年1回</p> <p>◇教育相談体制の充実に向けた連絡協議会</p> <p>※各研修会等で、関係機関との連携強化について周知する。</p> <p>◆SSWの校内支援会への参加と支援の充実</p> <p>◇SSW等専門家を入れた校内支援会の定期的な開催 ・SSWの勤務時間等の拡充と専門性の向上 ・教育相談体制の充実に向けた連絡協議会での研修</p> | <p>◆児童生徒や保護者、教職員の不安や悩みが解消され、児童生徒の問題行動等の未然防止や改善につながっている。</p> <p>・SSWの配置 35市町村(学校組合含む) 県立学校:25校</p> <p>・SSWの関わりによる問題の解決・好転率 50%以上</p> |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | | |
|--|--|---|--|--|
| | H28 | H29 | H30 | |
| <p>教育相談体制充実費(スクールカウンセラー等活用事業)</p> <p style="text-align: center;">【人権教育課】</p> <p><事業概要> 児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（SC）を配置して、教育相談体制を充実させる。</p> <p>◆SCの配置の拡充 ・教育相談体制の充実・強化のためにSCの配置を更に拡充する。</p> <p>◆SCの支援力の向上 ・児童生徒や保護者の抱える問題の心理的な要因を的確に把握・分析し、学校と連携して効果的な支援を行って行くために、研修やスーパーバイズを通じて支援力の向上を図る。</p> <p>◆SCを講師とした校内研修の定期開催 ・教職員の生徒指導力を向上させるため、SCを講師とした研修を全教職員対象に実施する。</p> <p>◆SCの校内支援会への参加と支援の充実 ・校内支援会をより効果的に実施するために、状況に応じてSCを参加させ、専門的な視点や個別支援のためのシートを活用した組織的対応を強化する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><SCの主な業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者、教職員へのカウンセリングや助言 ・生活習慣の改善に関わる児童生徒、保護者への助言や改善指導に関わる教職員への助言 ・家庭訪問等による児童生徒や保護者へのカウンセリング ・校内研修会等の講師 ・ストレスの解消方法等の学習プログラムの作成・実施 ・校内支援会における対応に関する助言 ・市町村の要保護児童対策地域協議会での支援策の検討 ・個別支援計画（支援シート）作成に関する助言 </div> <p>◆SCによるアウトリーチ型支援の実施 ・不登校等の状況にある児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実するため、不登校の発生率が高い特定の市部の教育支援センターにSCを配置し、アウトリーチ型の支援体制を整備する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><SCのアウトリーチ型支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センター対応の児童生徒のカウンセリング ・家庭訪問等によるカウンセリング ・専門的な見立てによる対応助言 ・教育支援センター主催の支援会議への参加 ・教育支援センター対応の児童生徒の支援計画の作成に関する助言 </div> | <p>◆SCの配置の拡充</p> <p>◇SCの配置率 ・小学校 85.6%、中学校・義務教育学校、高等学校、特別支援学校は 100% ・アウトリーチ型SCの教育支援センターへの配置 2市</p> <p>◇SCの配置率 ・全校種 100% 全公立学校へ配置</p> <p>・アウトリーチ型SCの教育支援センターへの配置 6市</p> <p>◇SCの配置率 ・全校種 100% 全公立学校へ配置</p> <p>・アウトリーチ型SCの教育支援センターへの配置 8市</p> | <p>◆SCの配置率 ・全校種 100% 全公立学校へ配置</p> <p>・アウトリーチ型SCの教育支援センターへの配置 8市</p> | | |
| | ◆SCの支援力の向上 | ◇新規採用研修会（悉皆） ・SC等初任者 13名 | ・SC等初任者 10名 <主な内容> SCの業務について | ・SC等初任者 7名 <主な内容> SCの業務について |
| | ◆SCの校内研修の定期開催 | ◇年度当初の研修会（悉皆） ・参加 72名 | ・参加 88名 <主な内容> 相談支援の充実に向けて | ・参加 76名 <主な内容> 相談支援の充実に向けて |
| | ◆SCの校内支援会への参加と支援の充実 | ◇SC等研修講座（任意） ・全 6回 参加延べ 273名 | ・全 6回 参加延べ 383名 <主な内容> 児童生徒理解、効果的な支援等について | ・全 6回 参加延べ 359名 <主な内容> 児童生徒理解、効果的な支援等について |
| | ◆SCによるアウトリーチ型支援の実施 | ◇教育相談体制の充実に向けた連絡協議会（悉皆） ・対象：SC、SSW、配置学校コーディネーター、市町村担当者 参加 465名 | ・参加 492名 <主な内容> 組織的な支援体制いじめへの対応 | ・参加 495名 <主な内容> 校内支援会の効果的な実施について |
| | ◆SCを講師とした校内研修の定期開催 | ◇学校のニーズに応じたSC等による校内教職員研修の適時実施 | ・年度当初の研修会で実施について周知 ※実施校数：153校 (43.5%) | ・年度当初の研修会で実施について周知 ※実施校数：289校 (82.6%) |
| | ◆SCの校内支援会への参加と支援の充実 | ◇SC等の専門家を入れた校内支援会の定期的な開催 | ・リーフレットの配付 | ・「教育相談体制の充実に向けた連絡協議会」（6回） |
| | ◆SCによるアウトリーチ型支援の実施 | ◇アウトリーチ型支援センター連絡会 ・全 3回 参加 2市 | ・全 3回 参加 6市 | ・全 3回 参加 8市 |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|--|--|
| | H31 | |
| <p>○全ての公立学校にSCを配置し、専門的な支援を受けることができる体制が整った。また、アウトリーチ型SCの配置も進んでいる。</p> <p>・SCの配置率（H30） 全校種 100%（全公立学校へ配置） ・教育支援センターへのアウトリーチ型SCの配置（H30） 8市の教育支援センターに配置</p> <p>●SC等の配置は年々拡充されているが、国の予算措置と高い専門性を有する人材確保が必要である。</p> <p>→国に対して、常勤化による安定雇用や専門性向上、配置や研修の充実に係る予算確保に向けた要望を継続して行う。</p> <p>→臨床心理士養成課程のある大学と連携し、学生へ事業の説明を行う。</p> <p>○不安や悩み・ストレスを抱える児童生徒や保護者に対し、カウンセリングや助言など、SCの相談対応による支援が充実している。</p> <p>・SCへの相談件数（H30.12月末） 72,153件</p> <p>●児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果では、暴力行為や不登校児童生徒の状況に十分な改善が見られず、非常に厳しい状態が継続している。</p> <p>→各学校の実態に応じた校内研修を継続して実施し、教職員の生徒理解、対応力の向上を図る。</p> <p>●知識や経験の浅いSCが適切な見立てや助言ができるよう研修を充実させる必要がある。</p> <p>→SC等を対象とした研修会等を継続して実施するとともに、若年SC等へのスーパーバイズを優先的に実施することによって、専門性の向上を図る。</p> <p>○SC等の専門人材を活用した校内支援会を月1回以上実施している学校が増えており、児童生徒への支援の充実が図られた。</p> <p>・SCやSSWが参加した校内支援会を月1回以上実施している学校の割合（H30） 82.6%（289校）</p> <p>○SC等を講師とした校内研修を実施した学校が大きく増加しており、教職員の知識や対応力の向上につながっている。</p> <p>→SC等の知識や経験不足等から、校内研修が実施できなかった学校があるため、SC等の配置の拡充や資質向上に努める。</p> <p>●ひきこもりの児童生徒への支援など、学校配置のSCだけでは十分に対応できないケースがある。</p> <p>→アウトリーチ型SCや心の教育センター配置SCの活用を促進する。</p> | <p>◆SCの配置の拡充</p> <p>◇SCの配置率 ・全校種 100% 全公立学校へ配置 ・アウトリーチ型SCの教育支援センターへの配置 11市</p> <p>◆SCの支援力の向上</p> <p>◇新規採用研修会（悉皆） ・4月開催</p> <p>◇年度当初の研修（悉皆） ・4月開催</p> <p>◇SC等研修講座（任意） ・年6回</p> <p>◇教育相談体制の充実に向けた連絡協議会</p> <p>◆SCを講師とした校内研修の定期開催</p> <p>◇学校のニーズに応じたSC等による校内教職員研修の適時実施 ・年度当初に周知 ・研修会の実施</p> <p>◆SCの校内支援会への参加と支援の充実</p> <p>◇SC等の専門家を入れた校内支援会の定期的な開催 ・SCの専門性の向上のための研修会の実施</p> <p>◆SCによるアウトリーチ型支援の実施</p> <p>◇アウトリーチ型支援センター連絡会 ・全3回</p> | <p>◆児童生徒や保護者、教職員の不安や悩みが解消され、児童生徒の問題行動等の未然防止や改善につながっている。</p> <p>・SCの配置率 全校種 100%</p> <p>・教育支援センターへのアウトリーチ型SCの配置 11市の教育支援センターに配置</p> <p>・SCを講師とした校内研修を年1回以上実施している学校の割合 100%</p> <p>・SCやSSWが参加した校内支援会を月1回以上実施している学校の割合 100%</p> |

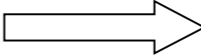
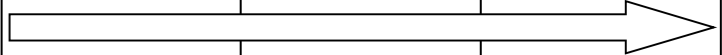
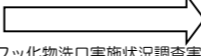
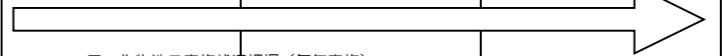

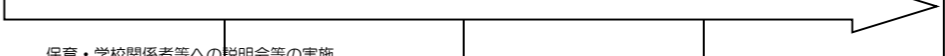
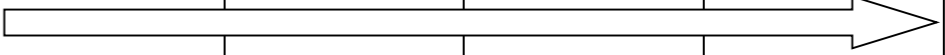

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|---|---|---|--|
| | H28 | H29 | H30 |
| 食育推進支援事業 【保健体育課】 <事業概要> 望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を実践する力を育成するために、栄養教諭等を中心に児童生徒一人ひとりに応じた朝食に関する指導を行うとともに、ボランティアによる食事提供活動の充実を図る。 ◆朝食を通した食育の推進（H29～） ・朝食に関する効果的な指導、家庭や地域へのアプローチなど、朝食を通した効果的な食育を実践する取組を促進する。 ◆食事提供活動の支援 ・地域のボランティア等による食事提供活動が広がるよう、関係機関や団体と連携して食材や資料等の提供などの支援を行う。 | | ◆朝食を通した食育の推進 ◇朝食摂取率の増加、内容の充実等を目標に3市に食育活動を事業委託 ◇出前講座（健康長寿政策課と連携） ・122件 | ◆基本的な生活習慣の定着に向けた取組の推進 ◇研修会での活動状況の報告等による普及啓発 ・114件（予定） |
| | ◆食事提供活動の支援 ◇食事提供活動への支援 ・2事例 実施主体 地区の民生委員 実施場所 学校家庭科室 実施日 月に1回程度 実施時間 午前7時50分～8時5分 メニュー ごはん、みそ汁 参加人数 30～40名程度 | | |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|---|---|
| | H31 | |
| ○食事提供活動を行う団体や学校が倍増した。 ・食事提供活動の実施状況 団体数 H29 3団体 → H30 6団体 実施校数 H29 4校 → H30 8校 ※食事提供活動に参加することによる効果 学習意欲が出た 授業に集中することができる 調理に対する意欲が出た 等 ○教職員の協力により、食事提供活動への参加が定着した子どもがいる。 ●食事提供活動を行う団体や学校が増え、実施している学校では効果もみられているが、これらの取組が朝食の摂取率向上につながっていない。 ・毎日朝食を食べる児童生徒の割合が平成28年度と比較して増加した学校の割合（H30） 小学校 48.7% 中学校 40.8% →朝食欠食傾向のある児童生徒で参加が困難な家庭には、児童生徒及び保護者等に十分配慮しながら、担任や養護教諭等から地道に働きかけていく必要がある。 | ◆基本的な生活習慣の定着に向けた取組の推進 ◇研修会での活動状況の報告等による普及啓発 ◇出前講座（健康長寿政策課と連携） ◆食事提供活動の支援 ◇食事提供活動への支援 ・高知県学校給食会に委託 ・食材等の提供、資料の提供、朝食レシピの提案等食に関する情報提供 ・事業実施：7団体（9校） | ◆毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する。 ・毎日朝食を食べる児童生徒の割合が、平成28年度と比較して増加した学校の割合80%以上 ・食事提供活動を行う事例が増加する。 |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|--|---|
| 20 子どもの健康的な生活習慣 支援事業 【健康長寿政策課】 | <p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合(小学5年生) (H27)男子 60.0% 女子 37.0% (H28)男子 58.0% 女子 39.0% 朝食を必ず食べる子どもの割合(小学5年生) (H27)男子 87.0% 女子 88.0% (H28)男子 86.0% 女子 85.0% 肥満傾向にある子どもの割合(小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合) (H27)男子 6.21% 女子 4.54% (H28)男子 3.94% 女子 3.76% <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校関係者を対象とした研修会の実施などにより、関係者の意識を高める取り組みを行っているが、意識に濃淡がある 健康的な生活習慣に関する知識の習得に留まらず実践につなげるための取り組みが必要 | <ul style="list-style-type: none"> 小・中・高校生の生活習慣の見直しとよりの生活習慣の実践に向けた支援 (全学校の児童生徒に高知県の健康状況を理解するのに役立つ副読本の配布を行い、授業で積極的に活用) 学校関係者を対象にした研修会の実施 |
| 21 地域食育推進事業 【健康長寿政策課】 | <p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合(小学5年生) (H27)男子 60.0% 女子 37.0% (H28)男子 58.0% 女子 39.0% 朝食を必ず食べる子どもの割合(小学5年生) (H27)男子 87.0% 女子 88.0% (H28)男子 86.0% 女子 85.0% 肥満傾向にある子どもの割合(小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合) (H27)男子 6.21% 女子 4.54% (H28)男子 3.94% 女子 3.76% <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの生活習慣には、家庭環境が重要であり、子どもと通じて家庭環境を変える取組が必要である。 | <p>(食育講座) ヘルスマイトによる食育を通じた児童への健康教育を実施すると共に保護者アンケートを通して、家庭への波及効果を把握する。 (食育イベント) 若い世代を対象に食品量販店等で、減塩、野菜摂取、朝食摂取等の啓発のための食育イベントを実施する。</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿(到達目標) |
|---|---|---|-----|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| <p>小中高等学校での健康教育教材の活用 (活用率:100%)</p> | <p>小中高等学校での健康教育教材の活用 (毎年、活用状況の把握・見直し)</p> <p>よさこい健康プラン21見直し</p> | <p>第4期よさこい健康プラン21に基づいた健康教育の取組展開</p> | | <p>高知県体力・運動能力、生活実態等調査等の結果が良くなる</p> |
| <p>学校経営計画をふまえた、学校関係者への周知</p> | | | | |
| <p>保育士・幼稚園教諭、市町村職員等を対象とした研修会の実施(2/21) 参加者101名</p> | <p>保育士・幼稚園教諭、市町村職員等を対象とした研修(毎年研修内容は見直し)</p> | | | <p>子どもの頃からの健康的な生活習慣が実践され、生活実態等調査等の結果が良くなる。 ヘルスマイトによる食育教育の実施100校/年</p> |
| <p>食育講座の実施 (家庭・地域を巻き込んだ健康教育を推進)</p> | <p>毎年、事後アンケートによる講座内容見直し</p> | <p>第4期よさこい健康プラン21及び第3期食育推進計画を踏まえた新たな地域食育推進事業の実施</p> | | |
| <p>食育イベントの実施 (地域での食育啓発)</p> | | | | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|-------------------------------------|--|---|
| 22 子どもの健口応援推進事業 【健康長寿政策課】 | <ul style="list-style-type: none"> 3歳児の1人平均むし歯数 H27: 0.73本 H28: 0.55本 むし歯のない3歳児の割合 H27: 78.9% H28: 83.4% 12歳児の1人平均むし歯数 H26: 1.1本 H28: 0.97本 保育所・幼稚園でのフッ化物洗口の実施割合 H27: 51.7% H28: 55.7% H29: 59.9% フッ化物洗口の実施割合 H27: 43.3% H28: 51% H29: 55% 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> フッ化物洗口の普及状況に地域間格差がある | 子どものむし歯予防・歯肉炎予防を推進するため、市町村や学校等施設におけるフッ化物洗口事業を支援し、関係者の理解を図る。 |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|--|-----|-----|------------------------|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
|  歯と口の健康づくり 基本計画改定 |  第2期歯と口の健康づくり基本計画に基づく取組展開 | | | ○子どもの頃からの健康な生活習慣が実践される |
|  フッ化物洗口実施状況調査実施 実施率 51.0% |  フッ化物洗口実施状況把握（毎年実施） 実施率 55.0% | | | |
|  実施率の低い市町村へ重点的支援 | | | | |
|  保育・学校関係者等への説明会等の実施 | | | | |
|  むし歯・歯肉炎予防の普及啓発 | | | | |
|  | | | | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|-----------------------------|---|---|
| 23 子どもの居場所づくり推進事業【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <p>○子ども食堂実施状況（H29.3.31 現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続開催：14 箇所（いつでも：1 箇所、毎朝：1 箇所、週1回：1 箇所、月1回：9 箇所、月1回+週1回：1 箇所、月1回+不定期：1 箇所） 継続開催検討中：2 箇所 夏休み：2 箇所 不定期開催：1 箇所 1 日限定：1 箇所 <p>合計：7 市 3 町・20 箇所</p> <p>※食事の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」の取り組みが、多様な形で県内に広がりつつある。</p> <p>【課題】</p> <p>○県内全域への普及＜面的拡大＞における課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 立ち上げのノウハウが不足 場所の確保が困難 イニシャルコスト等の負担が大きい <p>○活動の充実＜質的充実＞における課題</p> <ul style="list-style-type: none"> スタッフ、運営費・食材の確保が困難 居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげる仕組みが不十分 関係者同士のネットワークが不十分 | <p>○開設募集のチラシ等の作成・配布</p> <p>(1)子ども食堂の開設募集等のチラシ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂の実施団体になりうる団体等へ配布するチラシを作成し、配布する。 <p>(2)子ども食堂開催案内ポスターの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> できるだけ多くの子どもたちに、自分の地域での子ども食堂の開催状況を周知するため、実施団体向けの県内で統一したデザインの子どもの食堂開催案内ポスターを作成する。 <p>○子ども食堂等開設・運営手引書の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂等を実施するにあたって、運営のヒントなどを掲載した手引書を作成する。 県社協やフードバンクによる食材等の提供情報、開設までの手順の他、県の補助金を受けるための要件、安全・安心を担保するための事前対策など、高知県独自の内容も盛り込んだ手引書を既存(他県)の手引書も参考にしながら作成 <p>○子どもの居場所開設準備講座の開催(3会場)</p> <ul style="list-style-type: none"> これから子ども食堂を始めたいと考えている人を対象に、子ども食堂の概要や、すでに実施されている方から話を聞ける講座を開催する。 <p>○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報(各種助成金など)の共有を図るとともに、各団体からの意見等を県の施策に活かし、また、団体同士、団体と支援機関が互いに連携して取組を推進する。 <p>○子どもの居場所利用促進研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 真に困っている子どもや家族を子ども食堂等につなげるために、市町村や市町村社協、民生・児童委員、スクールソーシャルワーカー等を対象とした研修を開催する。 <p>○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名)</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿(到達目標) |
|----------|---|---|--|------------------------|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| | ◆高知県子ども食堂支援基金への寄附募集 | | | ○子ども食堂実施箇所数 ：120 箇所 |
| | ◆高知家子ども食堂登録制度への登録 | | | |
| | ◆高知県子ども食堂支援事業費補助金による財政的支援 | | | |
| | ◆県社協のコーディネーター等による伴走支援 | | | |
| | ◆ボランティアリスト・食材支援情報の提供 | | | |
| | <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実施状況 10 市 8 町・ 52 箇所 ●寄附金の実績 48 件・ 3,882,325 円 ●登録実績 21 団体・ 25 箇所 ●補助金実績 18 団体・ 22 箇所・ 3,556 千円 | <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実施状況 10 市 9 町・ 68 箇所 ●寄附金の実績 46 件・ 5,601,753 円 ●登録実績 36 団体・ 42 箇所 ●補助金実績 26 団体・ 32 箇所・ 4,129 千円 | <p>【新たな取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●居場所や支援を要する子ども、保護者をつなげる取り組み ア 地域コーディネーターによる子ども食堂の活動のサポート、ネットワークづくりの推進 イ スクールソーシャルワーカーと子ども食堂との情報交換会の開催 ●人材支援に関する取り組み ア 子育て支援に関する研修を追加 | |

(3) 高知家の子ども見守りプランの推進

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|--|--|--|
| 25 青少年対策推進費（深夜徘徊と万引き防止に向けた官民協働の取組） 【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <p>○不良行為による補導人数 H27：3,623人 → H28：3,000人 （前年比17.2%（623人）減）</p> <p>○入口型非行人数 H27：216人 → H28：154人 （前年比28.7%（62人）減）</p> <p>○再非行者数 H27：110人 → H28：101人 （前年比8.2%（9人）減）</p> <p>●深夜徘徊による補導人数 H27：2,181人 → H28：1,634人 （前年比25.1%（547人）減） ※不良行為少年の54.4%を占める</p> <p>●万引きによる検挙・補導人数 H27：138人 → H28：109人 （前年比21.0%（29人）減） ※入口型非行の70.8%を占める</p> <p>【課題】</p> <p>○万引きが犯罪であるという意識の低い子どもや保護者の存在</p> <p>○関係機関等との連携による一声運動の定着・普及</p> <p>○一声運動の参加店舗の拡大</p> | <p>○万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店員等による「一声運動対応シート」を活用した声掛け ・幼い子どもが夜中に一人で来店してきたり、敷地内で、子どもがたむろする状態が続くような場合は、警察に連絡・通報 ・青少年非行防止の取組を広く県民に周知するため、県が配布する「一声運動実施啓発ポスター」を店舗に掲示 <p>[参加店舗]</p> <p>H25～27：14社 390店舗 （コンビニ、量販店等） H28：23社 576店舗 （コンビニ、量販店、ドラッグストア等）</p> <p>[啓発ポスター掲示状況]</p> <p>243店舗/275店舗 88.4% (H29年1～3月確認・県内全域(高知市除く))</p> <p>○一声運動啓発テレビCM（15秒）を活用した啓発</p> <p>○万引き防止リーフレットを活用した啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学1～3年生用、小学4～6年生用、中学生用、保護者用作成し、県内全小中学校等へ配布 |
| 26 青少年対策推進費（民生・児童委員などによる地域の見守り活動） 【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <p>○不良行為による補導人数 H27：3,623人 → H28：3,000人 （前年比17.2%（623人）減）</p> <p>○入口型非行人数 H27：216人 → H28：154人 （前年比28.7%（62人）減）</p> <p>○再非行者数 H27：110人 → H28：101人 （前年比8.2%（9人）減）</p> <p>○就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等の紹介を実施 H27：県内136校/196校 （児童数100人以上の小学校：84校/91校）</p> <p>○H28からは入学式、就学時健康診断又は入学説明会の際に保護者や教員等に民生・児童委員等の自己紹介を実施又は紹介リーフレットを配布する取組に変更 H28：県内137校/194校(H29当初に配布した高知市を含む)</p> <p>【課題】</p> <p>○地域の見守り活動の中心となる民生・児童委員等と保護者・学校・教職員・PTAなどとの関係づくり</p> <p>○学校支援地域本部事業との連携</p> | <p>○民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をたうえて、子どもや家庭を見守る仕組みを、小学校単位で県内に定着・普及 |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|------------------------|--|---|---------------------|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| ◆協定締結による一声運動参加店舗の拡大 | | | | <p>○深夜徘徊と万引きの防止に向けた官民協働の取組が進んでいる。</p> <p>【子ども見守りプラン成果目標】</p> <p>[予防対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良行為による補導人数（前年比▲2%を目指す） → 2,950人以下 <p>[入口対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口型非行人数（H24（445人）の90%以下に抑制する） → 180人以下 <p>[立直り対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再非行者数（前年比▲5%を目指す） → 100人以下 |
| ◆一声運動啓発テレビCM | | | | |
| ◆関係機関との連携による一声運動の定着・普及 | | | | |
| ◆万引き防止リーフレットの作成・配布 | | | | |
| | <p>【実績】</p> <p>[一声運動啓発ポスター掲示率]</p> <p>県内全域：79.0% 73.3%</p> <p>高知市内：74.4% 65.6%</p> | <p>【実績】</p> <p>[一声運動啓発ポスター掲示率]</p> <p>県内全域：77.0% 高知市内：70.0%</p> | <p>これまでの取り組みを継続</p> | <p>○学校や地域における少年非行の防止に向けた仕組みが定着・拡大している。</p> <p>【子ども見守りプラン成果目標】</p> <p>[予防対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良行為による補導人数（前年比▲2%を目指す） → 2,950人以下 <p>[入口対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口型非行人数（H24（445人）の90%以下に抑制する） → 180人以下 <p>[立直り対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再非行者数（前年比▲5%を目指す） → 100人以下 |
| ◆小学校単位で県内に定着・普及 | | | | |
| ◆学校支援地域本部事業との連携 | | | | |
| | <p>【実績】</p> <p>民生・児童委員等の自己紹介、リーフレット等の配布を実施している小学校（自己紹介） 9市、11町、1村 計88校 （リーフレット等） 1市、4町、1村、1学校組合 計54校 合計142/194校 73.2%</p> <p>学校支援地域本部又は民生・児童委員等の自己紹介、リーフレット等の配布を実施している小学校 171/194校 88.1%</p> | <p>【実績】</p> <p>民生・児童委員等の自己紹介、リーフレット等の配布を実施している小学校 /校 %</p> <p>集計中</p> | <p>これまでの取り組みを継続</p> | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|---|---|
| 27 青少年対策推進費（就労体験講習委託料等） 【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <p>○不良行為による補導人数 H27：3,623人 → H28：3,000人 （前年比17.2%（623人）減）</p> <p>○入口型非行人数 H27：216人 → H28：154人 （前年比28.7%（62人）減）</p> <p>○再非行者数 H27：110人 → H28：101人 （前年比8.2%（9人）減）</p> <p>○見守り雇用主登録数（H29.4.30現在） 26市町村 76社 163店舗 （市町村別） 高知市：75 安芸管内：室戸市1、安芸市2、田野町2、芸西村1 中央東管内：南国市8、香南市3、香美市5、本山町1、土佐町4 中央西管内：土佐市8、いの町8、仁淀川町1、佐川町5、越知町2、日高村2 須崎管内：須崎市4、中土佐町1、梶原町1、津野町2、四万十町3 幡多管内：宿毛市9、土佐清水市3、四万十市10、三原村1、黒潮町1 （業種別） 流通業・小売業84、建設・土木業・解体業23、介護22、飲食業10、製造業7、塗装業7、一次産業3、廃棄物処理業2、自動車整備2、理美容業1、施設支援員1、 （新）左官業1</p> <p>○見守りしごと体験講習受講者及び見守り雇用主（事業所）への雇用実績 H27 体験：4名、雇用：1名 H28 体験：9名、体験後雇用：3名</p> <p>【課題】</p> <p>○見守り雇用主の登録拡大（市町村及び業種の拡大） ・県内全市町村において当該仕組みが活用できる環境づくり ・子どもが関心を示す選択肢の拡大</p> <p>○見守りしごと体験講習の受講者増 ・高校へ進学できなかつたり、高校を中退した若者うち、若者サポートステーション等の支援機関につながない若者への支援 ・無職少年等への支援を行う機関、団体等への当該仕組みの周知</p> | <p>○見守りしごと体験講習（就労体験講習委託料） ・20歳未満の未就職者であり、かつ未就学（高校中退を含む）又は通信制高校に在籍している者が、最長20日間、見守り雇用主のもと（事業所）で他の従業員と同じように実際の仕事を体験したうえで、就職を目指す。</p> <p>○見守り雇用主 ・この取組の趣旨を理解したうえで、見守りしごと体験講習の受け入れ及びその後の雇用の検討を了承している事業所</p> <p>○見守り見舞金制度 ・見守りしごと体験講習中に、当該事業対象者が見守り雇用主に対して故意に業務上の損害を与えた場合、その損害に応じた見舞金を高知県が見守り雇用主に対して支払う制度</p> <p>○見守り身元保証制度 ・雇用から最長1年の間に、雇用した当該事業対象者が見守り雇用主に対して故意に業務上の損害を与えた場合、その損害に応じた見舞金を全国就労支援事業者機構（高知県と協定締結）が見守り雇用主に対して支払う制度</p> <p>○見守り就労支援連絡会 ・無職少年等の就労支援に携わる関係機関による情報交換会（年2回開催予定）</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|--|------------------------------------|-----|--------------|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| ◆随時、見守り雇用主の開拓 | | | | これまでの取り組みを継続 |
| <p>【実績】 ○見守り雇用主（市町村） H28:26市町村 →H29:26市町村（事業所数） H28:79社 →H29:80社（店舗数） H28:163店舗 →H29:164店舗</p> <p>○しごと体験講習 H28:体験9名（うち体験後雇用1名） →H29:体験3名（うち体験後雇用1名、直接雇用1名）</p> | <p>【実績】 ○見守り雇用主（市町村） H29:26市町村 →H30:26市町村（事業所数） H29:80社 →H30:82社（店舗数） H29:164店舗 →H30:169店舗</p> <p>○しごと体験講習 H29:体験3名（うち体験後雇用1名、面接雇用1名） →H30:体験2名（うち体験後雇用1名）</p> | | | |
| ◆随時、学校現場、支援機関へ事業の周知 | | | | |
| ◆見守り就労支援連絡会の開催（毎年、9・3月） | | | | |
| 現役中学生のしごと体験の活用について高知市と検討 | | | | |
| ◆各市福祉事務所、各市町村生活困難者自立相談支援機関及び少年補導育成センターが連携できる仕組みづくりの構築 | | | | |
| ・安芸市、香美市をモデルに検討 | ・希望が丘学園アフターケア連絡会の開催 香美市、南国市、日高村、高知市 | ・希望が丘学園アフターケア連絡会の開催 香美市、南国市、高知市 | | |

○無職の非行少年等の自立と就労支援に向けた取組が進んでいる。
【子ども見守りプラン成果目標】
[予防対策]
・不良行為による補導人数（前年比▲2%を目指す）
→ 2,950人以下
[入口対策]
・入口型非行人数（H24（445人）の90%以下に抑制する）
→ 180人以下
[立直り対策]
・再非行者数（前年比▲5%を目指す）
→ 100人以下

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|--|---|--|
| 31 夢・志チャレンジ育英資金 給付費 【私学・大学支援課】 | <p>【平成28年度募集生】 5月末 奨学生を決定 6月 給付の開始（3月ごとに在学を確認し、6・9・12・3月に給付）</p> <p>【平成29年度募集生】 4～8月 PRリーフレットによる広報 ～7月 募集要項検討 8月 募集要項公表</p> <p>平成29年度の募集に向けて、制度の情報が行き渡るようにPRを継続していく必要がある。</p> | <p>国及び社会の発展に大きく貢献することができる有為な人材を育成することを目的とし、学業成績が極めて優秀で、大学における修学に要する費用の支弁が困難な学生に対し、篤志家からの寄附を原資として高知県夢・志チャレンジ育英資金を給付する。</p> <p>《手続き》 ①申請（9月頃） ②センター試験（翌年1月中旬頃） ③国・数・外の3教科4科目（600点満点）の自己採点結果を県へ申告 ④自己採点結果による順位を申請者に通知 ⑤二次試験→合格→国公立大学に入学 ⑥4月中旬以降に大学入試センターから送付された成績通知書を県に提出 ⑦点数8割以上の者の中から上位10人を決定 ⑧入学後、四半期ごとに在学を確認し、育英資金を給付</p> |
| 32 就職支援相談センター事業 （ジョブカフェこうち） 【雇用労働政策課】 | <p>しごと体験講習受講者の正規雇用率の向上</p> <p>・H27年度実績：42.6% ・H28年度実績：44.9% ・H29年度実績：47.6%</p> | <p>「ジョブカフェこうち」において、就職相談や各種セミナー及びしごと体験講習（職場体験講習 H30～）を実施し、若年者の就業を支援する。</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|---|--|--|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| <p>・募集要項作成 （9月頃） ・申請者募集（平成28年度の県内の高校3年生が対象）</p> <p>（1月） 申請者 センター試験自己採点結果を県へ申告</p> | <p>（4月末） センター試験成績を県へ申告（平成28年度募集生）</p> <p>（5月末） 奨学生決定（平成28年度募集生）</p> <p>（6月） ・給付の開始（平成28年度募集生分）</p> <p>（9月頃） ・申請者募集（平成29年度の県内高校3年生が対象）</p> <p>（1月） 申請者 センター試験自己採点結果を県へ申告</p> | <p>（4月末） センター試験成績を県へ申告（平成29年度募集生）</p> <p>（5月末） 奨学生決定（平成29年度募集生）</p> <p>（6月） ・給付の開始（平成29年度募集生分）</p> <p>（9月頃） ・申請者募集（平成30年度の県内の高校3年生が対象）</p> <p>（1月） 申請者 センター試験自己採点結果を県へ申告</p> | <p>（4月末） センター試験成績を県へ申告（平成30年度募集生）</p> <p>（5月末） 奨学生決定（平成30年度募集生）</p> <p>（6月） ・給付の開始（平成30年度募集生分）</p> | <p>募集定員各10名（平成28年度～平成30年度）</p> |
| <p>若年者の就職支援</p> <p>・キャリアコンサルタントによる職業相談・適性診断の実施 ・各種セミナーの開催、学校出前講座の実施 ・しごと体験講習（職場体験講習 H30～）の実施⇒受入企業の開拓・受講後の正規雇用率の向上を図る ・求職者の特性に応じた研修と事前の職業訓練による就職困難者の就職・定着事業の実施</p> | | | | <p>しごと体験講習受講者の正規雇用率</p> <p>42.6%(H27) ↓ 50.0%(H31)</p> |
| | | <p>・仕事カパワーアップ事業開始</p> | <p>★かかりつけ相談開始 ★WEBカメラ相談開始</p> | |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|--|---|--|--|
| | H28 | H29 | H30 |
| 若者の学びなおしと自立支援事業 【生涯学習課】 <事業概要> 中学校卒業時及び高等学校中途退学時の進路未定者や、ニートや引きこもり傾向にある若者などに対し、若者サポートステーションを中核とした就学・就労支援を行うことで、若者の学び直しと社会的自立を促進する。 | ◆若者サポートステーションにおける就学・就労支援 | | |
| | ◇若者サポートステーションの運営(委託) ・こうち及び高知黒潮若者サポートステーションによる就学・就労支援等 | ・拠点増設(2→3カ所) ・こうち・なんこく・はた若者サポートステーションによる就学・就労支援 | |
| | ◇関係機関との連絡会の開催 ・県連絡会 34名 ・地区別連絡会177名 ・高校担当者会 47名 | ・県連絡会 43名 ・地区別連絡会 148名 ・高校担当者会 47名 | ・県連絡会 37名 ・地区別連絡会 165名 ・高校担当者会 46名 |
| | ◆アウトリーチ型支援 | | |
| | ◇若者サポートステーションの拠点が無い地域での支援(委託) ・出張相談 630件 ・訪問件数 902件 | ・2 サテライトの常設化(週1→週5) ・出張相談 194件 ・訪問件数 948件 | ・出張相談 0 411件 ・訪問件数 1,161件 (2月末現在) |
| | | ◇ハローワーク、ジョブカフェへの出張相談 出張相談 9件 | 出張相談 18件 (2月末現在) |
| | ◆学校と連携した早期支援 | | |
| ◇困難を抱える在校生への早期支援(委託) ・出張相談 447件 ・セミナー参加 942名 ・新規登録者 17名 | ・出張相談 228名 ・セミナー参加 617名 ・新規登録者 9名 | ・出張相談参加 287名 ・セミナー参加 405名 ・新規登録者 8名 (2月末現在) | |
| ◆若者支援関係者の資質向上 | | | |
| ◇若者はばたけプログラム活用研修会の開催 ・初級講座 10回、延べ191名 ・指導者養成講座 5回、延べ53名 | ・初級講座 10回 延べ129名 ・指導者養成講座 5回 延べ36名 | ・初級講座 4回 延べ114名 ・指導者養成講座 3回 延べ19名 | |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿(到達目標) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|--------------|---------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|------|-------|---------|------|-------|--|--|
| | H31 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○支援体制の周知や充実により、新規登録者数、進路決定者数ともに増加傾向にある。 ・若者サポートステーションの新規登録者数・累積進路決定率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規登録者数</th> <th>累積進路決定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>241名</td> <td>54.4%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>195名</td> <td>56.9%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>328名</td> <td>57.1%</td> </tr> <tr> <td>H30(2月)</td> <td>312名</td> <td>59.1%</td> </tr> </tbody> </table> ●若者サポートステーションを有効に活用するためには、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 →中学校卒業時の進路未定者や私立学校等の中退者、就職後早期に離職した方など、これまでサポートステーションが情報を把握できにくかった方々に対しても、市町村や学校・福祉部局と連携して把握に努め、支援につなげる。 ●運営団体同士の連携や支援方法の共通化などにより、県内どこでも同じ水準で安定・継続した支援を受けられる体制をつくる必要がある。また、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 →若者サポートステーション職員の定例会での情報共有(年4回)や勉強会の開催により支援・指導方法・記録整理方法等に係るスキルアップを図る。また、若者はばたけプログラム活用研修会等の開催により、若者支援の指導者や支援する人材の育成を図る。 ●ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。 →地域福祉部や商工労働部、農業振興部等と連携し、見守り雇用主や協力雇用主、各支援事業主等の情報を共有し、農林業分野やIT分野など対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 | | 新規登録者数 | 累積進路決定率 | H27 | 241名 | 54.4% | H28 | 195名 | 56.9% | H29 | 328名 | 57.1% | H30(2月) | 312名 | 59.1% | ◆若者サポートステーションにおける就学・就労支援 ◇若者サポートステーションの運営(委託) ・こうち・なんこく・はた若者サポートステーションによる支援 ◇関係機関との連絡会の開催 ・県連絡会、地区別連絡会、高校担当者会等 ◇市町村教育委員会、私立学校等に対してサポステへの誘導を依頼 ◆アウトリーチ型支援 ◇若者サポートステーションの拠点が無い地域での支援(委託) ・出張相談 ・家庭訪問、送迎支援 ◇ハローワーク、ジョブカフェへの出張相談 ◆学校と連携した早期支援 ◇困難を抱える在校生への早期支援(委託) ・就労等に向けた各種セミナー開催 ・個別面談、訪問 ・情報交換会 ◆若者支援関係者の資質向上 ◇若者はばたけプログラム活用研修会の開催 ・初級講座(年4回) ※県内講師での実施 | ◆ニートや引きこもり等で社会的自立に困難を抱える若者を1人でも多く支援機関につなぐことにより、就学・就職などによる社会的な自立が実現している。 ・若者サポートステーションの支援実績 新規登録者数 340人/年 累積進路決定率 55%以上 ◆学校と連携した早期支援により、高等学校在学中からの切れ目のない支援体制が構築されている。 ・中途退学の予防 ・不登校生徒の学校復帰 ・卒業時の進路未定の予防 ・中途退学や卒業後の継続支援 ◆若者支援関係者の資質向上により、各市町村における関係機関の若者支援の充実が図られている。 |
| | 新規登録者数 | 累積進路決定率 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H27 | 241名 | 54.4% | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 | 195名 | 56.9% | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 328名 | 57.1% | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30(2月) | 312名 | 59.1% | | | | | | | | | | | | | | | |

1 子どもたちへの支援策の抜本強化

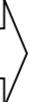
(6) 社会的養護の充実

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|-------------------------------------|---|---|
| <p>36 里親等養育推進事業 【児童家庭課】</p> | <p>【現状】(H30年3月末) ○登録里親数72組/委託里親数42組 ○委託児童数65名 (里親53名、ファミリーホーム12名) ○里親等委託率(H29年3月末) 高知県 15.0% 全国 18.3%</p> <p>【課題】 ○里親制度説明会を開催するも、参加者が少なく、里親制度が県民や関係機関に十分浸透していないため、里親登録者数が向上していない。 ○里親希望者の質の向上を目指した研修を実施する必要がある。 ○委託に向けたマッチング方法を見直しする必要がある。 ○里親登録後の研修体制が充実していない。 ○委託児童への養育に困っても関係者に相談できない等、委託里親支援やSOSをキャッチする体制が構築されていない ○未委託里親や養育経験のない里親を委託へつなげる支援が不十分である。</p> | <p>○里親支援事業の委託 (委託先)高知聖園ベビーホーム (内容) ①里親制度等普及促進事業 ・里親制度普及啓発講演会の実施 ・広報啓発のためのリーフレット等の作成 ・養育里親研修及び養子縁組里親研修の実施 ②里親訪問等支援事業 ・里親等相談支援員の配置 ・里親等相談支援員の里親等や保育所等へ訪問による里親等の養育状況及び委託児童の発達状況の把握と助言指導。 ・里親等の相互交流の実施による里親同士の情報交換と養育技術の向上。 ・里親支援意見交換会開催による里親支援のあり方を検討。 ③里親トレーニング事業 (H30年度より) ・里親トレーナーの配置 ・ロールプレイを含む研修の実施 (年1クール以上/1クール4回以上) (受託里親対象) ・施設実習の実施 (実習7日以上、講義1日以上) (受託里親・未受託里親対象) ・未受託里親への住環境への助言 (未受託里親対象)</p> |

| 実施計画及び実績 | | | |
|--|--|--|-----|
| H28 | H29 | H30 | H31 |
| ◆里親制度普及促進活動・養育里親研修及び養子縁組里親研修の実施 | | | |
| | <p>○里親制度普及促進活動 (里親制度説明会) ・3市参加者14名 (民生児童委員等への広報) ・4回参加者125名 ○養育里親研修及び養子縁組里親研修 ・各2回実施 ・登録数13組27名 養育里親:9組19名 養子縁組里親:3組6名 親族里親:1組2名</p> | <p>○里親制度普及促進活動 (里親制度説明会) ・3回参加者28名 (広報素材を用いた啓発活動) ・市町村、県内警察署、産科・婦人科、ファミサポ会員、イベント参加者等に対して、ポスター・チラシ・パンフレット等を配布 ○養育里親研修(2回) ・3組3名参加 ○養子縁組里親研修(2回) ・3組6名参加</p> | |
| ◆里親等への訪問支援の充実 | | | |
| <p>○受託里親等への相談活動 ・訪問支援17回 ・相談支援4回 ・面会交流6回 ・情報共有11回 ○里親支援体制についての協議 ・7回 ○里親支援意見交換会の実施 ・2回</p> | | <p>○受託里親等への相談活動 ・訪問支援 39世帯、延べ90回 ・面会交流 延べ28回 ・情報共有 151回 ・里親等の相互交流支援 9回、延べ222人参加</p> | |
| ◆里親登録後の研修の充実 | | | |
| | | <p>○委託里親に対するトレーニング等の実施 ・就学前児童を対象とした親子教室(7回、12世帯参加) ・未委託里親を対象とした施設実習(11回、2世帯参加)</p> | |

| 目指すべき姿(到達目標) |
|--|
| <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|-------------------------------------|--|---|
| 37 児童養護施設等児童措置委託料 【児童家庭課】 | 【現状】(H29年3月末) ○児童養護施設等入所児童数 ・乳児院(1施設:23人) ・児童養護施設(8施設:312人) ・児童心理治療施設(1施設:18人) ・里親及びファミリーホーム(里親) 34組、委託児童48人 (ファミリーホーム) 3組、委託児童11人 | 児童養護施設等に措置等を委託した児童の日常諸経費及び施設の運営に要する経費を支給する。 |
| | | |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿(到達目標) |
|---|--|--|-----|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| 児童養護施設等児童措置委託料の継続  | | | | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ・子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができている。 |
| | (H30年3月末) ○児童養護施設等入所児童数 ・乳児院(1施設:25人) ・児童養護(8施設:286人) ・児童心理治療施設(1施設:16人) ・里親(39組、委託児童53人) ファミリーホーム(3組、委託児童12人) | (H31年2月末) ○児童養護施設等入所児童数 ・乳児院(1施設:21人) ・児童養護(8施設:289人) ・児童心理治療施設(1施設:21人) ・里親(45組、委託児童60人) ファミリーホーム(3組、委託児童11人) | | |
| | | | | |

1 子どもたちへの支援策の抜本強化

(6) 社会的養護の充実

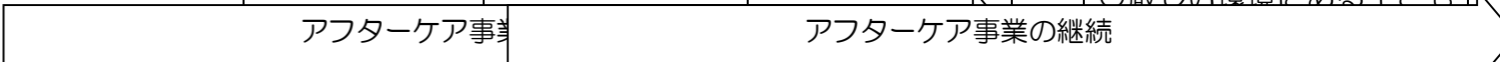
| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|--|--|--|
| 38 児童福祉施設等代替職員 雇用事業費補助金 【児童家庭課】 | <p>【現状】 児童福祉施設等職員が産後や傷病のため長期にわたる休暇により、施設入所児童の処遇が確保されない。</p> <p>(実績) H27年度 3施設 H28年度 1施設 H29年度 2施設</p> <p>【課題】 児童福祉施設等代替職員雇用事業の周知</p> | <p>○ 社会福祉施設職員が産後・傷病により休暇を取得した際に、施設入所児童の処遇の確保を目的とした代替職員の雇用に係る経費への支援をする。</p> |
| 43 児童自立支援事業 【児童家庭課】 | <p>【現状】 自立援助ホームや社会的養護施設等入所児童の就職後の離職率や大学等進学後の中退率が高く、就職や進学等の自立に向けた支援を充実させる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職後1年以内の離職率（高校卒業等） 26.6%（全体 19.9%） ・ 大学等進学者の中退率 年平均 6.2%（全体 2.65%） | <p>○ 自立援助ホームや社会的養護施設等で生活する者で、18歳（措置延長の場合は20歳、自立援助ホームは20歳）到達後22歳の年度末までの間の支援に要する経費を補助する。</p> |

| 実施計画及び実績 | | | |
|--|--------------|--------------|-----|
| H28 | H29 | H30 | H31 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 代替職員の雇用に係る経費への補助 </div> | | | |
| 1施設に対して補助金交付 | 2施設に対して補助金交付 | 2施設に対して補助金交付 | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 児童自立支援事業の継続 </div> | | | |
| | ※対象児童なし | ※対象児童なし | |

| 目指すべき姿（到達目標） |
|---|
| <p>○ 厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> |
| <p>○ 厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> |

(4) 進学・就労等に向けた支援

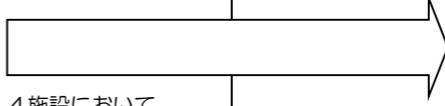
| 事業名称【担当課】 | 事業開始時点における 現状・課題 | 事業概要 |
|---|---|---|
| 39 入所児童自立支援等事業費補助金 【児童家庭課】 | <p>【現状】 高知県の児童養護施設等入所児童の進学率や就職率は、県平均と比べると低い。</p> <p><H26> ・中学校卒業後の進学率+就職率 95.8% (県平均 98.8%) ・高校等卒業後の進学率+就職率 80.8% (県平均 84.9%)</p> <p>【課題】 個々の子どもの進学・就職や学習支援などを専門に担当する職員の配置が必要</p> | 児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇改善のために職員を配置するための経費を補助 |
| 40 児童家庭支援センター社会的養護自立支援事業（旧退所児童アフターケア事業） 【児童家庭課】 | <p>【現状】 施設では、入所児童の支援が中心であるため、本来行うこととなっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。</p> <p>【課題】 退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取り組みと工夫が必要</p> | 児童養護施設を退所する予定の児童や退所児童に対して、相談や知識習得のための支援や、進路・求職活動への支援、児童が集まる場所の提供などを行うことにより、児童が自らの力で生活基盤を築けるよう社会的自立の促進を図る。 |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|--|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
|  | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>・本人の希望する就職先や大学等へ進むことができる児童が増えている。</p> |
| <p>2施設において、補助金を活用した自立支援等事業を実施</p> | <p>4施設において、補助金を活用した自立支援等事業を実施</p> | <p>5施設において、補助金を活用した自立支援等事業を実施</p> | <p>・学習支援（小学生以上の児童への個別指導） ・就学・就職に向けた相談支援 ・退所後の生活相談支援や職場訪問活動 ・学校等関係機関との連携、調整</p> | |
|  | | | | <p>○厳しい環境にある子ども</p> <p>労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>・児童養護施設退所後、児童自らの力で生活を送ることができる児童が増えている。</p> |
| <p>相談実績：65人</p> | <p>相談実績：57人</p> | <p>※集計中</p> | <p>・事業実施状況の現地確認 ・事業活性化に向けた協議</p> | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|--|--|
| 41 身元保証人確保等対策事業 【児童家庭課】 | <p>【現状】 児童養護施設等を退所後、自立した生活を行うとした場合、親等による保証人が得られず、就職やアルバイト等の賃貸が困難となる場合がある。 H29年3月末加入者：3名</p> | 児童養護施設等に入所中あるいは退所した児童が住居の確保や就職において、施設長等が身元保証人等となった場合の損害保険料の負担 |
| 42 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金 【児童家庭課】 | <p>【現状】 児童養護施設等の退所者は、保護者からの経済的援助が不十分である者が多く、経済的理由により進学を諦める者や、また、就職後も住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難である。</p> <p>(H28年度実績) ・資格取得支援費：4人 (H29年度実績) ・生活支援費：1人 ・家賃支援費：2人 ・資格取得支援費：6人</p> <p>【課題】 保護者からの経済的支援を得られない児童に対して、貸付を確実に利用できるよう周知が必要</p> | 児童養護施設等を退所した者で、就職又は大学等へ進学した者のうち、保護者からの援助が得られず安定した生活基盤の確保が困難な状況が見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行う。また、施設等に入所中の児童が就職に必要な資格を取得するための費用の貸付を行うことで、児童養護施設の退所者等の円滑な自立を支援する。 |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|----------------|------------------------------------|------------------------------------|---|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>・児童養護施設等退所後、児童の就職や進学が円滑にできている。</p> |
| 実績（実人数） ：3名 | 実績（実人数） ：4名 | 実績（実人数） ：4名 | | |
| | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>・児童養護施設退所後、児童の安定した生活基盤の確保ができている。</p> |
| 資格取得支援費：4人 | 生活支援費：1人 家賃支援費：2人 資格取得支援費：6人 | 生活支援費：6人 家賃支援費：7人 資格取得支援費：3人 | <p>・就職や大学等への進学 ・児童養護施設等入所 資格取得に要する経費の</p> <p>・就職や大学等への進学による家賃相当額の貸付 ・児童養護施設等入所児童に対し、就職に必要な資格取得に要する経費の貸付</p> | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|--|---|--|
| 新 児童養護施設等の生活向上 のための環境改善事業 【児童家庭課】 | 【現状】 アレルギー等の疾患や障害のある 児童が増加している。 (H23) ・発達障害以外の障害：10.5% ・発達障害：4.5% ・アレルギー等の疾患：16.4% (H28) ・発達障害以外の障害：14.4% ・発達障害：16.8% ・アレルギー等の疾患：33.1% | 入所児童等の生活向上を図るため、 老朽化した乳児・児童用のベッド、乳 児呼吸用モニター、緊急地震速報 受信装置等、児童の安全の確保のため に必要な備品の購入や更新、フローリ ング貼りやカーペット敷き等の設 備の購入や更新及び改修を行う。 |
| | | |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|----------|-----|--|-----|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| | |  4施設において、 補助金を活用した 環境整備を実施 | | ○厳しい環境にある子ども たちの学びの場や居場所 づくり、保護者などへの就 労支援の取り組みなどに より、子どもたちの進学や 就職の希望が叶うととも に、貧困の連鎖が解消に向 かっている。 |
| | | | | |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|--|--|---|---|
| | H28 | H29 | H30 |
| 親育ち支援啓発事業（保育者研修） <p style="text-align: right;">【幼保支援課】</p> <p>保育者が保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による親育ち支援力向上のための研修を充実させる。また、親育ち支援担当者を中心に園内の保育者を対象とした研修を行うことを促進する。</p> <p>◆保育者研修の実施 ・親育ち支援アドバイザーや指導主事による研修を保育所・幼稚園等又は市町村単位で実施する。</p> <p><研修方法と内容> ・子どもの育ちを保護者に伝えるための方法 ・支援の必要な家庭への支援体制と方法 ・子どもや保護者へのかかわり方のポイント 等 ※園のニーズや課題に応じて講話やワークショップを組み合わせた研修を実施</p> | <p>◆保育者研修の実施</p> <p>◇保育所・幼稚園等での研修の実施 ・66回 807人</p> <p>◇市町村単位での合同研修の実施 ・講話等：4市町</p> <p>◇中核者による園内での保護者研修・保育者研修の計画・実施 ・保育者研修：24回 ・保護者研修：25回</p> | <p>・62回 802人 (H30.2月末)</p> <p>・講話等：5市町村</p> <p>・保育者研修：28回 ・保護者研修：27回 (H30.1月末)</p> | <p>・53回 768人</p> <p>・講話等：5市町村</p> <p>◇各園における親育ち支援研修の計画・実施 ・園及び市町村単位で保育者研修を実施した保育所・幼稚園等の割合：89.1%</p> |
| 親育ち支援啓発事業（保護者研修） <p style="text-align: right;">【幼保支援課】</p> <p><事業概要> 保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるために、講話やワークショップを行い、保護者の子育て力の向上を図る。また、子どもの育ちや保育に関する保護者の理解を深めるために、保育所・幼稚園等を利用する保護者の一日保育者体験を推進する。</p> <p>◆保護者研修の実施 ・親育ち支援アドバイザーや指導主事を保育所・幼稚園等に派遣し、研修支援を行う。</p> <p><研修内容> ・講話 子育てで大切にしたいことや、子どもに関わる時のポイント等について ・ワークショップ ロールプレイ等の体験的な演習など</p> <p>◆保護者の一日保育者体験の実施促進と広報活動の充実 ・新規及び継続実施を促進するため、各種研修会でパンフレットの配付等の広報活動を積極的に行う。</p> | <p>◆保護者研修の実施</p> <p>◇保育所・幼稚園等での研修 ・69回 1,784人</p> <p>◆保護者の一日保育者体験の実施</p> <p>・新規：5市11園（私立10・公立1） ・継続実施園：51園</p> <p>◆実施促進のための広報活動の充実</p> <p>◇事業説明会の実施 ・1か所で実施</p> <p>◇HPへの掲載</p> <p>◇事例集の作成・配付（全園）</p> | <p>・88回 2,432人 (H30.2月末)</p> <p>◇就学時健診等での講話の実施 ・23回（22校・1園）</p> <p>・新規：9市19園（私立9・公立10） ・継続実施園53園</p> <p>・1か所</p> <p>◇パンフレットの作成・配付（全園）</p> | <p>・117回 3,186人</p> <p>・21回（21校）</p> <p>・新規：7市町村20園（私立5・公立15） ・継続実施園72園</p> <p>◇パンフレットの配付（希望園）</p> |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|---|--|
| | H31 | |
| <p>○保育者への講話やワークショップ、事例研修を通して、親育ち支援の必要性や支援方法の理解が深まり、園における保護者支援につながっている。</p> <p>・保育所・幼稚園等での研修及び市町村単位での合同研修の参加者数 H29：802人⇒H30：768人</p> <p>・参加者アンケート結果（H30） 「研修で学びや気付きがあった」と回答した割合98.1%</p> <p>〔保護者の気持ちに寄り添った支援の必要性：85.4% 子どもへの関わりや環境構成の充実：64.4% 保護者の子育てへの姿勢や力が発揮されるような関わり：62.3%〕</p> <p>●日常的・継続的に親育ち支援を行うためには、正規職員だけでなく臨時職員も含めてスキルアップを図る必要があるが、研修の機会が十分保障されていない。</p> <p>・園内及び市町村単位で保育者研修を実施した保育所・幼稚園等の割合（H30）89.1%</p> <p>→親育ち支援担当者を中心に、より多くの保育者が研修に参加できるよう、計画的な研修実施を促していく必要がある。また、市町村単位での合同研修の実施につながるよう、引き続き市町村へ積極的にアプローチする。</p> | <p>◆保育者研修の実施</p> <p>◇保育所・幼稚園等における、ニーズや課題に応じた研修の実施 ・各園で随時実施</p> <p>◇市町村単位での合同研修 ・申込みに応じて実施</p> | <p>◆親育ち支援の必要性や支援方法について保育者の理解が深まり、各園における保護者への支援の充実が図られている。</p> <p>・保育所・幼稚園等での研修及び市町村単位での合同研修の参加者数：800人以上</p> <p>・参加者アンケート結果 「学びや気付きがあった」と回答した割合：100%</p> <p>・園内及び市町村単位で保育者研修を実施した保育所・幼稚園等の割合：100%</p> |
| <p>○保護者への講話やワークショップを通して、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、子どもに関わろうとする姿が多くなっていることが伺える。</p> <p>・保護者研修の参加者数 H29:2,474人⇒H30:3,186人</p> <p>・研修後の保護者アンケート結果における肯定的回答の割合（H30.12月末） 「子どもへの親の関わりが大切だと思う」→99.5% 「今後の子育てに生かしていきたい」→99.2%</p> <p>○5歳児保護者向けリーフレットの効果もあり、5歳児保護者向け講話の要請が増加した。</p> <p>・就学時健診での講話・5歳児保護者向け講話 H29：22校・6園⇒H30：21校・21園</p> <p>●研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園によって研修参加率の差が大きい。</p> <p>・実施園における保護者の参加率 H29：52.3%⇒H30：49.7%</p> <p>→保護者の実態に合った園内の研修計画が立てられるよう、各園における親育ち支援担当者の位置付けを推進する。</p> <p>・親育ち支援担当者を位置付けた園の割合（H30）：60.9%</p> <p>○保護者の一日保育者体験を実施する園は着実に増加している。</p> <p>・保護者の一日保育者体験実施園数 H30年度末までの累計:132園</p> <p>●補助事業終了により、新たに取組を広げることが難しい。 →取組の成果を示しながら、実施拡大を促していく。</p> | <p>◆保護者研修の実施</p> <p>◇保育所・幼稚園等での研修 ・講話 ・ワークショップ ・就学時健診等での講話 年間 100回以上</p> <p>◇各園における親育ち支援担当者の位置付けの推進</p> <p>◆保護者の一日保育者体験の実施促進に向けた広報活動の充実</p> <p>◇各種研修会での広報 ◇HPへの掲載</p> | <p>◆良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもに関わる姿が多く見られるようになる。</p> <p>・保護者研修の参加者数：2,000人以上</p> <p>・実施園における保護者の参加率：60%以上</p> <p>・研修後の保護者アンケート結果における肯定的回答の割合 「子どもへの親のかかわりが大切だと思う」：100% 「今後の子育てに活かしていきたい」：100%</p> <p>◆親育ち支援担当者を位置付けた園の割合：70%以上</p> <p>◆保護者と保育者との相互理解が進むことで、共に子育てを考えるようになり、保護者が積極的に子どもに関わる姿が多くなっている。</p> <p>・保護者の一日保育者体験実施園数（H31年度末までの累計）：120園以上</p> |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|--|--|------|---|
| | H28 | H29 | H30 |
| 多機能型保育支援事業 【幼保支援課】 <事業概要> ◆多機能型保育事業の推進 ・地域ぐるみの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されることを支援する。 | ◆多機能型保育事業の推進 ◇多機能型保育事業の実施 ・2施設 ・高齢者や子育て世代との交流事業を実施したい保育事業者等を発掘し、多機能型保育事業の実施を可能とするための支援業務をNPO法人に委託 | ・6施設 | ・7施設 ・保育所個別訪問 ・高知市社会協議会等との協議や情報共有 ・実施園による交流会2回開催 |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|---------------------------------------|---|
| | H31 | |
| ○NPO 高知市民会議とともに継続実施施設の取組の充実に向けた支援を行い、利用者数が増えつつある。 ○民生委員との信頼関係を築くことで、赤ちゃん訪問への同行等、地域と連携した支援につながっている。 ●多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。 ●子育て相談、園庭開放等、要件となっている事業の実施回数などで保育所等の負担感が大きい。 →補助制度を見直し、子育て相談等の場を各施設にとって負担の少ない回数から実施できるとし、子育て支援の機会の順次拡大を図る。併せて、継続費用を補助対象とすることにより、事業継続への不安解消を図る。 | ◆多機能型保育事業の推進 ◇多機能型保育事業の実施 ・40箇所 | ◆保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。 ・多機能型保育実施箇所数 40箇所以上 |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | | |
|---|--|--|--|--|
| | H28 | H29 | H30 | |
| 親育ち支援保育者スキルアップ事業 【幼保支援課】 保育所・幼稚園等における親育ち支援の中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、地域内で学べる仕組みを支援します。また、その学びを基に、中核となる保育者の支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者を対象に研修を行うことを促進する。 ◆自己課題に応じた研修 ・親育ち支援に関する保育者の資質の向上を図るために、課題に応じて研修を選択し、実践に生かせるよう支援する。 ・親育ち支援講座（親育ち支援啓発事業より組み替え） ◆親育ち支援地域別交流会・連絡会（H28～） ・親育ち支援地域別リーダーを中心とした近隣の市町村のネットワーク化や地域の課題に応じた研修等、地域内で学べる仕組みづくりを支援する。 ◆親育ち支援地域別リーダー研修会（H30～） ・各市町村における親育ち支援地域別リーダーの資質の向上を図る研修を行う。 ◆親育ち支援保育者専門研修（H27～29） ・各市町村代表の親育ち支援の中核者を対象に、専門性のさらなる向上を図る研修を行う。 | ◆自己課題に応じた研修 ◇親育ち支援講座の実施（3会場） ・参加者数：153人 東部会場：21人 中部会場：97人 西部会場：35人 | ・参加者数：151人 東部会場：35人 中部会場：81人 西部会場：35人 | ・参加者数：208人 東部会場：35人 中部会場：81人 西部会場：35人 | |
| | ◆親育ち支援地域別交流会・連絡会 ◇地域別交流会の開催 ・東部地区2グループで各1回実施 ・参加者数：41名 | ・東部地区、中部地区5グループで各1回実施 ・参加者数：149名 | ・県内6グループで各1回実施 ・参加者数：190名 | |
| | ◆親育ち支援保育者専門研修 ◇親育ち支援ネットワークの中核となる人材の育成 ・親育ち支援保育者専門研修の実施 ・中部地区対象者数：16名 | ・西部地区対象者数：8名 | ◆親育ち支援地域別リーダー研修会 ◇地域別リーダー対象の研修の実施 ・参加者数：40名 | |
| | | | | |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|---|--|
| | H31 | |
| ○キャリアアップ研修により、子育て支援の分野を選択した保育者の参加が多く見られた。 ・親育ち支援講座の参加数 H29：151人⇒H30：208人 ○各市町村において親育ち支援の中核となる保育者を中心として親育ち支援地域別交流会を開催することができ、近隣市町村でのネットワーク化の基盤となった。 ・各地域での交流会の開催（H30） 県内6地域で各1回開催 ●各園における組織体制が十分でないため、研修の内容が園内で共有されていない園や園内での親育ち支援の研修が実施されていない園がある。 ・親育ち支援担当者の位置付け（H30） 60.9% →親育ち支援の学びが組織的に行われるよう、親育ち支援担当者の位置付けを推進する。 →地域で行われる親育ち支援地域別交流会の開催を支援するとともに、親育ち支援担当者の参加を働きかける。 ●親育ち支援地域別交流会やそれぞれの地域の親育ち支援が充実するためには、地域別リーダー同士の学びや情報共有の場が必要である。 →親育ち支援地域別リーダー研修会を実施し、専門性を高めるための学びと各地域の実践交流を行うことで、各市町村の親育ち支援地域別リーダーの資質の向上と、地域ごとの親育ち支援体制の充実を図る。 | ◆自己課題に応じた研修 ◇親育ち支援講座の実施 ・3会場 ※キャリアアップ研修を兼ねる ◆親育ち支援地域別交流会 ◇地域別交流会の開催 ・6地域で開催（年間1回） 東部：2グループ 中部：3グループ 西部：1グループ ◆親育ち支援地域別リーダー研修会 ◇地域別リーダー対象の研修の実施 ・1月開催予定 | ◆保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・親育ち支援講座の参加数：150人以上 ・各地域での交流会の開催：年間1回以上 ・親育ち支援担当者の位置付け：70%以上 ◆近隣の市町村において、親育ち支援地域別リーダーのネットワーク化が図られ、リーダーの支援力が向上することにより、各地域での親育ち支援の充実が図られる。 |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | |
|---|--|--|---|
| | H28 | H29 | H30 |
| 基本的生活習慣向上事業 【幼保支援課】 <事業概要> ◆基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進 ・子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について保護者の理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげるために、保育所・幼稚園等において、基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施する。 | ◆基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進 | | |
| | ◇3歳児保護者へのパンフレットの配付 ・保育所・幼稚園等 321か所へ配付 | ・保育所・幼稚園等 322か所へ配付 | ・保育所・幼稚園等 308か所へ配付 |
| | ◇取組強調月間の実施(年間2回) ・ポスター作成・配付 保育所・幼稚園等 483か所 ・パンフレット巻末の生活リズムカレンダー等を活用した取組 第1回(6月) 267園(90.2%) 第2回(11月) 264園(89.2%) | ・ポスター作成・配付 保育所・幼稚園等 476か所 第1回(6月) 281園(97.3%) 第2回(11月) 273園(93.5%) | 第1回(6月) 285園(99.3%) 第2回(11月) 283園(98.6%) |
| | ◇基本的生活習慣に関する調査の実施(6月・12月) ・保育所・幼稚園等の3歳児の保護者対象 (抽出調査:25園) | ・保育所・幼稚園等の3歳児の保護者対象 (抽出調査:25園) | |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿(到達目標) |
|---|---|---|
| | H31 | |
| ○指導者用手引きの配付やパンフレットの活用に関する説明会の実施、取組の継続により、対象児童のいるほぼ全園で保護者対象の学習会等が実施されている。 ・3歳児保護者に対し学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合(H30) 99.0%(284園/287園中) ●多くの園で生活リズムカレンダー等を活用した親子の取組が行われているが、未提出の家庭もあり、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。 ・午後10時までに寝る幼児の割合(H30) 81.6%(3歳児のうち15.4%が未提出) →保護者を対象とした学習会の実施や基本的生活習慣の取組強調月間の実施について、引き続き各園に周知を図り、園内の学習会の充実につながる支援を行う。 | ◆基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進 ◇3歳児保護者への保護者用パンフレットの配付及び学習会等の実施 ・約300か所へ配付(5月初旬) ・学習会の実施 5月~6月 ◇生活習慣の取組強調月間の実施 ・年間2回 ◇基本的生活習慣の取組状況調査の実施 ・2回実施(7、12月) ◇5歳児保護者への親子で取り組むリーフレットの配付及び就学時健診等での講話の実施 ・9月~順次実施 ◇基本的生活習慣の学習会における幼保支援課の支援の充実 ・各園からの申込みに基づき実施 ◇研修等における基本的生活習慣の取組の好事例紹介 ・HP等で紹介 | ◆食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的生活習慣が定着している。 ・3歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合:100% ・午後10時までに寝る幼児の割合:90%以上 |

| 事業名称【担当課】・事業概要 | 実績 | | | |
|---|--|---|--|--|
| | H28 | H29 | H30 | |
| 家庭教育支援基盤形成事業 【生涯学習課】 <事業概要> 家庭の教育力を高めるため、地域における家庭教育支援の取組を充実するとともに、「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用を促進する。 併せて、基本的な生活習慣の向上につながる取組を推進する。 ◆市町村の家庭教育支援の取組促進 ・保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を促進する。 ◆「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用促進 ・「親の育ちを応援する学習プログラム」を各地域で実践できるファシリテーターを養成し、県内全域でプログラムの活用促進を図る。 ◆早ね早おき朝ごはん県民運動の推進 ・基本的な生活習慣などの状況を親子で点検する生活リズムチェックカードの活用促進を通じて、よりよい生活習慣の定着を促す。 | ◆市町村の家庭教育支援の取組促進 ◇家庭教育支援への助成 ・13市町村、3市町4家庭教育支援チーム | ・14市町村、5市町6家庭教育支援チーム | ・16市町村、5市町6家庭教育支援チーム | |
| | ◆親の育ちを応援する学習プログラムの活用促進 | | | |
| | ◇「親の育ちを応援する学習プログラム」ファシリテーター研修会の開催 ・3地区、参加者49名 | ・ファシリテーター認定制度化 ・1地区、参加者33名、認定者27名 ・ファシリテーターの派遣1箇所 | ・1地区、参加者20名、認定者11名 ・ファシリテーターの派遣8箇所 (H31/2/1現在) | |
| | ◆早ね早おき朝ごはん県民運動の推進 | | | |
| | ◇生活リズムチェックカードの活用促進 ・全保育所・幼稚園等の4～5歳児及び全小学生に配布 ・生活リズム名人認定者数18,411人 | ・生活リズム名人認定者数19,829人 | ・生活リズム名人認定者数7,284人 (H31/2/1現在) | |

| これまでの取組の成果・課題・今後の方向 | 実施計画 | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|---|---|
| | H31 | |
| ○事業実施市町村では、子育て講座の開催など家庭教育支援の取組が着実に進んでいる。 ・事業実施市町村 H28:13市町村 → H29:14市町村→H30:16市町村 ・家庭教育支援チーム H28:3市町4チーム → H29:5市町6チーム → H30:5市町6チーム ●より多くの地域に取組を広げていくためには、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していくことが必要である。 →ファシリテーター研修会を通じて、地域で家庭教育支援の取組を展開していける人材を段階的に養成していく。 ・ファシリテーター認定数 H29:27名 → H30:11名 ・ファシリテーター派遣箇所と人数 H29:1箇所4名 → H30:10箇所22名 ○生活リズム名人認定者数は着実に増えている。 ・生活リズム名人認定者数 H27:16,119名 → H28:18,411名→ H30:19,829名 ●全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。 →早ね早おき朝ごはん県民運動を引き続き推進する。 ●親の生活習慣が子どもの生活習慣に影響を与えている事例も見られるため、子どもだけでなく親の生活習慣の見直し・改善も視野に入れた取組が必要である。 →保護者同士のネットワークの構築を促す体験活動等の充実など、高知県社会教育委員会からの提言「高知県の家庭教育の充実に向けた推進方策について」に沿った施策を実施する。 | ◆市町村の家庭教育支援の取組促進 ◇家庭教育支援基盤形成事業費補助金による支援 ◇モデル地域での連携支援 ◆親の育ちを応援する学習プログラムの活用促進 ◇ファシリテーター養成研修の開催 ・全3回（ステップアップ式） ・ファシリテーター認定者の派遣 ◇各地区入門講座の実施 ・東部、西部、中部地区で学習プログラムを体験する講座を実施 ◆早ね早おき朝ごはん県民運動の推進 ◇生活リズムチェックカードの活用促進 ・全保育所・幼稚園等の4～5歳児及び全小学生に配布 ◇「高知家の早寝早起朝ごはんフォーラム」の開催 | ◆地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上している。 ◆多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的な生活習慣が確立されている。 ・生活リズム名人認定者数14,000人以上/年 ◆社会教育委員会からの提言に沿った施策など本県における家庭教育支援の取組が充実している。 |

(2) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|--------------------------------------|---|--|
| 51 助産施設措置委託料 【児童家庭課】 | <p>【現状】 経済的な理由により、入院して出産することができない妊産婦は、助産施設で入院し出産できる制度（助産制度）があるが、助産制度を知らないため、出産に要する費用負担を懸念して、医療機関で受診をためらう事例がある。</p> <p>■助産制度利用者数 H26年度：14名 H27年度：11名 H28年度：19名 H29年度：13名</p> <p>【課題】 助産制度の周知</p> | <p>○保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦が、助産施設に入院したときの助産に要する経費の支給</p> |
| 52 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 【児童家庭課】 | <p>【現状】 市町村子ども・子育て支援事業事業計画に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるための交付金を交付する。</p> <p>補助金を活用している市町村 <H28年度> ・乳児家庭全戸訪問事業：20市町村 ・養育支援訪問事業：13市町村 ・子育て短期支援事業：20市町村 ・地域ネットワーク機能強化事業：6市町村 <H29年度> ・乳児家庭全戸訪問事業：20市町村 ・養育支援訪問事業：14市町村 ・子育て短期支援事業：21市町村 ・地域ネットワーク機能強化事業：6市町村</p> <p>【課題】 補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る。</p> | <p>○乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育、保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会調整機関の職員の専門性強化等を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、地域ネットワーク機能強化事業の4事業</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|----------------------------------|-------|-------|-----|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| <p>助産施設との委託契約の継続（妊産婦の入所先の確保）</p> | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>・経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦が、安心して出産できるようになっている。</p> |
| 18名利用 | 13名利用 | 21名利用 | | |
| <p>地域子ども・子育て支援事業費補助金の継続</p> | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>・子ども及び子どもを養育しているものに、必要な支援を行うことができるとともに、要保護児童対策地域協議会の専門性強化と関係機関間の連携が図られている。</p> |
| 補助金交付 | 補助金交付 | 補助金交付 | | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|------------------------------------|--|---|
| 53 子どもの見守り体制推進事業 【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健と福祉が連携した定期的な情報共有の会議が行われていない市町村がある。(庁内連携) ○民生児童委員による要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議への参加や、個別ケースに応じた見守り活動が不十分である。 <p>(H28 年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3市町(南国市、香南市、大月町) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健と福祉が連携した地域での見守り体制の整備を図る必要がある。 | <p>市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。</p> <p>また、地域の見守り体制において選任された民生委員・児童委員(主任児童委員)等を対象とした研修を行うとともに、地域の子どもを見守る活動に協力いただく民生児童委員協議会への感謝状の贈呈及び謝金の交付を行う。</p> <p>【H28 年度の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健と福祉の連携強化 ・市町村の母子保健と児童福祉の合同ヒアリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村児童虐待対応体制強化 ・児童虐待防止対策コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ○地域の見守り体制の構築 ・民生児童委員の要保護児童対策地域協議会「個別ケース会議」への参加促進 ・民生児童委員への研修 ・学校支援地域本部との連携 |

| 実施計画及び実績 | | | |
|---|---|--|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 |
| <p>保健と福祉の連携強化</p> <p>・定期的なケース会議の実施(情報共有、アセスメント、援助方針)</p> | | | |
| 市町村の母子保健と児童福祉の合同ヒアリングを実施 | 市町村の母子保健と児童福祉の合同ヒアリングを実施 | 市町村の母子保健と児童福祉の合同ヒアリングを実施 | 市町村の母子保健と児童福祉の合同ヒアリングを実施 |
| <p>市町村児童虐待対応体制強化</p> <p>・児童虐待防止コーディネーター等調整職員の専門性の向上</p> <p>・ケース管理能力の向上</p> | | | |
| 3市町(南国市、香南市、大月町) | 7市町(南国市、香南市、大月町、須崎市、中土佐町、土佐清水市、黒潮町) | 8市町(南国市、須崎市、土佐清水市、四万十市、香南市、中土佐町、大月町、黒潮町) | 11市町(南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、中土佐町、大月町、黒潮町) |
| <p>地域の見守り体制の構築</p> <p>・民生児童委員の要保護児童対策地域協議会「個別ケース会議」への参加による見守りの充実</p> <p>・民生児童委員を対象とした研修の実施</p> <p>・学校支援地域本部との連携による日頃からの見守り体制の構築</p> | | | |
| 民生委員・児童委員の要保護児童対策地域協議会「個別ケース会議」への参加率 H29.3 月末 16.4% | 民生委員・児童委員の要保護児童対策地域協議会「個別ケース会議」への参加率 H30.3 月末 % | | |

| 目指すべき姿(到達目標) |
|---|
| <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の会議に主任児童委員等が参加し、地域での情報共有がなされている。 <p>参加率</p> <p>ケース検討会議 100%</p> <p>実務者会議 100%</p> |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|--|---|
| 58 子育て支援ポータルサイト 相談委託料 【児童家庭課】 | H28年度 相談件数 123件 <ul style="list-style-type: none"> 妊娠に関すること 21件 産後に関すること 18件 子育てに関すること 84件 <p>□相談窓口としての周知の必要性。 □潜在的な悩みや不安に対応がしやすい一方で匿名性が高いため、関係窓口と連携した継続支援に繋がりにくい □H27年度から開始した「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の専門相談員（非常勤 助産師）による相談業務の継続の方向性等をふくめ、相談体制としてのあり方を整理していく必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 (社) 高知県助産師会 ・対象：妊娠中から生後3歳まで ・相談方法 こうちプレマ net「プレマ相談」でのメール及び電話での相談に対応。メールによる相談は24時間受け付けている。 よくある相談内容を事例集として掲示 ・相談体制 助産師会に登録する助産師が相談に対応。 |
| 59 出会い・結婚・子育て応援 窓口運営事業 【児童家庭課】 | <p>①高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーに専門相談員等（助産師）の設置（H27～）</p> <p>H28年度 相談件数 電話相談件数 46件 出張相談件数 194件 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター：31ヶ所 ・子育てサークル：12ヶ所 ・その他：3ヶ所 </p> <p>□市町村に出向き、相談業務をとおして助産師としての専門性を活かした支援が可能 □妊婦や子育て家庭だけでなく、子育て支援センターの相談機能を強化するためのスタッフ支援としてもニーズが高い □専門相談員（助産師）の継続的な確保 □市町村の保健師等との連携体制が必要。</p> <p>②インターネット、ホームページ保守等委託業務 （ア）こうちプレマ net H28年度アクセス数 99,180件 （イ）出会い・結婚・子育て応援窓口HP H28年度アクセス数 5,776件</p> <p>□（ア）に関しては、市町村とも情報発信機能を共有できるようになったことから、市町村とともに活用の幅を広げ、有効性を高めることが必要 □（イ）に関しては、活用促進のため、情報の更新と積極的な周知が必要</p> | <p>妊娠から子育てまでの各段階に応じた相談等に応じる相談員を設置するとともに、窓口に関連するホームページの保守・管理を行う。</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 助産師による妊娠・出産・子育てに関する相談業務（電話相談・出張相談等） <p>子育て支援に関する情報の発信</p> <p>地域における子育て支援体制づくりへの支援</p> <p>②</p> <p>（ア）子育て支援ポータルサイト ・委託内容 こうちプレマ net の保守管理</p> <p>（イ）出会い・結婚・子育て応援窓口HP ・委託内容 応援コーナーHPの保守管理 ※毎年配信される内容を調査し、更新。</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|-----|-----|-----|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| <p>●月ごとに相談内容と件数を把握 ●年度ごとに相談体制として委託事業のあり方の見直し</p> <p>平成29年度末までに応援コーナーの役割とともに相談体制のあり方を整理</p> <p>H30年度 相談件数：102件 ・妊娠に関すること：22件 ・産後に関すること：21件 ・子育てに関すること：59件</p> | | | | <p>妊娠期や子育て中の方が、電話やメールで気軽に相談に対応できる体制が確保されている。</p> |
| <p>①高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー</p> <p>平成29年度末までに助産師会への相談委託業務とともに相談体制のあり方を整理</p> <p>H30年度 ○相談件数：56件 ○出張相談件数：302件 ・子育て支援センター：68ヶ所 ・その他5ヶ所</p> | | | | |
| <p>②インターネット、ホームページ保守等委託業務 （ア）子育て支援ポータルサイト</p> <p>●随時、配信内容の修正を実施</p> <p>●モニタリング</p> <p>H30年度 プレマ net アクセス数：162,974件</p> <p>（イ）出会い・結婚・子育て応援窓口HP</p> | | | | <p>妊娠期や子育て中の方が、電話やメールで気軽に相談に対応できる体制が確保されている</p> <p>県内すべての市町村で子育て支援の体制が確立され、子育て支援拠点が必要とされる役割を担うことができる</p> <p>年間出生数が50を超える自治体すべてにおいて情報発信のツールとしてプレマ net が活用されている ◎数値目標 プレマ net 月平均アクセス数 8,000件</p> |
| <p>●周知</p> <p>●情報の更新</p> <p>●情報の更新</p> <p>●情報の更新</p> <p>●情報の更新</p> | | | | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|---|--|
| 55 地域子育て支援拠点等運営事業費補助金 56 安心子育て応援事業費補助金 57 子育て支援員等研修事業委託料 54 地域子育て支援事業 【児童家庭課】 | 地域子育て支援センター 23市町村 45箇所 (H28.4月現在) 子育て家庭を取り巻く環境は厳しく、育児中の母親の孤立や育児負担、不安が増している。 健やかな子どもの成長のためには、地域子育て支援センターの機能強化が必要 ◆センター未設置市町村 ・親子がいつでも集うことができる場の確保 ◆センター設置市町村 ・子育て中の親子の抱える課題に対応した支援及び、関係機関との連携構築 ◆支援センター職員の資質向上 ・経験年数が少ない職員が多い ◆ひきこもりがちな乳幼児家庭 ・支援センター職員による訪問 ◆子育て支援の環境づくり ・地域社会全体で子育てを支援する環境の確保 | (57) 地域子育て支援拠点等運営事業費補助金 ・地域子育て支援センターの運営費補助(国交付金3分の1) (58) 安心子育て応援事業費補助金 ・市町村が行う子育ての孤立防止に資する事業に対して補助 ・地域子育て支援センターの妊娠からの切れ目ない支援の取組に対して補助(父親支援、マタニティーセミナー、乳幼児家庭訪問ほか) (59) 子育て支援員等研修事業委託料 ・子育て支援員の養成 ・地域子育て支援センターの職員の資質向上(妊娠からの支援、貧困等で特別な支援が必要な家庭への支援のスキルアップに資する研修ほか) (54) 地域子育て支援事業 ・地域子育て支援センターのニーズに応じた講師を派遣 ・企業等の子育て支援を充実するための出前講座等の講師を派遣 |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿(到達目標) |
|---------------------------------|--|---|----------------------------------|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| 地域子育て支援拠点等運営事業費補助金 | | | | 地域子育て支援センター 25市町村 50箇所 ・乳幼児の少ない町村における子育て支援の場が拡充されている。 |
| 23市町村 45箇所 1箇所増(大月町) | 23市町村・1中芸広域連合 48箇所 3箇所増 (高知市、室戸市、中芸広域連合) | 24市町村・1中芸広域連合 52箇所 4箇所増 (高知市、橋原町) | 24市町村・1中芸広域連合 50箇所 4箇所減、2箇所増 | |
| 安心子育て応援事業費補助金 | | | | ・各子育て支援センターで、妊娠からの切れ目ない支援や、関係機関との連携体制が構築され、厳しい家庭の親子に対しての支援が充実している。 |
| ◆活用市町村数 20市町村 | ◆活用市町村数 19市町村・1中芸広域連合 | ◆活用市町村数 15市町村・1中芸広域連合 | ◆活用市町村数 13市町村・1中芸広域連合 | |
| 子育て支援員等研修事業委託料 | | | | ・地域子育て支援センターの役割を理解した職員やボランティアが養成され、親子のニーズに応じた講座や支援が拡充している |
| ◆子育て支援員の養成 109名 | ◆子育て支援員の養成 73名 | ◆子育て支援員の養成 52名(拠点) 1名(利用者支援(基本型)) | ◆子育て支援員の養成 70名 | |
| 地域子育て支援事業 | | | | ・各子育て支援センターや子育てサークルにおける子育てについての学習の場が拡充される。 ・企業内で子育てを支援する環境を醸成する。 |
| ◆子育て講座 45件 ◆子育て出前講座 3件 | ◆子育て講座 70件 ◆子育て出前講座 3件 | ◆子育て講座 59件 ◆子育て出前講座 7件 | ◆子育て講座 60件 ◆子育て出前講座 10件 | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|--|--|--|
| 60 母体管理支援事業（地域子育て支援拠点等運営事業費補助金等） 【健康対策課】 | <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ■NICUで高度な医療の必要な1,000g未満の早産未熟児の出生 ・1,500g未満の出生児(うち1,000g未満) H27年：46人(うち17人) ■満20週以降に妊娠届出のあった妊婦が存在(早期に妊娠届出のされていない妊婦が存在) ・満20週以降届出 H27年度：66人(うち分娩後6人) ・妊娠11週以下での届出率 H27年度：93.2%(全国92.2%) ■産後ケアニーズ調査によると、心身に何らかのリスクを抱えていた産婦が地域に一定数存在し、約1/3が産後体調不良の状態であった <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の全妊婦アセスメントと妊娠から育児まで継続した支援体制が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ○早産予防を目的とした母体管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診で子宮頸管長の測定と腔分泌物の細菌培養検査を継続し、早産の徴候を見つけて早期の対応につなげる ○健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発 ○妊産婦への支援強化 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域でのケース検討会等の実施 ○産前・産後ケアサービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期からの支援が必要な家庭への早期に確実なフォロー体制を強化するため、市町村への支援を実施 ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築するため、市町村を支援 ・市町村が産前・産後ケアサービスを進めるために実施する取組への財政的支援を実施 ○子育て世代包括支援センター推進のための市町村支援 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健コーディネーターや保健師のスキルアップ研修会を実施 ・ニューボラ推進会議の開催(2市) ・センター設置市町村連絡調整会議の開催 ○市町村保健師等母子保健従事者を対象とした体系的な研修の実施 ○妊産婦救急救命基礎研修の実施 |

| 実施計画及び実績 | | | |
|---|--|--|-----|
| H28 | H29 | H30 | H31 |
| 早産予防を目的とした母体管理の徹底 | | | |
| 子宮頸管長測定、腔分泌物の細菌培養検査を継続 | | | |
| 妊婦健診で検査を実施(全市町村)し、検査経費を補助 | | | |
| 健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発 | | | |
| 妊婦や高校生等への啓発(高知県版母子健康手帳別冊、思春期ハンドブックの活用) | | | |
| 母子健康手帳別冊：7,000部配布 思春期ハンドブック：16,000部配布(高校1年生ほか) | 母子健康手帳別冊：7,000部配布 思春期ハンドブック：9,500部配布(高校1年生ほか) | 母子健康手帳別冊：7,000部配布 思春期ハンドブック：10,100部配布(高校1年生ほか) | |
| 産前・産後ケアサービスの充実 | | | |
| 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築 妊娠期からの支援が必要な家庭へのフォロー体制の強化 | | | |
| 母子保健支援事業費補助金(産前・産後ケア事業)活用：13市町村 全市町村での妊娠期から産褥期までのフォロー図作成支援 | 母子保健支援事業費補助金(産前・産後ケア事業)活用：13市町村 全市町村での妊娠期から産褥期までのフォロー図定着支援 | 母子保健支援事業費補助金(産前・産後ケア事業)活用：10市町村 全市町村での妊娠期から産褥期までのフォロー図バージョンアップ支援 | |
| 子育て世代包括支援センターの推進のための市町村支援 | | | |
| 子育て世代包括支援センターの設置の推進 | | | |
| 子育て世代包括支援センターの設置数：5市町 母子保健コーディネーター研修会の実施(28/30市町村63名参加) | 子育て世代包括支援センターの設置数：13市町村 母子保健コーディネーター研修会の実施(初任者編24/30市町村42名参加、現任者編13/30市町村29名参加) | 子育て世代包括支援センターの設置数：18市町村 母子保健コーディネーター研修会の実施(初任者編14/30市町村22名参加、現任者編24/30市町村39名参加) | |
| ※市町村の母子保健従事者を対象とした研修の実施[再掲] | | | |
| 母子保健指導者研修①②(ともに26/30市町村)①74名②93名参加 各福祉保健所ごとの研修の実施 | 母子保健指導者研修①②(①26/30市町村60名②21/30市町村40名、8医療機関13名参加) 各福祉保健所ごとの研修の実施 | 母子保健指導者研修①②(①-I：16/30市町村ほか47名、3医療機関6名参加①-II：17医療機関等の医師・助産師43名参加②26/30市町村43名参加) 各福祉保健所ごとの研修の実施 | |
| 妊産婦救急救命基礎研修の実施 | | | |
| 【受講者】 救急救命士31名 救急医・助産師等5名 | 【受講者】 救急救命士17名 看護師1名 | | |

| 目指すべき姿(到達目標) |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。 ・妊娠11週以下での妊娠の届出率→全国水準 ・産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた者の割合(3・4か月児)→増加 ・妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市町村の数 ①妊婦のみに実施②家族にも伝える →増加 ・超低出生体重児の出生割合 →全国水準以下を維持 ・十代の人工妊娠中絶実施率・実施数→減少 ・乳幼児健診の未受診者に対して(妊娠期からを含む)①いつまでに状況を把握するか②期限を過ぎて状況が把握できない場合の他機関との連携など状況を把握する方法を決めている市町村の数→全市町村 |

61
健やかな子どもの成長・発達支援事業

【健康対策課】

<現状>

■1歳6か月児・3歳児健診の受診率は、年々改善がみられており、全国水準に近づいている
(受診率) H25 H26 H27 H28(速報値)
1歳6か月児：89.2%→91.0%→93.5%→96.9%
(H27：全国95.7%)
3歳児：85.1%→88.7%→91.2%→94.5%
(H27：全国94.3%)

■未受診児に対して、具体的なフォローアップ方法や把握時期、期限等を示した「未受診児対応のフロー図」を全市町村で作成した(H27年度)
引き続き、確実なフォロー体制の定着のため、市町村への支援の継続と併せて妊娠期から継続した取組が必要

【課題】

- ・乳幼児健診受診率は、ようやく全国水準に達したところ
- ・未受診児等の確実なフォロー体制の強化
- ・望まない妊娠や予期しない妊娠を防ぐためには、女性の身体や妊娠に関する専門的な相談の場が必要

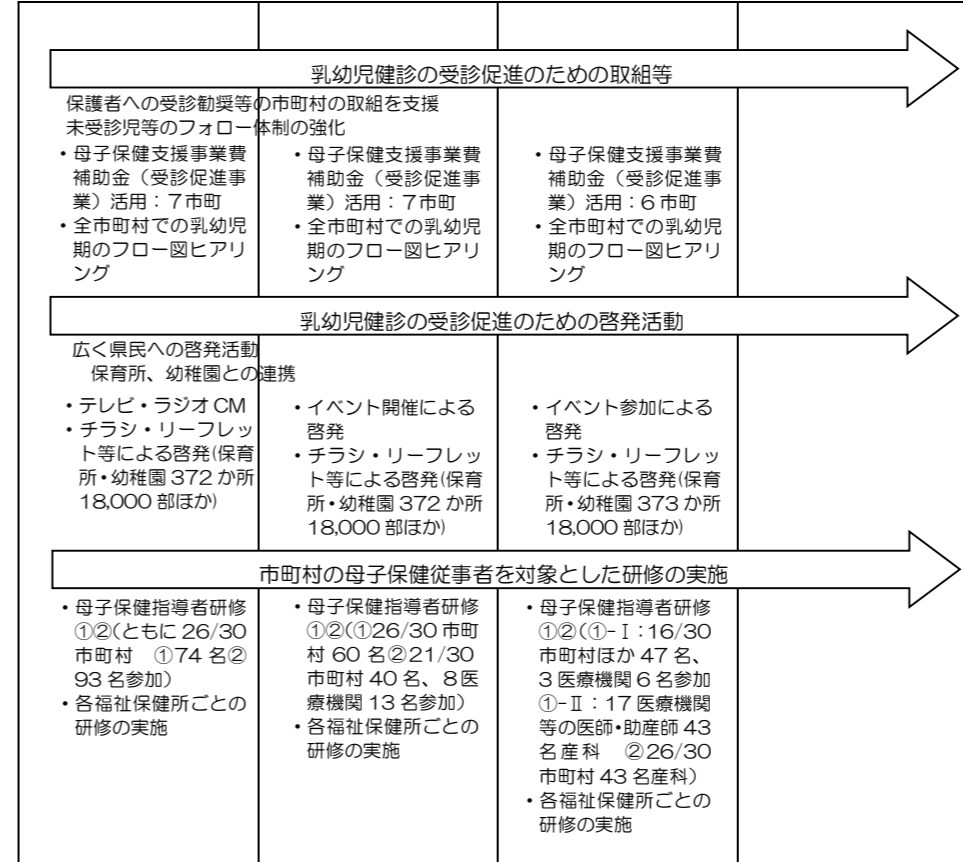
○乳幼児健診受診促進の取組

- ・市町村が行う1歳6か月児・3歳児健診の受診促進のため、保護者への受診勧奨などの取組を支援
- ・受診の啓発を実施するとともに、健診の意義や必要性など正しい情報を提供

○未受診児など(妊娠期からも含む)の支援が必要な家庭への早期に確実なフォロー体制を強化するため、市町村への支援を実施

○市町村保健師等母子保健従事者を対象とした体系的な研修の実施

○女性の身体や妊娠、予期しない妊娠等の専門相談電話の実施



○児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。

- ・乳幼児健診受診率
①1歳6か月児 ②3歳児
→全国水準
- ・乳幼児健診の未受診者に対して(妊娠期からも含む)
①いつまでに状況を把握するかの期限
②把握方法
③期限を過ぎて状況が把握できない場合の他機関との連携など状況を把握する方法を決めている市町村の数
→全市町村

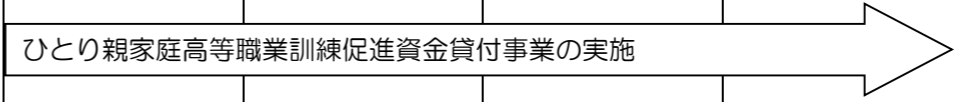
| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|--|---|
| 62 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） 82 生活困窮者自立相談支援事業 83 生活困窮者家計改善支援事業 84 生活保護生活扶助費 85 生活保護扶助費（教育扶助） 86 生活保護扶助費（生業費における高等学校等修学費） 【福祉指導課】 | <p><現状></p> <p>1 生活困窮者自立相談支援事業の実施状況</p> <p>県実施分（23町村） … 16町村社協に自立相談支援員を設置（安芸管内7町村は奈半利町社協、三原村は大月町社協において広域実施）</p> <p>11市 … 9市は市社協に、1市はNPO法人に委託。1市が直営。</p> <p>2 生活困窮者家計改善支援事業の実施状況</p> <p>県実施（23町村） 自立相談支援事業を通じて委託先の（社）高知県社会福祉協議会が実施。</p> <p>30年度実績（3月末現在） 相談件数 85人 支援件数 33人</p> <p>3 生活保護の実施状況</p> <p>31年1月末現在（速報値） 被保護者世帯数 14,968世帯 被保護人員 18,981人 保護率 26.8%</p> <p>4 住居確保給付金の給付状況</p> <p>30年度実績（2月末現在） 県実施（23町村）0件 11市 12件</p> <p>本県では帰来先に住居のある者が大半であり、特に町村分においてはニーズがない。</p> <p><課題></p> <p>1 生活困窮者自立相談支援事業 各自立相談支援機関における取組みに温度差がある。</p> <p>2 生活困窮者家計改善支援事業 相談件数、支援件数とも低調。</p> | <p>生活困窮者の相談支援事業に取組み、住宅を喪失又はその恐れのある者への住宅費を支給するとともに、家計に課題のある生活困窮者に対し家計収支の改善や家計管理能力の向上等のための指導及び相談を実施する等、必要に応じて適切な支援機関につなぐ。</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|-----|-----|-----|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| 1 生活困窮者自立相談支援事業 | | | | <p>地域住民や民生委員・児童委員から受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みが構築されるとともに、生活困窮者の自立支援策が充実、強化されている。</p> <p><目標値></p> <p>1 生活困窮者などに対する官民協働による相談件数（町村分）： 1,840件 （H27年度実績 1,162件）</p> <p>2 自立支援計画の策定数（町村分）：70件 （H27年度実績 48件）</p> |
| <p>自立相談支援員の支援技術のスキルアップ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>5ブロック別自立相談支援機関協議会の設立</p> <p>5ブロック別協議会による、事例研究、情報交換を継続的に、情報共有と相互研鑽の促進によって自立相談支援員のスキルアップを図る。</p> </div> | | | | |
| 2 生活困窮者家計改善支援事業 | | | | |
| <p>家計改善支援の充実</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>家計改善支援が必要な者への効果的なアウトリーチの検討</p> <p>①家計改善支援を必要とする者への効果的なアウトリーチ実践による相談件数の増 ②自立相談支援からの効果的な家計改善支援への誘導による支援件数の増</p> </div> | | | | |
| 3 生活保護の実施 | | | | |
| <p>保護を必要とする者に対する保護の適正実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>①自立相談支援機関と連携した自立支援のためのつなぎ（保護申請時：自立相談支援機関への相談者→生活保護実施機関、保護廃止時：保護からの自立者→自立相談支援機関（保護再開の未然防止）） ②県の生活保護実施機関への指導監査による保護の適正実施の維持</p> </div> | | | | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|--|--|
| 66 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金 67 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金 69 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金等 【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援が必要である。 ひとり親家庭の親が、資格や技能を取得する際の経費等の負担軽減に取り組んでいる。 H27 実態調査によると、仕事に関して望む支援は「技術・資格取得の支援」が1位となっている。 <p>【平成27年度】（市実施分含む）利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付金：6人 高等職業訓練促進給付金：82人 高卒認定試験合格支援事業：0人 <p>【平成26年度】（市実施分含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等職業訓練促進給付金の利用者数：128人 高等職業訓練促進給付金による資格取得者数：43人 高等職業訓練促進給付金による正規雇用者数：30人 <p>母子家庭の母親の就労率は92%となっているが、正社員での雇用形態は56.7%で平均年間就労収入は210万円と、父子家庭328万円の6割程度で経済的に厳しい状態にある。</p> <p>また、父子家庭も臨時職員・パートタイムの雇用形態での就労が9.7%と一定割合存在し、母子家庭同様、経済的に厳しい状態にある。</p> <p>仕事に関して望む支援は、「技術・資格取得の支援」が1位。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間就労収入が200万円未満の世帯割合 母子家庭56.8% 父子家庭28.5% (H27 高知県ひとり親家庭実態調査) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者等への就労支援策の拡充 制度の周知 | <p>○自立支援教育訓練給付金補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親が資格取得等のため指定した教育訓練講座を受講した場合、受講料の6割を補助する。 <p>○高等職業訓練促進給付金等補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親が資格を取得するため養成機関で修業する際の生活費の給付等を補助する。 ※平成28年4月～ 高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大（歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師を追加）と支給期間の上限を延長（24月→36月） <p>○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親及び児童が高卒認定試験合格のための講座を受講しこれを修了した時及び合格した時に受講料の一部を補助する。 ※平成28年4月～ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象者にひとり親家庭の児童を追加 |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|--|--|-----|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 事務担当者会で制度の説明 県広報を活用した周知 | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の保護者の高等職業訓練促進給付金の利用者数：220人 高等職業訓練促進給付金による資格取得者数：75人 高等職業訓練促進給付金による正規雇用者数：50人 |
| ひとり親家庭自立支援事業 継続 | | | | |
| <p>○自立支援教育訓練給付金補助金</p> <p>(実績) 利用者数：0人</p> <p>○高等職業訓練促進給付金等補助金</p> <p>(実績) 利用者数：5人</p> | <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険法による一般教育訓練給付金との併給が可能に <p>(実績) 利用者数：0人</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象資格の拡大（栄養士、自動車整備士、臨床工学技士を追加） <p>(実績) 利用者数：11人</p> | <ul style="list-style-type: none"> 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）のみなし適用が開始 <p>(実績) 利用者数：3人</p> <ul style="list-style-type: none"> 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）のみなし適用が開始 <p>(実績) 利用者数：13人</p> | | |
| 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 継続 | | | | |
| <p>(実績) 利用者数：0人</p> | <p>(実績) 利用者数：0人</p> | <p>(実績) 利用者数：0人</p> | | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|---|--|
| 68 ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業費補助金 【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援が必要である。 ひとり親家庭の親が、資格や技能を取得する際の経費等の負担軽減に取り組んでいる。 H27 実態調査によると、仕事に関して望む支援は「技術・資格取得の支援」が1位となっている。 <p>【平成28年度】</p> <p>貸付件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学準備金 5件 就職準備金 1件 <p>母子家庭の母親の就労率は92%となっているが、正社員での雇用形態は56.7%で平均年間就労収入は210万円と、父子家庭328万円の6割程度で経済的に厳しい状態にある。</p> <p>また、父子家庭も臨時職員・パートタイマーの雇用形態での就労が9.7%と一定割合存在し、母子家庭同様、経済的に厳しい状態にある。</p> <p>仕事に関して望む支援は、「技術・資格取得の支援」が1位。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間就労収入が200万円未満の世帯割合 母子家庭:56.8% 父子家庭:28.5% (H27 高知県ひとり親家庭実態調査) <p>【課題】 制度の周知</p> | <p>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得及び自立を促進する。</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|--|--|-----|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施  | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の子どもの中学校及び高校等卒業後の進学率と就職率の合算値：高知県全体の平均レベル |
| <ul style="list-style-type: none"> 貸付事業開始 県社協との協議 事務担当者会で制度の説明 対象者への周知 <p>(実績) 利用件数：6件 内訳 入学準備金:5件 就職準備金:1件</p> | <p>(実績) 利用件数：33件 内訳 入学準備金:27件 就職準備金：6件</p> | <p>(実績)H31.1末 利用件数：18件 内訳 入学準備金:11件 就職準備金：7件</p> | | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---------------------------------------|---|--|
| 70 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援が必要である。 ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、自立に向けた就労支援等を実施している。 相談者数や就職者数が減少しており、センターの相談体制を強化していく。 <p>【平成28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数：1,029件 就職者数：68人 移動相談：21回、22人 専門家による無料相談：24回、28人 母子父子自立支援プログラム策定事業計画策定0人、就職決定者1人 <p>母子家庭の母親の就労率は92%となっているが、正社員での雇用形態は56.7%で平均年間就労収入は210万円と、父子家庭328万円の6割程度で経済的に厳しい状態にある。</p> <p>また、父子家庭も臨時職員・パートタイムの雇用形態での就労が9.7%と一定割合存在し、母子家庭同様、経済的に厳しい状態にある。</p> <p>仕事に関して望む支援は、「技術・資格取得の支援」が1位。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間就労収入が200万円未満の世帯割合 母子家庭:56.8% 父子家庭:28.5% (H27 高知県ひとり親家庭実態調査) <p>【課題】</p> <p>センター職員のスキル向上、関係機関との連携強化、就職者数の増加の取組強化</p> | <p>ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務と児童扶養手当受給者を対象とした就業に関する支援業務を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん（H28.4より土曜日も開所） 移動相談 専門家による無料相談 就業支援講座の開催 センターホームページ等による情報提供と情報更新 母子父子自立支援プログラム策定事業 |

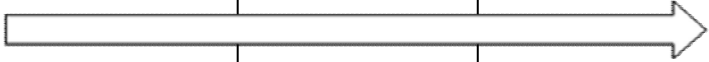
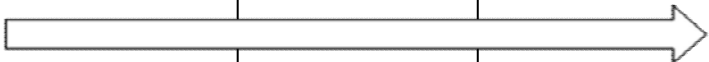
| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|--|---|-----|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| ひとり親家庭等就業自立支援センター事業 継続 | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の子どもの中学校及び高校等卒業後の進学率と就職率の合算値：高知県全体の平均レベル |
| <ul style="list-style-type: none"> 就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん（H28.4より土曜日も開所） 移動相談 専門家による無料相談 就業支援講座の開催 ホームページ等による情報提供と情報更新 母子父子自立支援プログラム策定事業 県広報を活用した周知 <p>(実績) 相談件数:1,029件 就職者数:68人</p> | <ul style="list-style-type: none"> 専門家による無料相談に弁護士を追加 ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会 <p>(実績)H30.3末 相談件数 1,107件 就職者数:38人</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市町村からセンターに対する臨時的任用職員の求人情報の提供方法について、調査・再整理を行い、その結果を市町村に通知 <p>(実績)H31.2末 相談件数:709件 就職者数:30人</p> | | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|---|---|
| 71 被保護者就労支援事業 72 生活困窮者就労準備支援事業 73 生活困窮者就労訓練事業所支援事業 【福祉指導課】 | 1 生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者就労支援事業を通じた就労支援を行ってきたが、効果的な就労支援となっていない。 2 直ちに就労することが困難な生活困窮者への自立支援策である、就労訓練事業（中間的就労）の受け皿となる事業所が十分に確保できていないことに加えて、自立相談支援員の就労支援に関するノウハウも不十分。 | 1 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、半日や週3日といった柔軟な働き方のできる認定就労訓練事業所での就労訓練を活用した就労支援を実施する。 2 認定就労訓練事業と生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワーク事業）の積極的活用による就労支援強化を図る。 |

| 実施計画及び実績 | | | |
|---|---|--|-----------------|
| H28 | H29 | H30 | H31 |
| 認定就労訓練事業を通じた就労実績を弾みに就労訓練事業所認定の促進 | | | |
| 認定就労訓練事業を通じた就労を実現させる実績の蓄積 | | | |
| 認定就労訓練事業の開拓・支援 | | | |
| 3 市町での訓練事業所認定 | 4 市町での訓練事業所認定 | 5 市町での訓練事業所認定 | 34 市町村での訓練事業所認定 |
| 就労支援に結びつくアウトリーチの充実 | | | |
| 自立相談支援機関への就労支援に結びつくアウトリーチ方法の意識づけ | 行政窓口でのチラシ配布による周知、民生・児童委員からの情報提供の促進等による就労支援に結びつかせるためのアウトリーチを展開 | | |
| 生活保護就労支援員、ハローワーク等就労支援関係機関との連携強化及び自立相談支援員の就労支援ノウハウの獲得 | | | |
| ①自立相談支援員に対する研修会の開催 ②自立相談支援員の生活保護就労支援協議会への参画による被保護者就労支援事業、ハローワークとの連携強化 ③ハローワークとの協働による生活保護受給者等就労自立促進事業活用の促進 | | | |
| 自立相談支援事業を通じて、認定就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用した就労の実現 | | | |
| 98 人就労/年 | 107 人就労/年 | 53 人就労/年 <small>※2月末、ﾌﾗﾝｸﾞ作成者のみ</small> | 124 人就労/年 |

| 目指すべき姿（到達目標） |
|--|
| 全市町村において、認定就労訓練事業所が設置され、地域での認定就労訓練事業を通じた就労が実現されている。 <目標値> 1 認定就労訓練事業所数： 34（市町村）事業所（H27 年度実績 2 事業所（1 市）） 2 生活困窮者支援において就労が実現した者の数：124 人（H27 年度実績 72 人） |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|--|---|---|
| 74 女性就労支援事業（高知家の女性しごと応援室） 【県民生活・男女共同参画課】 | <ul style="list-style-type: none"> 働くことを希望する女性の相談窓口として、一定定着しており、今後、相談者をより確実に就労につなげる取組が必要 | <p>こうち男女共同参画センター「ソーレ」内に設置した「高知家の女性しごと応援室」において、求職しているがなかなか就労に結びつかない女性や、潜在的に求職する可能性がある女性、起業を考える女性等をきめ細かく支援</p> <p>支援内容： ①キャリアコンサルティング・相談 ②情報提供 ③職業紹介 ④主催研修の実施 ⑤広報による潜在的な求職者の掘り起こし</p> |
| 75 ファミリー・サポート・センター事業 【県民生活・男女共同参画課】 | <ul style="list-style-type: none"> 国の補助要件（登録会員数50人以上）のハードルが高く、県内でのファミリー・サポート・センター設置が2か所（高知市、佐川町）のみにとどまっている。 制度が十分に知られていないため、利用ニーズが顕在化しておらず、提供会員の登録が少ない。 | <p>女性が子育てしながら安心して働き続けられる環境を整備するため、地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織によるファミリー・サポート・センターの県内全域での普及を目指し、国の補助要件を満たさない小規模なセンターを設置・運営する市町村を県単独で補助するとともに、会員の増加に向けたセンターのPRや提供会員になるための研修を実施する。</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|---|--|---|--------------|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| <ul style="list-style-type: none"> きめ細やかな就労支援 求人情報の充実 バージョンアップに向けた検討 <p>（実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規相談者 427人 新規相談件数 1,238件 就職人数 166人 就職支援セミナー参加者数 80人 就職支援カフェ参加者数 51人 |  <p>（実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規相談者 396人 新規相談件数 1,363件 就職人数 160人 就職支援セミナー参加者数 80人 就職支援カフェ参加者数 52人 | <p>（実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規相談者 459人 新規相談件数 1,504件 就職人数 161人 就職支援セミナー参加者数 84人 再就職支援イベント参加者数延べ 216人 東部、西部地域への出張相談（24回）相談件数 32件 就業者へのアフターフォロー 173件 企業へのアドバイス 45件 企業への出張セミナー 6回 | <p>3か月以内に就職を希望する相談者の就職率の向上</p> <p>（H27年度：46.5%→H31年度目標値（総合戦略KPI）：65%）</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 高知版センター設置への支援 会員増加に向けたセンターのPRと研修の実施 <p>（実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知版センター1か所開設（香南市） 子育て支援員研修の実施（43名参加） 香南市において提供会員になるための研修実施（21名参加） リーフレットの作成・配布（保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等） |  <p>（実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知版センター2か所開設（安芸市、南国市） 子育て支援員研修の実施（19名参加） テレビ番組放送、リーフレットの作成・配布、イベント出展による広報 | <p>（実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知版センター3か所開設（須崎市、香美市、いの町） 子育て支援員研修の実施（27名参加） テレビCM放送、リーフレットの作成・配布、イベント出展による広報 | <p>高知市周辺及び県東西の市部を中心に県内全域での開設を目指す。</p> | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|----------------------------|---|---|
| 76 委託訓練事業 【雇用労働政策課】 | <p>○委託訓練全体の就職率は下記のとおりであり、伸び悩みの状況。</p> <p>[近年の就職率]</p> <ul style="list-style-type: none"> • H25 → 81% • H26 → 79% • H27 → 83% • H28 → 83% • H29 → 81% | <p>離転職者等が、再就職に必要な技能及び知識を習得するために、地域の実情に応じた職業訓練を実施し、早期就職につなげる。</p> |
| 77 乳幼児医療費補助金 【健康対策課】 | <p><現状> 乳幼児医療費助成事業の実施主体は市町村であり、ここ数年の間にほとんどの市町村で中学卒業まで（一部は高校卒業まで）医療費助成制度が拡充されている。</p> | <p>乳幼児の疾病の早期発見、早期治療を促進のために、乳幼児にかかる医療費の一部を助成する。 補助先：市町村 補助率：1/2 補助対象事業：乳幼児医療費助成事業（医療費・審査支払手数料）</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|---|-----|-----|-----|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| <p>民間教育訓練施設を活用した離転職者訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業ニーズに応じたビジネスマナー等の基礎的訓練や資格取得を目指した訓練の実施 • 求職者等のニーズにあったパソコンスキル習得のための基礎的訓練の実施 • 介護福祉士養成コースを含む、雇用吸収率の高い介護系訓練の実施 • 企業実習を併用したより実践的な訓練の実施 | | | | <p>委託訓練受講者の就職率</p> <p>83.2% (H27実績) (H23-H27 平均就職率 78.9%) ↓ 80% (H31)</p> |
| <p>市町村への乳幼児医療費の助成</p> | | | | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|-------------------------------|---|---|
| 78 ひとり親家庭医療費補助金 【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援が必要である。 H27 実態調査によると、医療費助成制度を知らない割合は、父子家庭が母子家庭より23.2ポイント高い。 <p>【平成27年度】 受給者数：15,845人</p> <p>母子家庭の母親の就労率は92%となっているが、正社員での雇用形態は56.7%で平均年間就労収入は210万円と、父子家庭328万円の6割程度で経済的に厳しい状態にある。</p> <p>また、父子家庭も臨時職員・パートタイマーの雇用形態での就労が9.7%と一定割合存在し、母子家庭同様、経済的に厳しい状態にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間就労収入が200万円未満の世帯割合 母子家庭:56.8% 父子家庭:28.5% 支援制度の認知度(医療費助成制度を知らない割合) 母子家庭:10.0% 父子家庭:33.2% (H27 高知県ひとり親家庭実態調査) <p>【課題】 制度の周知</p> | <p>市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業への補助を通じて、母子・父子家庭の医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の健康の増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象：保険診療による医療費（入院、通院、歯科）の自己負担分（高額療養費は除く）、高知県国民健康保険団体連合会に対する医療費審査支払手数料 |
| 79 児童扶養手当費 【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援が必要である。 H27 実態調査によると、行政に対する要望は「年金・手当額の増額」が1位となっている。 <p>【平成29年3月末】 受給者数:8,025人(県分 1,171人)</p> <p>母子家庭の母親の就労率は92%となっているが、正社員での雇用形態は56.7%で平均年間就労収入は210万円と、父子家庭328万円の6割程度で経済的に厳しい状態にある。</p> <p>また、父子家庭も臨時職員・パートタイマーの雇用形態での就労が9.7%と一定割合存在し、母子家庭同様、経済的に厳しい状態にある。</p> <p>行政に対する要望は、「年金・手当の増額」が1位。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間就労収入が200万円未満の世帯割合 母子家庭:56.8% 父子家庭:28.5% (H27 高知県ひとり親家庭実態調査) <p>【課題】 ・制度の周知</p> | <p>父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する。</p> <p>※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給 ※平成26年12月～ 公的年金等との併給制限の見直し ※平成28年8月～ 第2子、第3子加算額が増額 第2子：月額5千円 →最大で月額1万円に 第3子：月額3千円 →最大で月額6千円に</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|---|---|--|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| ひとり親家庭医療費助成事業 継続 | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の子どもの中学校及び高校等卒業後の進学率と就職率の合算値：高知県全体の平均レベル |
| (実績) 受給者数:15,488人 | (実績) 受給者数:14,284人 | (実績) 受給者数:14,269人 | <ul style="list-style-type: none"> H31.7月から未婚のひとり親に対する税制上のみなし寡婦(夫)控除の適用開始 | |
| 児童扶養手当費 継続 | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の子どもの中学校及び高校等卒業後の進学率と就職率の合算値：高知県全体の平均レベル |
| <ul style="list-style-type: none"> H28.8月分手当より第2子、第3子加算額が増額 <p>(実績)H29.3末 受給者数:8,025人 (県分 1,171人)</p> | <p>(実績)H30.3末 受給者数:7,679人 (県分 1,154人)</p> | <ul style="list-style-type: none"> H30.8月から全額支給に係る所得制限限度額引上による増額 <p>(実績)H31.2末 受給者数:7,865人 (県分 1,172人)</p> | <ul style="list-style-type: none"> H31.11月支払分から年6回の支給に変更 | |

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|---|--|
| 80 母子・父子自立支援員設置 81 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【児童家庭課】 | <p>【現状】</p> <p>○母子・父子自立支援員設置費</p> <p>・母子父子自立支援員2名による貸付金滞納者への償還指導を随時行っている。</p> <p>【平成28年度】 相談・償還対応件数 1,645件</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</p> <p>・要件を満たす貸付申請者から提出された各種申請書を審査し、適正な貸付を行う。</p> <p>【平成28年度】 貸付件数 51件 貸付金額 30,207,749円</p> <p>・ひとり親家庭への各種支援制度を掲載した「母子・父子・寡婦福祉のしおり」を市町村（ひとり親世帯分含む）及び関係機関へ配布する。</p> <p>【課題】</p> <p>・制度の周知</p> | <p>○母子・父子自立支援員設置費</p> <p>・ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供等及び福祉資金貸付の償還指導を行う。</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</p> <p>・母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦等に、各種資金を貸し付けることで、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進する。</p> <p>※平成26年10月～ 父子家庭への対象拡大</p> <p>・資金の種類：事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金</p> |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|--|---|--|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| 母子・父子自立支援員設置費 継続 | | | | ➔ |
| (実績) 相談・償還対応件数 1,647件 | (実績) 相談・償還対応件数 1,394件 | (実績)H31.2末 相談・償還対応件数 865件 | | |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 継続 | | | | ➔ |
| <ul style="list-style-type: none"> ・利率の引き下げ（1.5%→1.0%） ・就職支度資金の貸付限度額の引き上げ（特別分限度額 32万円→33万円） (実績) 貸付件数:51件 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始資金、事業継続資金の貸付限度額の引き上げ (実績) 貸付件数:72件 | <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象に大学院への進学に必要な資金の追加 (実績) 貸付件数:77件 | <ul style="list-style-type: none"> ・4資金（事業開始資金、事業継続資金、生活資金、就学支度資金）の貸付限度額の引き上げ ・修業資金の償還期間の延長（6年→20年） ・臨時児童扶養等資金の創設 | |
| | | | | <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p><目標></p> <p>・ひとり親世帯の子どもの中学校及び高校等卒業後の進学率と就職率の合算値：高知県全体の平均レベル</p> |

(4) 児童虐待防止対策の推進 (子どもたちの命の安全・安心の確保)

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|--|---|
| 96 児童相談所機能強化事業等 97 児童相談所電話対応専門員配置 98 児童家庭支援センター設置 99 一時保護委託料 100 中央一時保護所費 101 児童虐待防止対策事業費 102 児童家庭支援センター指導委託費 103 電話相談事業委託料 104 児童虐待対応職員配置 105 研修コーディネーター配置 【児童家庭課】 | <p>【現状】(H31年2月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待対応件数 通告(相談)受案件数 538件(中央496+幡多42) 虐待認定・対応件数 347件(中央323+幡多24) ○一時保護の状況 受付件数 304件(中央283+幡多21) (うち虐待) 102件(中央95+幡多7) ※うち職権保護受付件数 108件(中央99+幡多9) (うち虐待) 58件(中央51+幡多7) ○オレンジリボン 子どもの人口が減少している中でも児童虐待の件数は増加しており、子どもを取り巻く環境は、厳しい状況にある <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法改正に伴い、児童福祉司スーパーバイザー義務研修へ参加する必要があるとともに、児童福祉司任用後研修を実施やその研修内容を検討する必要がある。 ・法的対応を求められるケースへの対応が十分でない。 ・児童相談所におけるスーパーバイザーが十分に機能していない。 ・迅速かつ的確な一時保護の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ○職員の専門性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家の招へい ・法的対応力の強化(弁護士による法的対応の代行とサポート) ・職種別・経験年数別の職員研修体制の充実・強化(児童福祉司スーパーバイザー義務研修への参加や児童福祉司任用後研修の実施等) ○非常勤職員の配置による休日・夜間の電話対応力の強化 ○検証委員会による児童相談所への提言に対する対応とその進捗管理の実施 ○児童虐待時の児童の安全確認及び一時保護体制の強化 ○児童家庭支援センターによる家庭や市町村等への相談支援や助言、要保護児童や家庭への指導 ○児童虐待防止、早期発見・早期対応のため、官民共同によるオレンジリボンの周知活動等を通して、県民に対し広く啓発活動を行う ○児童虐待への予防的取組みの1つとして、「あまえ療法」の理論と実践に取り組むこととし、保育士や保健師等(特に地域の中核的人材となり得る者)を対象にした指導者養成研修を実施することをNPO法人カンガルーの会に委託する |

| 実施計画及び実績 | | | |
|---|--|---|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 |
| <p>◆(仮称)子ども総合センターの設置による相談支援体制の強化</p> | | | |
| <p>◆外部専門家の招へい(機能強化アドバイザーによる助言・指導)</p> | | | |
| ○児童相談所機能強化アドバイザー ・中央児相(14回) ・幡多児相(5回) | ○児童相談所機能強化アドバイザー ・中央児相(18回) ・幡多児相(2回) | ○児童相談所機能強化アドバイザーの招へい (中央:17回、幡多:3回) | ○児童相談所機能強化アドバイザーの招へい (中央:17回、幡多:3回) |
| <p>◆弁護士による法的サポート体制・法的対応の代行</p> | | | |
| ・随時相談(46回) ・法的代行(7件) | ・定期相談(22回) ・随時相談(6回) ・法的代行(3件) | ・定期相談(176件) (内訳:中央165、幡多11) ・随時相談(24件) ・法的代行(6件) | ○定期相談 (年間192回/月16回) ○随時相談・法的代行 |
| <p>◆職種別・経験年数別の職員研修体制の充実強化</p> | | | |
| ・初任者研修(1回) ・スキル向上研修(3回) | ・初任者研修(1回) ・実務研修(適宜) ・児童福祉司任用後研修 ・児童福祉司スーパーバイザー研修(3名) | ・初任者研修(1回) ・児童福祉司任用後研修 ・児童福祉司スーパーバイザー研修(2名) ・トラウマケア研修(10回) ・サインスオブセーフティ研修(1回) | ○職種別・経験年数別の職員研修の実施 ○児童福祉司スーパーバイザーの研修強化 ○児童養護施設等への入所児童に対する支援の強化 |
| <p>◆児童虐待時の児童の安全確認及び一時保護体制の強化</p> | | | |
| ・児童虐待対応職員配置(4名) | ・児童虐待対応職員配置(4名) | ○児童虐待対応職員配置(4名) ○一時保護所の生活環境の充実 | ○児童虐待対応職員配置 |
| <p>◆非常勤職員の配置による休日・夜間の電話対応による相談体制の充実</p> | | | |
| ・電話対応専門員配置(4名) | ・電話対応専門員配置(4名、7,138件) | ・電話対応専門員配置(4名、11,215件) | ○電話対応専門員配置 |
| <p>◆児童家庭支援センターによる家庭や市町村、要保護児童、その家庭への助言指導</p> | | | |
| ・県内3カ所設置 | ・県内3カ所設置 ・来所相談(472件) ・電話相談(4,403件) ・訪問相談(904件) | ○県内4カ所設置 ○要保護児童や家庭等への助言指導の実施 | ○県内5カ所設置 ○要保護児童や家庭等への助言指導の実施 |
| <p>◆虐待防止の意識啓発と通告義務についての意識醸成</p> | | | |
| ・県広報番組(ラジオ、1回) ・TVCM放映(11月) | ・県広報番組(ラジオ、1回) ・TVCM放映(11月) | ○県広報番組(ラジオ、1回) ○TVCM放映(11月) | ○県広報番組(ラジオ、1回) ○TVCM放映(11月) |
| <p>◆オレンジリボンキャンペーンの実施</p> | | | |
| | ・オレンジリボンキャンペーンチラシ・ポスター配布(8月、328カ所) ・オレンジリボンキャンペーン(講演会:10月、121名) (ウォーク:10月、70名) | ・オレンジリボンキャンペーンチラシ・ポスター配布(7月、342カ所) ウォーク及び講演会の実施(講演会:10月、139名) (ウォーク:10月、150名) | ○オレンジリボンキャンペーンチラシ・ポスター配布 ○オレンジリボンキャンペーンウォーク及び講演会の実施 |
| <p>◆児童虐待予防に係る指導者養成研修の実施</p> | | | |
| ・南国市(1回) ・香美市(4回) ・安芸市(4回) ・幡多地区(4回) | ・香美市(4回) ・安芸地区(4回) ・中央西地区(4回) ・幡多地区(4回) | ○県内5地区で実施 (香美市、安芸地区、中央西地区、須崎地区、幡多地区) | ○県内5地区で実施 |

| 目指すべき姿(到達目標) | | | | |
|---|---------|------|-------|------|
| <p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>＜目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の会議に主任児童委員等が参加し、地域での情報共有がなされている。 <p>参加率</p> <table border="1"> <tr> <td>ケース検討会議</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実務者会議</td> <td>100%</td> </tr> </table> | ケース検討会議 | 100% | 実務者会議 | 100% |
| ケース検討会議 | 100% | | | |
| 実務者会議 | 100% | | | |

(4) 児童虐待防止対策の推進（子どもたちの命の安全・安心の確保）

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|---|--|--|
| 106 児童養護施設・保育所・市町村職員等資質向上事業等 107 児童相談関係機関職員研修事業 108 児童相談連携支援事業費 【児童家庭課】 | 【現状】 ○市町村要保護児童対策地域協議会等の現状 ・児童福祉司と同等の資格を持つ市町村職員が養成されたものの、相談窓口担当職員の人事異動等のために専門性の確保・継続が困難 ・適宜・適切なアセスメントの実施や援助方針の見直しが必要 【課題】 ・各市町村（要保護児童対策地域協議会）への積極的な支援 ・市町村において支援拠点を設置するにあたり、対応できる人材の確保、育成が必要。 ・個別ケース検討会への児童委員・民生委員等の参加率が低い（参加率：15.1%（H28.4～11月実績）） ・児童委員・民生委員等が実務者会構成員である市町村数：29市町村（85.3%、H29.3末） | ○市町村における児童家庭相談支援体制の強化 ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言 ・高知市（要保護児童対策地域協議会）への重点支援 ・要保護児童対策調整機関専門職研修の実施 ・児童福祉司任用資格取得講習会や市町村職員への研修の実施 ・市町村要保護児童対策地域協議会連絡会議研修会の実施 |

| 実施計画及び実績 | | | |
|---|--|---|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 |
| ◆市町村における児童家庭支援体制の強化 | | | |
| ○高知市ケースリスクアセスメント会実施（11回） ○高知市全管理ケースへの振返支援実施（11回） ○高知市以外の市町村への振返支援実施 ・中央児相：82回 ・幡多児相：20回 ○市町村職員研修 <中央児相> ・基礎研修（2回、82名参加） ・中堅研修（2回、34名参加） ・調整機関課長・係長会（東ブロック：2回、67名参加）（西ブロック：2回、79名参加） ・管理職研修（2回、47名参加） ・フォローアップ研修（1回、32名参加） ・児童問題関係職員研修会（2日間、283名参加） <幡多児相> ・新任等職員研修（1回、17名参加） ・要対協調整機関連絡会（1回、16名参加） <児童家庭課> ・要対協連絡会議研修会（1回、38名参加） | ○高知市ケースリスクアセスメント会実施（15回） ・東ブロック（4回、延べ325ケース） ・西ブロック（3回、延べ223ケース） ・南ブロック（5回、延べ243ケース） ・北ブロック（3回、延べ183ケース） ○高知市全管理ケースへの振返支援実施（15回） ○高知市以外の市町村への振返支援実施 ・中央児相：51回 ・幡多児相：28回 ○市町村職員研修 ・基礎研修（2回、91名参加） ・中堅研修（2回、136名参加） ・調整機関課長・係長会（東ブロック：2回、48名参加）（西ブロック：2回、43名参加） ・管理職研修（2回、107名参加） ・フォローアップ研修（1回、26名参加） ・子どもの虐待防止推進セミナー（1回、130名参加） | ○高知市定例アセスメント会議参加（6回）延べ469ケース ○高知市以外の市町村への振返支援実施 ・中央児相23回（幡多管内3市含む） ○市町村職員研修 ・基礎研修（3回、171名参加） ・中堅研修（3回、85名参加） ・市町村要保護児童対策調整機関課長・係長会（東ブロック：2回、45名参加）（西ブロック：2回、53名参加） ・管理職研修（2回、95名参加） ・フォローアップ研修（1回、24名参加） ・調整担当者意見交換会（1回、17名参加） ・定例支援会議見学（香南市2回、26名参加） | ○高知市定例アセスメント会議参加（12回） ○高知市以外の市町村への振返支援実施 ①定例支援会議の運営への支援（支援プランへの助言） ②リスクの軽重による市町村とのケース分担を進めていくために、リスクの高いケースを中心に実施 ○市町村職員研修 ・基礎研修（3回） ・中堅研修（3回） ・市町村要保護児童対策調整機関課長・係長会（全体会 1回（臨時））（東ブロック：2回）（西ブロック：2回） ・管理職研修（2回） ・フォローアップ研修（1回） ・調整担当者意見交換会（1回） ・定例支援会議見学（東西ブロックで各2回） |

| 目指すべき姿（到達目標） |
|---|
| ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 <目標> ・要保護児童対策地域協議会の会議に主任児童委員等が参加し、地域での情報共有がなされている。 参加率 ケース検討会議 100% 実務者会議 100% |

3 その他

| 事業名称【担当課】 | 現状・課題 | 事業概要 |
|--------------------------------------|--|---|
| 110 子どもの生活実態調査委託料 【児童家庭課】 | ◆生活の困窮、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、一定数の子どもたちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった問題で、困難な状況に直面している。 この実態をアンケート調査や子どもの相対的貧困率の算出により、数値的に明らかにし、施策に反映していく必要がある。 | H28 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの生活実態調査 県内の子ども及びその保護者に、環境や満足度、支援ニーズ等をきくアンケート調査を学校を通じて実施 児童養護施設入所児童・里親委託児童の実態調査 施設・里親を通じ、子どもにアンケート調査を実施 資源量調査 H29 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの生活実態調査 H28で実施した調査結果をもとに、市町村ごとに詳細な分析を実施 |
| 109 地域コーディネーター養成事業 【児童家庭課】 | ◆生活の困窮、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、一定数の子どもたちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった問題で、困難な状況に直面している。 これを解決するためには、貧困などを要因とする子どもたちへの負の連鎖を断ち切ることを社会全体の問題としてとらえ、市町村や教育・福祉関係団体だけでなく、民間企業やNPO、ボランティアなどを含め、関係する支援機関などが連携・協働していく必要がある。 | ◆市町村担当者や市町村社会福祉協議会の推薦者、一般応募者などを対象に、地域でのネットワークづくりといった、厳しい環境にある子どもたちへの支援活動等において中心的な役割を果たすコーディネーターを養成することを目的として、講演会・研修等を実施する。 |

| 実施計画及び実績 | | | | 目指すべき姿（到達目標） |
|--|---|---|---|---|
| H28 | H29 | H30 | H31 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 子どもの生活実態調査を実施(高知県内全体) 児童養護施設入所児童・里親委託児童の実態調査 資源量調査 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの生活実態調査を市町村ごとに詳細な分析を実施 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> ●高知県分詳細分析 幸福度、自己肯定感、授業理解度など9項目について、生活困難や子どもとの関わりなど5つの視点とのクロス集計を行った。 ●市町村別詳細分析 レジリエンス、授業理解度、放課後にほっとできる場所など5項目について、生活困難とのクロス集計を行った。 | | | ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 講演会の実施 地域コーディネーター養成研修の実施(県内2カ所) 研修内容の見直し、研修市町村との協議 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> ●第1期基礎研修(高知及び須崎会場) 修了者：63名 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村と共催での地域コーディネーター養成研修の実施(基礎研修、専門研修) 地域コーディネーターの配置、活用状況等調査 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> ●第1期スキルアップ研修(高知及び須崎会場) 修了者：36名 ●第2期基礎研修(高知会場) 修了者：34名 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村を実施主体とした地域コーディネーター養成研修の実施 地域コーディネーターの配置、活用状況等調査、見直し 関係行政機関、地域企業、NPO等と地域コーディネーターとの企画会議の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村を主体とした地域コーディネーター養成研修の実施 関係行政機関、地域企業、NPO等と地域コーディネーターとの連携強化、連携事業の展開 | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 大目標 | 4. 少子化対策の抜本強化 |
| 中目標(今後の基本方針) | (1) ライフステージの各段階に応じた取り組みのさらなる推進 |

| 具体的な施策 | 第3期構想 策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★30年度からの新たな取組 |
|-------------------------|--|---|--|
| ○母体管理の徹底と切れ目のない妊産婦ケアの充実 | ○母体管理の徹底と切れ目のない妊産婦ケアの充実 ・NICUで高度な医療の必要な1,000g未満の早産未熟児の出生 ・満20週以降に妊娠届出のあった妊婦が存在 ・産後ケアニーズ調査によると、心身に何らかのリスクを抱えていた産婦が地域に一定数存在し、約1/3が産後体調不良の状態 | ○母体管理の徹底と切れ目のない妊産婦ケアの充実 <取組> ○早産予防を目的とした母体管理の徹底 ○健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発 ○妊産婦への支援強化 ○産前・産後ケア体制づくり ○妊娠前から産褥期フォロー図作成 ○子育て世代包括支援センターの設置推進 【成果】 ・早産防止対策の医学的管理の徹底により、妊娠期間を延長できたケースが増えており、超低出生体重児(1000g未満)の出生抑制につながっている ・子育て世代包括支援センターの設置:18市町村(H30年度末現在) 【課題】 ・母子健康手帳交付時の全妊婦アセスメントと妊娠から育児まで継続した支援体制が必要 ・市町村保健師や産科・精神科医療機関の医師・助産師など多職種・多機関が連携した周産期メンタル不調への支援が必要 | ○母体管理の徹底と切れ目のない妊産婦ケアの充実 <取組> ○早産予防を目的とした母体管理の徹底 ・妊婦健診で子宮頸管長の測定と膣分泌物の細菌培養検査を継続し、早産の徴候を見つけて早期の対応につなげる ○健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発 ○妊産婦への支援強化 ・圏域でのケース検討会等の実施 ○産前・産後ケアサービスの充実 ・妊娠期間からの支援が必要な家庭への早期に確実なフォロー体制を強化するため、市町村への支援を実施 ・妊娠期間から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築するため、市町村を支援 ・母子保健コーディネーターや保健師のスキルアップ研修会を実施 ・市町村が産前・産後ケアサービスを進めるために実施する取組への財政的支援を実施 ★○市町村等の周産期メンタルヘルス対策支援体制の整備 ○子育て世代包括支援センター推進のための市町村支援 ・ネウボラ推進会議の開催(2市) ・センター設置市町村連絡調整会議の開催 ○市町村保健師等母子保健従事者を対象とした体系的な研修の実施 ○妊産婦救急救命基礎研修の実施 |
| ○健やかな子どもの成長・発達への支援 | ○健やかな子どもの成長・発達への支援 ・1歳6か月児・3歳児健診の受診率は、年々改善がみられているが、全国より低い状態 ・未受診児に対して、具体的なフォローアップ方法や把握時期、期限等を示した「未受診児対応のフォロー図」を全市町村で作成した(H27年度) 引き続き、確実なフォロー体制の強化のため、支援の継続と併せて妊娠前から産褥期も含めた取組が必要 | ○健やかな子どもの成長・発達への支援 <取組> ○乳幼児健診受診状況実態調査の実施 ○市町村の乳幼児健診受診促進の取組支援や啓発活動の実施 ○乳幼児広域健診(1歳6か月児・3歳児健診)を日曜日に実施 ○市町村保健師等母子保健従事者を対象とした体系的な研修の実施(乳幼児健診関係) ○乳幼児健診の標準化・見直し(手引書作成等) ○未受診児対応フォロー図の作成 【成果】 乳幼児健診受診率は、取組の強化により改善 【課題】 ・乳幼児健診受診率は、ようやく全国水準に達したところ ・未受診児等の確実なフォロー体制の強化 ・望まない妊娠や予期しない妊娠を防ぐためには、女性の身体や妊娠に関する専門的な相談の場が必要 | ○健やかな子どもの成長・発達への支援 <取組> ○乳幼児健診受診促進の取組 ・市町村が行う1歳6か月児・3歳児健診の受診促進のため、保護者への受診勧奨や保護者の職場への啓発、啓発資料の見直しなどの取組の継続 ・受診の啓発を実施するとともに、健診の意義や必要性など正しい情報を提供 ○未受診児など(妊娠期間からも含む)の支援が必要な家庭への早期に確実なフォロー体制を強化するための市町村への支援を実施 ○市町村保健師等母子保健従事者を対象とした体系的な研修の実施 ○女性の身体や妊娠、予期しない妊娠等の専門相談電話の実施と広報活動の強化 |

| | |
|------------------|---|
| 平成37年度末の 目指す姿 | 県民総ぐるみの少子化対策が進み、職場や地域で安心して子どもを産み育てることのできる環境が整っています。 |
|------------------|---|

| 第3期構想 | | | | | 平成31年度末の 目指す姿 |
|---|-----|-----|-----|-------|--|
| H28 | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| ●母体管理の徹底と切れ目のない妊産婦ケアの充実 | | | | | ①母体管理の徹底と切れ目のない妊産婦ケアの充実 ・妊娠11週以下での妊娠の届出率→全国水準 ・産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた者の割合(3-4か月児) →増加 ・妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市町村の数 ①妊婦のみに実施②家族にも伝える →増加 ・超低出生体重児の出生割合 →全国水準以下を維持 ・十代の人工妊娠中絶実施率・実施数 →減少 ・乳幼児健診の未受診者に対して(妊娠期間から含む)①いつまでに状況を把握するか②把握方法③期限を過ぎて状況が把握できない場合の他機関との連携など状況を把握する方法を決めている市町村の数 →全市町村 |
| 早産予防を目的とした母体管理の徹底 子宮頸管長測定、膣分泌物の細菌培養検査を継続 | | | | | |
| 健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発 妊婦や高校生等への啓発(高知県版母子健康手帳別冊、思春期ハンドブックの活用) | | | | | |
| 産前・産後ケアサービスの充実 妊娠期間から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築 妊娠期間からの支援が必要な家庭へのフォロー体制の強化 | | | | | |
| 周産期メンタルヘルス対策 ・市町村意見交換会 ・産婦健診事業実施準備検討会 | | | | | |
| 子育て世代包括支援センターの推進のための市町村支援 ・地域実践会議の開催 ・センター設置市町村連絡調整会議の開催 ・ネウボラ推進会議の開催 ・ネウボラ推進会議の開催 (2市町) | | | | | |
| 市町村の母子保健従事者を対象とした研修の実施 | | | | | |
| 妊産婦救急救命基礎研修の実施 | | | | | |
| ●健やかな子どもの成長・発達への支援 | | | | | |
| 乳幼児健診の受診促進のための取組等 保護者への受診勧奨等の市町村の取組を支援 未受診児等のフォロー体制の強化 | | | | | |
| 乳幼児健診の受診促進のための啓発活動 広く県民への啓発活動 保育所、幼稚園との連携 | | | | | |
| 市町村の母子保健従事者を対象とした研修の実施 | | | | | |
| 女性の身体や妊娠、予期しない妊娠等の専門相談電話の実施 | | | | | |

第3期日本一の健康長寿県構想 線表

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 大目標 | 5. 医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化 |
| 中目標(今後の基本方針) | (2)福祉・介護職場で活躍する人材の安定確保とサービスの質の向上 |

| 具体的な施策 | 第3期構想 策定時点の状況 | これまでの取組の成果等 (課題も含む) | これからの取組 ★31年度からの新たな取組 |
|--------------------|---|--|---|
| ○人材の定着促進・離職防止策の充実 | ○福祉・介護職場の離職率は全国に比べて低いものの、高まる傾向にある。 ○全産業との比較では、本県は全国と異なり、福祉・介護職場の離職率は低い状況にある。 ○介護職員の離職や働く上での不安要因として、出産・育児、低賃金、身体的な負担などの問題が上位。 | ○介護ロボットや福祉機器の導入支援 ・福祉機器の導入支援(H30:57事業所が活用) ○仕事と育児の両立支援に係る代替職員派遣(H30:6事業所が活用) | ○職場環境の改善による魅力ある職場づくり ・福祉機器等やICTの導入支援 ・福祉機器等の導入による身体的負担の軽減、ICTの導入による業務効率化と負担軽減 ・子育てとの両立や有給休暇の取得促進に向けた代替職員の派遣 ・代替職員の派遣により、男性の育児休業取得など育児支援制度の活用促進や有休休暇が取得しやすい職場づくりを推進 ・介護職員相談窓口の設置 働く上での悩みを解消し、定着を促進 ★介護現場からのハラスメント防止対策 利用者等からのハラスメント防止に対する管理者・職員向け研修や意識啓発を実施 ○処遇改善につながるキャリアアップ支援 ・福祉研修センターにおける研修の充実 ・小規模事業所の人材育成を支援 ・処遇改善加算の取得を通じた介護職員の処遇改善 各事業所に対する加算取得に向けた支援 ・研修受講時の代替職員の派遣 |
| ○新たな人材の参入促進策の充実 | ○2025年には、約900人の介護人材が不足する見込み。 ○高校卒業後、介護職場に就職した県内就職者は景気の回復とともに増減傾向。 (H25 県内就職高校生655人のうち55人:8%) (H26 " 702人のうち43人:6%) (H27 " 639人のうち25人:3.9%) ○資格取得に係る経済的な負担及び研修が長期間に及ぶことによる施設側と本人の負担が重い。 ○介護福祉士受験資格の見直しにより、実務経験3年に加えて、「実務者研修」が新たに義務付け。 (介護福祉士の有資格者の約85%は実務経験ルート) | ○福祉人材センターのマッチング力を強化 ・民間人材の活用によるマッチングの強化(H30:マッチング実績 360名) ・職場体験事業、ふくし就職フェア等を実施(H30:職場体験者数 25名) (H30:ふくし就職フェア参加者数 373名) ・中山間地域での就職面接会の開催(H30:就職面接会参加者数 89名) ○県内の高校生を対象に介護職員初任者研修を実施(H30:32名修了) ○中山間地域ホームヘルパー養成事業を実施 ・中山間地域の市町村が実施するヘルパー養成研修への支援(H30:4市町村24名修了) ○介護福祉士等修学資金の貸付(H29:37名 H30集計未) | ○きめ細かな支援策による多様な人材の参入促進 ・多様な働き方を可能とする職場づくり 「業務の切り出し」「再編成」により多様な人材が働きやすい職場環境づくりを促進 ・福祉人材センターと関係機関の連携によるマッチング強化 ・移住者の円滑な就労に向けた介護資格の取得を支援 ★外国人介護人材への学習支援 日本語及び専門知識等の習得を支援 ○資格取得支援策の強化 ・高校生や中山間地域等の住民への資格取得支援 卒業時の職業選択やUターンの際に有利となる介護資格取得の支援 中山間地域において市町村が行う住民を対象とした介護資格取得の支援 ・介護福祉士養成校の入学者等への支援 介護福祉士等修学資金の貸付け 介護現場における中核的な役割を担う質の高い人材の養成を推進するための貸付を実施 外国人留学生への奨学金給付への支援 |
| ○人材確保の好循環の強化に向けた検討 | | ○雇用管理改善に向けた取組みへの支援 ・介護事業所認証評価制度の実施(H30 認証 14法人 参加宣言中 88法人) | ・「介護の仕事の魅力の向上」と「利用者のQOLの向上」の好循環をより強力に機能させる新たな仕組みを検討 ・「介護事業所認証評価制度」を通じた魅力ある職場づくりの推進、小規模事業所等の参加促進 |

| | |
|------------------|---|
| 平成37年度末の 目指す姿 | 医療や介護などのサービス需要に適應する人材が安定的に確保されるとともに、地域で雇用を創出する産業として育成・振興されています。 |
|------------------|---|

| H28 | 第3期構想 | | | | 平成31年度末の 目指す姿 |
|--------------------------|---|----------------------|---|-------------|--|
| | H29 | H30 | H31 | H32以降 | |
| 福祉機器の導入支援 介護ロボットの導入支援 | 福祉機器・介護ロボットの普及促進 ICT導入支援(H31~) | | | | ○福祉研修センターの研修体制の充実等によりキャリアアップ支援が図られ、職員の定着が促進している。 |
| 管理者への職員定着に関する啓発 | 事業所の取り組みへの支援の充実(子育て支援、有給休暇取得促進、研修受講促進に係る代替職員派遣) | | | | ○介護事業所認証評価制度により職場環境が改善し、離職率が低下している。 |
| | 相談窓口の設置による定着支援 | | | | ・介護職場における離職率【離職率14.6%】 |
| | ハラスメント防止研修の実施 | | | | |
| 研修内容・研修方法の見直し | 研修内容の充実・強化 | | | | |
| | 加算取得に向けた事業所への支援 | | | | |
| | 多様な働き方を可能とする職場づくりの推進 | | | | ○資格取得支援策の抜本強化や福祉人材センターのマッチング力の強化による新たな人材の参入が進んでいる。 |
| | 福祉人材センターのマッチング力の強化 | | | | ・介護職員初任者研修の修了者数【242名】 |
| | 福祉研修センターや就労支援期間との連携強化 | | | | ・介護福祉士養成校の入学者数【73名】 |
| | 移住者の取得支援の実施 | | | | ・潜在介護福祉士等の就業者数【10名】 |
| | 介護報酬の改定 | | 日本語及び介護技術の学習支援 | | ・福祉人材センターにおける就職者数【200名】 |
| | 高校生就職支援事業 | 中山間地域等ホームヘルパー養成事業の実施 | | | |
| | 第6期介護保険事業支援計画(H27~H29) | | 第7期介護保険事業支援計画(H30~H32) | | |
| | | | 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間かけて国家試験の義務付けを図る | | |
| | 修学資金貸付の重点実施期間 | | | | |
| | | | 修学資金貸付の実施 | | |
| | | | 外国人留学生への奨学金給付 | | |
| | 仕組みの検討 | | | | |
| | 介護事業所認証評価制度による良好な職場環境の整備 | | | | |
| | | | | 小規模事業所の参加促進 | |